

日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

**日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議
令和5年1月25日**

目次

○はじめに	… 1
1. 日本語教育の質の維持向上に関する仕組みの創設について	… 2
(1) 制度創設の背景・経緯	… 2
(2) 日本語教育の質の維持向上を図るための仕組み全体の方向性	… 6
(ア) 日本語教育の教育課程を適切かつ確実に実施する日本語教育機関の認定制度	
(イ) 専門的な知識及び技能等を必要とする日本語教師の資格に関する仕組み	
2. 日本語教育機関の認定制度に関すること	… 11
(1) 認定の基準等	… 11
① 基本的な考え方	
② 認定基準等の基本的な構造	
・ 総則等	
・ 教育課程に関する評価	
・ 人的・物的な体制の評価	など
③ 具体的な認定基準、審査基準等の方向性	
④ 「就労」「生活」類型への対応の方向性	
(2) 認定の手続等	… 18
(3) 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表（定期報告を含む）	… 18
① 基本的な考え方	
② 具体的な公表項目等	
(4) 認定を受けた日本語教育機関の評価（自己評価、第三者評価等）	… 20
① 基本的な考え方	
② 具体的な評価項目等	
(5) 認定基準に関する経過措置	… 20
3. 日本語教師の国家資格に関すること	… 20
(1) 筆記試験	… 20
・ 筆記試験の内容	
・ 筆記試験の免除の対象者や免除する試験の範囲	など
(2) 教育実習の実施機関	… 23
・ 教育実習の内容	
・ 教育実習の免除の対象者	
(3) 指定日本語教師養成機関	… 25
・ 具体的な指定基準等	
・ 養成課程の内容等	
(4) 日本語教員の登録に関する経過措置	… 27
4. 新たな制度に必要な基盤整備等	… 30
(1) 必要な基盤整備	… 30
(2) 新たな制度の活用促進	… 31
<別紙資料 1～10>	… 32
卷末参考資料	… 42

○はじめに

近年、我が国に在留する外国人の増加に伴い、日本語学習のニーズの多様化が進む中で、外国人との共生社会の実現にむけて、質の高い日本語教育の提供が喫緊の課題となっています。

外国人を日本社会の一員として受入れ、外国人が社会から孤立しないようにするためにには、我が国に在留する全ての外国人が日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、「留学」、「就労」、「生活」の場でより円滑に意思疎通できる環境を整備し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に寄与することが求められています。

また、日本語教育は、グローバル化が進む中で、諸外国や外国人等との交流を通じた相互理解、人材育成、地域の活性化、新たな価値創出につながる社会の構築において、社会の発展とともに社会の安定に寄与する重要な役割を果たすことが期待されます。

コロナ禍前の令和元年の日本語学習者は過去最高の約28万人となっており、その後一時的に減少はしたもの、令和4年3月より入国制限も緩和されたことから、今後も拡大が見込まれます。日本語学習を希望する外国人の多様なニーズへの対応や、学習者が学んだ日本語を多様な場で活かすことができるよう、留学生のみならず、就労者、生活者に対する日本語教育のニーズに対応する日本語教育の質の確保が求められると考えられます。

令和元年6月には「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が成立し、国内の日本語教師の資格の整備（推進法第21条）、及び日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備（推進法附則第2条）が求めされました。このことを契機とし、文化審議会国語分科会において審議を行い、「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（令和2年3月）がまとめられ、その後、日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において検討を行い、「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～」（令和3年8月）がまとめられました。

この報告では、①日本語教師の資格要件、試験内容等とともに、②日本語教育機関の評価制度など、新たな法制度に関する大枠としての方向性が提示されました。

本有識者会議では、新たな制度を更に実効性のある制度とするため、法律案及びその他具体的な事項として、①日本語教育機関の評価の在り方、②日本語教師試験、③教育実習機関、④日本語教師養成機関の評価の在り方について、有識者会議を設置し、関係者の御意見や調査結果などを踏まえながら制度設計のための方向性について検討を行いました。

その検討結果として、今後、日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みとして、①国による一定の要件を満たす日本語教育機関の認定、②「登録日本語教員」の制度化に当たっての方向性を提示し、その実現を通じて日本語教育の質の更なる向上を目指すものとして取りまとめました。

今後、この方向性に基づき、国において具体的な評価のための①日本語教育機関の認定基準、②日本語教師養成機関の指定基準等や制度活用促進の在り方を検討するに当たり、審議会において専門的な議論を行い、関係者の御意見を聞きながら、十分に現状と課題を踏まえた上で検討が行われる必要があると考えます。

今後、本報告書で示された新制度の実現を通じて、日本語教師の活躍の場が広がり、質が確保された日本語教育の一層の充実が図されることを期待します。

1. 日本語教育の質の維持向上に関する仕組みの創設について

(1) 制度創設の背景・経緯

(背景・経緯)

- 近年、我が国に在留する外国人の数は急激に増加しており（令和4年6月末で約296万人）、これに伴い日本語学習者及び日本語教育機関も増加し続けている（令和元年で学習者は約28万人、機関は約2,500）。留学生の増加とともに、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）改正による在留資格の整備（平成2年）、技能実習制度の創設（平成29年）や特定技能制度の創設（平成31年）等による外国人労働者やビジネス関係の外国人等の増加に伴い、日本語学習者の増加のみならず、日本語学習のニーズの多様化が進んでいる。コロナ禍において一時的に学習者数の減少はみられるが、今後も在留外国人数とともに、日本語学習者数は拡大する見込みである。
- そうした外国人の中には、我が国において生活するために必要な日本語能力が十分でない者も多く存在し、日常生活、社会生活を円滑に営むことができないため、社会的に疎外されているとの指摘もある。コロナ後のグローバル化社会において、多様な人材を育成・確保するとともに、外国人を我が国の社会に包摂し、共生社会を実現する観点から、我が国において生活するために必要な日本語能力を身に付けられる環境の整備が必要となっている。
- 日本語教育機関も急速に増加し、留学生、就労者、高度人材、生活者、外国人等の子供、難民・避難民等などのニーズを踏まえた特色ある教育活動も見られる一方で、国内の日本語教育機関における日本語教育の質に関する共通の指標が存在せず、学習者、外国人を雇用する企業や経済団体、生活者として受入れている地方公共団体等では、日本語教育の水準を確認することが困難な状況が指摘されている。また、学習者数の増加に伴い、日本語教育の担い手、特に日本語教育に関する知識及び技能等の専門性を有する人材の養成・確保が重要な課題となっている。
- このような中で、今後の留学生や外国人労働者の増加を見据えて、日本語教育の機会及び必要な日本語教育の環境整備を質・量の両面から充実していくことが不可欠となっている。

(政府における取組)

- 国においては、平成30年に外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）をとりまとるとともに、我が国に居住する外国人が円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月公布・施行）」（以下「推進法」という。）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）」（以下「基本の方針」という。）が策定され、政府全体が日本語教育の環境整備を推進することとしている。
- 推進法及び基本の方針においては、国内における日本語教師の資格の整備や、日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備について検討し必要な措置を行うことが明記された¹。

¹ 推進法第21条において、「国内における日本語教師（略）の資格の整備、…その他の必要な施策を講ずるものとする。」附則第2条において、「国は、（略）日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

- 日本語教師の資格化については令和2年3月に文化審議会国語分科会「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（以下「令和2年審議会報告」という。）、日本語教師の資格及び日本語教育機関の評価制度の仕組みについては、令和3年8月に日本語教育の資格に関する調査研究協力者会議「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～」（以下「令和3年協力者会議報告」という。）がまとめられている。
- また、日本語教育の質の維持向上の観点から、今後の日本語教育の内容・方法等については、国際的に共通の指標で日本語能力を測る指標や評価などに活用する「日本語教育の参照枠（報告）」及びその活用のための手引きが文化審議会国語分科会において令和3年度にとりまとめられ、令和4年度からは、「留学」「就労」「生活」のモデルカリキュラム開発を開始した。
- 日本語教育人材については、文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改定版・平成31年3月）（以下「平成31年審議会報告」という。）において、「留学」「就労」「生活」などの多様な分野に対応する日本語教師の専門性として求められる資質・能力として「必須の教育内容」50項目等が示され、大学等や民間の日本語教師養成研修においてそれらを踏まえた教育内容の改善が進められている。
- また、同報告書では日本語教師の役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材の資質・能力などを踏まえた今後の日本語教育人材に必要な教育内容・方法等の普及を図るため、養成及び現職日本語教師を対象とした研修の現場で活用可能となる教育内容等が示されたことを踏まえ、平成30年度から養成及び現職日本語教師向けの実践的な研修カリキュラムの開発を開始し、令和2年度からはそのうち優良モデルを活用した研修を各地で展開している。
- あわせて地域における日本語教育の環境整備を推進するため、都道府県・政令指定都市による総合的な体制づくりの支援を行っている。また、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、今後の地域における日本語教育の方向性を示した「地域における日本語教育の在り方について（報告）」及び「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活者としての外国人の学習内容の目安となる「生活Cando」が取りまとめられている。

（日本語教育に関する課題）

- 現在の日本語教育については、一例として次のような課題が指摘されている。

（例）

《共通する課題》

- ・ 学習者、外国人を雇用する企業や経済団体、生活者として受入れている地方公共団体等が日本語教育機関を選択する際、教育の水準について正確かつ必要な情報を得ることが難しい。
- ・ 日本語学習ニーズの多様化に対応できる、専門性を有する日本語教育機関、日本語教師の質的・量的確保が不十分。
- ・ 我が国における日本語教育を行う機関は多種多様であるが、日本語教育の質の確保の観点から組織的に改善充実を図る十分な仕組みが存在しない。

※出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査（令和2年度）報告書」

《留学生対象の日本語教育機関（法務省告示機関）等の一部にみられる課題》

- ・ 適切かつ確実に実施されている日本語教育の成果や、特色ある日本語教育の取組があ

る一方で、不適切な事案もあることによって、日本語教育機関全体に対して厳しい目が注がれている。また、学習者等が選択する際の適切かつ必要な情報が得られず適切な選択が難しい状況が見られる。²

- ・校長等が機関の目標、教育課程の目的・内容を十分に把握していない機関がある。
- ・教員数の不足、教員の経験不足、教員の待遇等の問題が改善できていない機関がある。
- ・募集要項等に記載されている入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離がある。
- ・渡日前、在留資格認定証明書交付申請の時点で求められる学習歴 150 時間程度（A1 レベル相当）等を前提に入学した生徒の習熟レベルにばらつきがある。
- ・教員や職員の業務過多等労働環境が厳しいことや、教職員の生徒支援体制が十分でないため、我が国の環境に慣れない留学生に最低限必要な学習指導・生活指導・進路指導、住居などの指導に関する時間が不十分、出席管理が十分にできていない機関がある。
- ・生活指導等における生徒の母語支援（通訳・翻訳配置）が不十分な場合がある。
- ・資格外活動についての適切な指導を行っていても留学生とアルバイト先企業等との関係を日本語教育機関だけで把握しきれない状況がある。
- ・入管法に基づく在留管理上の観点から留学生を受入れる機関を告示する制度において、教育的な観点からの質の確認・担保が十分でなく、教育環境が十分に整っていない機関がみられる。

《地域における日本語教育の課題》

- ・学習者ニーズの多様化・増加（技能実習、特定技能、ビジネス関係等の家族を含めた「生活者としての外国人」の増加と求められる習得レベルの多様化）
- ・ボランティアを中心とした日本語学習支援体制の維持が困難な状況。（支援者の高齢化や次世代の担い手不足）
- ・地域の実情に合わせた教育プログラムの策定や支援者の指導等にあたる専門人材（日本語教育コーディネーター、日本語教師）の不足、確保が困難な状況がある。
- ・地域における日本語教育の専門人材等の養成・研修の仕組みが不十分である。
- ・多様なニーズに対応するための専門性を有する日本語教育機関と地方公共団体等との具体的な連携が弱い。
- ・一部の地方公共団体において生活者、就労者、児童生徒を対象とした日本語教育機関と連携した取組が行われているが、このような取組の普及、支援などが必要。
- ・国からの財政支援が十分ではない。

※令和3年出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

「地域の日本語教育に関する課題」への回答では、「人員不足」が最多（58%）

※令和3年文化庁調べ

「地域における日本語教育に携わる人材で特に求められている人材」への回答では、「日本語学習支援者（ボランティア）」（52 自治体）、「地域日本語教育コーディネーター」（50 自治体）「日本語教師」の順で多い。

《就労者に対する日本語教育の課題》

- ・外国人材受入れのニーズは高いが、日本語習得が十分でない外国人材に対し企業側ではコミュニケーションに不安
- ・仕事・生活両面でのコミュニケーション支援のため、継続的な日本語のサポートが必要
- ・受入れ企業や関係団体では人手、ノウハウが不足しており、専門の日本語教育機関や

² 日本語教育関係参考データ集 65 頁上段, 66, 67 頁：地域の日本語教育関係機関の連携における対応策、日本語教育機関と地方公共団体との連携事例

講師の確保・充実が必要。

- ・費用負担の在り方。中小企業によっては日本語教育への費用負担が難しい状況がある一方、地方公共団体によっては、企業負担を軽減する研修補助金等があるなど地域の差がある。

※日本商工会議所「多様な人材の活躍に関する調査」(2020)

「特定技能が円滑に機能するために政府が実施すべき取組」への回答は、「外国人材に対する日本語教育の充実」が最多（47%）

(日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な日本語教育機関の評価)

- 国内の日本語教育機関は、留学生のみならず、就労者、生活者等外国人のニーズが多様化する中で、一定の日本語能力を習得させるため専ら日本語教育を行う法務省告示校、大学の留学生別科等や、地方公共団体、国際交流団体、NPO等が行う地域の生活者として必要な日本語を学ぶ地域日本語教室などにおいて地域の実情に応じた様々な取組が行われている。
- 共通する課題として、日本語学習を希望する者が日本語教育機関を選択する際、提供される教育プログラムの習得レベルなどの正確かつ必要な情報を得ることが難しい状況や、「留学」「就労」「生活」に係る日本語学習ニーズの多様化に対応できる、専門性を有する日本語教育機関、日本語教師の質的・量的確保が十分でないことが指摘されている。
- 様々な日本語教育機関がある中で、日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(人材の確保、養成・研修について)

- 在留外国人の増加とともに日本語教育のニーズの多様化が進む中で、日本語学習者数（H22：16.8万人→R1：27.8万人）、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で、日本語教師数は緩やかな増加（H22：3.3万人→R1：4.6万人）に止まっている。前述の外国人の日本語教育の課題においても共通して指摘されているように、留学生を受入れる大学等教育機関、企業・事業者、地方公共団体等からも専門性を有する日本語教師の確保に苦慮しているとの指摘がなされている。³
- また、令和2年審議会報告、令和3年協力者会議報告においては、法務省告示基準に基づく現行の教師要件⁴があるものの教育内容・質が必ずしも一定とは言えない場合も見られ、日本語教師の資質・能力にばらつきが生じていることなどが指摘されるとともに、法務省の告示校審査においては、募集要項に示す入学時及び到達目標における日本語習得レベルに見合う教師が配置されていないなど様々な課題が指摘されている。

³ 日本語教室、日本語学校などで教える日本語教師は約4万人、そのうち、ボランティアが48.0%、非常勤が36.3%、常勤が15.7%である。また、高齢化が進み、若手が少ない状況であり、60・70代が34.8%、10～20代が6.1%である。法務省告示校の日本語教師は年収が200～300万円、300～400万円などの層が多い。

⁴ 日本語教師に関する現行の法務省告示機関の要件では、

- ・学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適當と認められるものを420単位時間以上受講、修了した者／62.5%
- ・民間試験に合格した者（昭和63年開始・公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験）／42.2%
- ・大学・大学院の日本語教師養成課程／15.8%
- ・その他上記に掲げる者と同等以上の能力があると認められる物／3.0%

などの複数のルートを経た者を要件として提示。

これらの背景としては、

- ・専門性を有する日本語教師の質を担保する仕組みがなく、全国的に一定の質を確保することが難しい状況
- ・日本語教師の法的な位置付けが不明確であり、専門人材としての日本語教師の確保が困難な状況
- ・日本語教師として、養成・民間団体試験のみならず研修履歴、実績などを含めた専門性を有することの証明が難しい状況(企業・地方公共団体等が日本語教師を採用する際、専門性を確認することが困難)であること
- ・日本語教師の待遇について、年間収入や、雇用単価等において、専門性が評価されておらず厳しい状況にあること⁵

などである。

- また、これまで大学等において専門人材として日本語教師の養成が行われてきたが、令和元年度日本語教育総合調査結果によると、大学学部（通学制）においては、養成課程を経て実際に教師になる者は1割以下となっており、専門性を有する教師が不足する中で、職業としての社会的な認知が低く、日本語教師を目指す者が日本語教育機関等で活躍する状況に結びついていない現状がある。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による入国制限が続き、留学生減に伴う教師の離職などによる日本語教師不足が深刻な状況や、日本語教師のキャリア形成が明確でないなどの課題を踏まえつつ、日本語教師の専門人材としての質を保証する公的な資格としての新たな仕組みとともに、待遇改善につながるような対応や、登録日本語教員に必要な試験、登録の時期などに配慮しつつ、養成課程である大学等から日本語教育機関へ就職を促す仕組みを検討する必要がある。
- 以上のようなこれまでの議論、日本語教育の課題や成果などを踏まえつつ、本会議では、推進法等に明記された今後の日本語教育機関の評価、及び日本語教師の資格化について、新たな制度の創設とその具体的な在り方を検討するとともに、上述のような日本語教育の多様なニーズに対し、これらの制度をどのように活用して日本語教育全体の推進を図っていくかについて提案する。

(2) 日本語教育の質の維持向上を図るための仕組み全体の方向性

- (1) の状況を踏まえ、推進法第1条の目的に基づき我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するよう、推進法第3条の基本理念に定められている次の方向性を踏まえた仕組みを検討する。
 - ① 外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図ること
 - ② 日本語教育の水準の維持向上を図ること
 - ③ 外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携を図ること
 - ④ 国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- これらの基本理念等を踏まえた新たな仕組みとして、我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人が希望する日本語教育の機会が得られるよう、①日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有する一定の基準を満たす日本語教育を行う機関を国が認定する(推進法附則第2条)、②

⁵ 日本語教育関係参考データ集 54 頁下段：待遇関係

認定する機関において日本語教育を指導するために必要な知識・技能を習得した教員の資格を整備(推進法第21条)することにより、日本語教育の適正かつ確実な実施を推進していくことが必要である。

- 外国人が希望する日本語学習の目的やレベルが多様化している中で、認定によって日本語教育の質が保証された日本語教育機関を可視化し、これらの活用を促進するための情報発信等の仕組みとともに、国家資格を有する日本語教師が社会的に認知され活躍することが可能な仕組みとなるような制度を検討する。
- 本制度創設により、これまでの日本語教育機関における適切かつ確実な教育成果や、特色ある日本語教育について一層の振興を図るとともに、教育上かつ留学生に関する在留管理上の不適切な対応事案などが把握される認定機関においては、改善を求めるなど、日本語教育全体の質の維持向上に資するものとして運用も含めた検討を行う。これにより、学習者、企業等が選択する際の適切かつ必要な情報が得られ適切な選択が可能な仕組みとなるよう検討する必要がある。
- 新たな制度が教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携によって活用が促進され、適切かつ確実な運用が行われるよう図るとともに、地域における日本語教育環境の基盤として、地方公共団体、国際交流団体等が教育機関、経済団体等と連携し、生活者、就労者としての外国人に対する日本語教育の充実を図るための取組に資するような仕組みとして機能するよう全体像を具体的に検討することが必要である。
- また、推進法第21条に示された国内における日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する日本語教師の資格に関する仕組みの検討においては、専門性を有する日本語教師が適切に評価されるよう日本語教師の能力及び資質の向上並びに専門性を可視化できる仕組みを構築し、日本語教師の待遇の改善が図られるよう、①日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、②日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成などの必要な施策を一体的、かつ、総合的に推進することが必要である。
- 新たな制度、及び、その基盤となる養成・研修、関係省庁の連携による制度活用を促進する施策などを効果的かつ着実に実施し改善・充実を図るため、本制度におけるPDCAサイクルを促進することが必要である。また、それぞれの特性や事業内容等を踏まえた、定性的な事例等を含む様々な情報をエビデンスとして収集・整理し、関係機関等の課題を的確に把握・分析した評価を行い改善・充実につなげることが必要である。

(ア) 日本語教育の教育課程を適切かつ確実に実施する日本語教育機関の認定制度

(認定の目的)

- 我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るため、日本語教育機関において提供する教育課程に教員配置等の教育環境が整備された機関が一定の基準を満たした場合には、それらの教育課程を適正かつ確実に実施することができる機関であることを保証する観点から、国(文部科学大臣)の認定を受けることとする。

(認定を受けた教育課程を置く機関の情報発信等)

- 国の一定の基準を満たした認定を受けた日本語教育機関については、留学生、就労者、生活者等で日本語学習を希望する者や、日本語教育の提供を必要とする地方公共団体、企業等のニーズを踏まえた教育課程、教育環境等の情報提供を行う。
- 国は、認定を受けた日本語教育機関の情報を多言語でインターネット等を活用して公表し、国内外の学習者や関係者が、一定の教育の質が保証された日本語教育機関を選択できるような環境を整備する。また、認定を受けた教育課程を置く日本語教育機関は、生徒募集の広告等に国が定める表示を付することとする。

(外国人等に係る出入国管理、労働その他の関連施策等との協力等)

- 日本語学習を希望する外国人が、認定を受けた日本語教育機関の情報を得られるよう、日本語教育に関わる関係省庁が連携協力し、留学生関係機関、地方公共団体の外国人総合相談や就労に係る相談・情報提供を行う関係機関、国際交流団体、事業者、経済団体等、関係者に広く周知するような仕組みの構築や、在籍管理、資格外活動などへの適切な対応のための協力をを行う。その仕組みを通して「留学」「就労」「生活」の各分野において、一定の教育の質が保証された認定を受けた日本語教育機関の活用を促進する。
- 認定を受けた日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受入れを認める要件とすることとし、出入国管理の観点から日本語教育機関の認定における法務省との具体的な連携の在り方について検討する。

(機関の継続的な質の保証・改善)

- 日本語教育機関は自己点検や情報公表を継続的に行うよう努めることで、関係者に対する説明責任を果たしつつ、絶えず自己改善に努める、いわゆる内部質保証システムを機能させる。認定後も教育の水準が維持されるよう、国は、認定を受けた日本語教育機関に対し、日本語教育の実施に関し定期報告を求める。その他、定期的な実地調査を行い、その際、学習者等に対し虚偽の情報提供がなされるなど何らかの課題が認められ、必要な場合には、指導改善を求めるとともに、必要な勧告及び命令、認定の取り消しまでの段階的な是正措置を講ずることができることとする。なお、国の認定に関する対応に係る認定機関の意見申し立ては、行政手続法を踏まえた仕組みであることを運用等において周知することとする。

(経過措置)

- 認定を受けようとする日本語教育機関は後述の「登録日本語教員」の配置を必須とすることが要件として求められることとなるが、その際には、十分な移行期間を設定する。特に、留学生が在籍している法務省告示校等については、現行制度から認定されるまでの間を想定し、告示基準に定められた要件の下で配置されている現職日本語教

師への経過措置や、試験の実施回数、会場数の確保、試験システムの構築などに時間 を要することなどの状況を踏まえ、経過措置期間として5年程度を想定した対応を検討する。

(イ) 専門的な知識及び技能等を必要とする日本語教師の資格に関する仕組み

(日本語教師の資格の仕組みの目的)

- 日本語教師の資格を整備する目的は、外国人等に日本語を教える日本語教師の専門性としての資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図り、日本語教育の一層の推進を行うことによる、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現、諸外国との交流の促進及び友好関係の維持発展であり、令和2年審議会報告、令和3年協力者会議報告においては、名称独占の資格として「公認日本語教師」としての資格化の方向性が示された。
- しかしながら、国内における日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する日本語教師の新たな資格制度については、国内外の様々な場で日本語学習者に直接指導する日本語教師との違いや混同を避けるような名称を検討すべきであることや、「公認日本語教師」の業務の明確化が困難であることなどが指摘された。
- これまでの検討を踏まえ、専門性を有した指導者として一定の専門的な知識及び技能等を有する日本語教師について、国が創設する資格を有する者として国に登録した日本語教師(以下、「登録日本語教員」という。)に対して、
 - ・専門人材の資格として国への登録を得て社会に証明できるよう法的効果を持つものとして検討を行う
 - ・登録日本語教員のキャリア形成に資するよう、専門人材として求められる役割・段階・「留学」「就労」「生活」等の活動分野ごとの資質・能力⁶などを踏まえた教育内容・方法等の研修を受講できる支援策を、国等の事業等を通じて講じる。その際、登録日本語教員の負担や業務過多等とならないよう研修の在り方を検討する。
 - ・登録日本語教員が国、地方公共団体、団体等が実施する研修や、認定機関等における研修などの研修履歴を記録し活用できるような仕組みを検討するなど、登録後のキャリア形成に資する仕組みとして検討する。
- 前述(ア)の日本語教育機関においては、一定の専門的な知識及び技能等を有する日本語教師として国に登録された「登録日本語教員」を配置することとし、国の認定を受け、一定の教育の質が保証された日本語教育機関として、登録日本語教員のキャリア形成のための研修機会を確保するなどの組織マネジメントが求められるような仕組みを検討する。
- 専門的な知識及び技能等を有する登録日本語教員は、認定を受けた日本語教育機関以外にも、小中高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒、難民等への指導、海外での指導などの様々な場において活躍が期待されることから、国は、登録日本語教員として基礎となる資質・能力を身に付けた上で、各分野において活動する者に対する研修等の環境整備を推進するとともに、登録日本語教員制度の普及を通じて本制度の活用を促進する。国は、必要な研修機会を提供するため、現職日本語教師が学びやすいようなオンライン研修教材などの提供に努めることとする。

⁶ 平成31年「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」(文化審議会)報告では、3領域・5区分・16下位区分が提示され、養成段階で求められる必須の教育内容50項目とともに、その他の項目例が参考として示され、各教育機関・団体の特性を生かして設定することができるとしている。(別紙7、9参照)

(登録日本語教員)

- 「登録日本語教員」となることを希望する者は、認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能について国が行う試験に合格し、かつ、必要な実践的な能力を身に付けさせるために行う実践的な「教育実習」を修了した場合に、国の登録を受けることができるることとする。
- 国が指定した日本語教師の養成機関（以下、「指定日本語教師養成機関」という。）において、日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を身に付けさせるための課程を修了した者については、試験の一部を免除することができることとする。

(試験)

- 登録日本語教員を国家資格として位置付けることから、国が試験実施の一定要件を満たす機関を指定し、試験の実施に関する事務を行わせることができることとする。
 - ・試験の内容は①日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、②日本語教育についての基礎的な知識及び技能を活用した問題解決能力（応用）に関する区分とする。
 - ・受験機会を確保する観点から、全国各地において年1回以上試験を実施することとし、受験に当たっての要件は特段設けないこととする。また、登録日本語教員を確保する観点から、試験回数・会場数の増、CBT化などについて、継続して検討を行う。

(実践的な教育実習)

- 国は、実践的な「教育実習」を実施する機関を指定できることとする。
 - ・実践的な「教育実習」の指定要件としては、
 - i) 日本語教師の実践的な知識及び技能を有する実務経験者が実習機関において所定の課程を担当する体制を有すること
 - ii) 平成31年審議会報告において示された教育実習に関する指導項目を演習及び実習について行うこととすることなどを検討する。
 - ・法施行時においては、現職日本語教師や養成機関に在籍する者等の経過措置を検討する。
 - ・実践的な教育実習に含むべき具体的な内容については、具体的な指定基準等で定めることとする。

(日本語教師養成機関)

- 国は、「日本語教師養成課程」を実施する機関を指定できることとする。
 - ・国が指定する日本語教師養成機関の指定要件としては、
 - i) 平成31年審議会報告において示された日本語教師養成課程において含むべき「社会・文化・地域に関わる領域」「教育に関わる領域」「言語に関わる領域」の3領域、5区分、15下位区分、必須の教育内容50項目で構成された日本語教育についての基礎的な知識及び技能の習得に必要な教育課程を備えること
 - ii) i の授業を行うために必要な授業時間数
 - iii) 日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する学識経験を有する者が日本語教師養成課程を担当する体制を有することなどを検討する。
- 日本語教師養成課程に含むべき具体的な内容については、具体的な指定基準等で定めることとする。

(指定日本語教師養成機関と実習機関の質の保証・改善)

- 指定後も教育の水準が維持されるよう、国は、指定日本語教師養成機関、実践的な教育実習を行う機関に対し、その実施に関し定期報告を求める。その他、虚偽の情報提供がなされるなど何らかの課題が認められる場合には、指導を行い、改善を求めるとともに、段階的な是正措置を講じることができることとする。

(経過措置)

- 法施行時においては、法務省告示校や大学の留学生別科などで認定を受けようとする日本語教育機関の現職日本語教師への経過措置が必要である。指定日本語教師養成機関の教育課程と同等と認められる現行課程修了者、民間試験合格者である現職日本語教師や、養成課程に在籍する者等の経過措置などを検討し、制度開始前には様々な機会を通じて十分な周知を行うこととする。

2. 日本語教育機関の認定制度に関するこ

(1) 認定の基準等

① 基本的な考え方

- 日本語教育機関の認定基準は、推進法において、「日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない」とされていること、また、基本の方針において「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされていることを踏まえ、様々な目的を持った外国人等が自立した言語使用者⁷となることができるよう策定する方向性を検討する。
- これに対応するため、認定を受けた日本語教育機関の認定は、「留学」(※)「就労」「生活」の教育課程等に必要な環境を設け、習得レベルとしては、自立した言語使用者となることを基本とした多様な目的を持った日本語教育に対応できるものとする。認定日本語教育機関の教育課程が国際的な通用性を有すものとして認知され、認定機関における課程修了時の学習成果が「留学」「就労」「生活」の様々な場で活用されるよう、日本語教育機関の認定においては、教育課程に関して各認定機関の多様な教育内容・方法等を活かしつつ、「日本語教育の参照枠」を参照した教育課程の編成や学習の評価、機関が備える人的・物的な体制の評価の両視点から確認する。
- また、質の高い日本語教育の提供を図ることができるよう、認定を受ける全ての機関に置く教育課程等については、共通して備えることが必要な事項を確認する。なお、「留学」の認定を受けた上で「就労」「生活」の課程を改めて申請する場合は、審査における評価基準や、申請の諸手続き、書類などの重複を避けるなど諸手続きの負担がないよう対応を検討する。
- その際、「留学」類型の機関については、日本語教育の特性を踏まえつつ、教育機関として評価する基本的事項については、現行の専門学校制度、各種学校制度、法務省告示校制度での日本語教育機関の運用実績も考慮した上で、現行の法務省告示基準など

⁷日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）では、「日本語教育の参照枠」を基に、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」としている。

を参考に、課題の改善を含め、教育の質の維持向上を目指した基準とすることを基本とする。

- なお、認定基準を満たせば設置者の種別や機関の施設種別は問わずに認定を受けられる制度とする。例えば、専ら日本語教育を実施する事業者だけでなく、留学生を対象に専ら日本語教育を実施する大学の留学生別科や、地方公共団体が生活者を対象とした場合や、就労者を対象とした日本語教育課程を置く団体などについても必要な一定の要件を備える場合は認定対象となることとする。

(※) ここでの「留学」は在留資格「留学」で活動する外国人を主な対象とする。

②認定基準等の基本的な構造

認定の基準、運用に必要な規定等の検討においては、制度創設の背景・経緯、目的などの説明や、対象となる機関の扱い、認定の実施要項・方法等（対象、時期、審査主体、審査基準等の評価の観点など）が明確となるような構造を念頭に検討する。

○ 総則等

- ・制度の目的を踏まえた認定基準の基本的枠組み等について規定

○ 教育課程を置く日本語教育機関の組織構成の評価

- ・教育上の基本組織としての課程、コースなど
- ・日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育課程を置く機関の組織の概要や理念・使命、経営状況、遵法状況、機関が自ら教育活動等の質を維持・向上するための体制など

○ 教育課程に関する評価

- ・教育課程の授業内容・方法、授業時数、成績判定の方法や修了認定の方法など
- ・「日本語教育の参照枠」を参照した日本語教育の教育課程の編成、到達目標に対する機関における日本語能力の評価方法などとの対応付け

○ 人的・物的な体制の評価

- ・教員数、教員資格、目的や教育課程等を踏まえた教員配置、入学者の募集・選考等、生徒数、生徒への教育及び生活上の支援体制、収容定員等、施設・設備について規定

○ 組織の質の維持向上に関する取組の評価

- ・自己点検評価、第三者評価、情報公開など

※認定基準や審査上の観点などは、本会議の報告を踏まえ審議会で審議予定。

③具体的な認定基準、審査基準等の方向性

具体的な審査基準については、以下のイメージをもとに日本語教育の質を確保した機関として必要な方向性などを更に検討

○総則等

総則等において、個別の確認項目を規定する前提として、

- ・社会の要請に応じ、認定を受けた日本語教育機関の目的を達成するため、日本語教育機関が「留学」「就労」「生活」類型に係る日本語教育の適切な目的・目標を定め組織的な教育を行うこと

- ・各機関が組織の教育水準の自律的、継続的な維持向上にいかに取り組むかという観点から認定基準や、関連規定を定めることなどを検討する。

○教育の内容・方法等に関する評価

【教育課程等】

- ・教育課程等は日本語教育機関における教育活動の根幹であり、自立した言語使用者を育成するために必要な教育課程等の要件として、認定基準においてその外形や教育内容等について評価することを検討する。
- ・「留学」類型の機関としては「日本語教育の参考枠」のB2レベル相当以上を到達目標とする教育課程を置くこととし、留学生として入学する者の進学、就職、自己研鑽等多様な目的に応じて、日本語習得レベルを提示した上で、それらの教育課程を提供するものが認められるものとする。
- ・その上で、教育課程等の外形については、修業期間、授業時数、単位時間等について、これまでの法務省告示基準に基づく運用実績等を踏まえつつ、規定することを検討する。
- ・評価制度は、標準的な日本語教育機関の質の確保を目的とするが、到達目標に必要な学習時間を確保した上で専門教育との円滑な接続を目的とした教育内容を設定する教育課程や、高度人材受入れを促進する教育課程等、社会のニーズに応じて、教育上の観点から特色のある日本語教育の普及を目的とした機関の評価の仕組みについても検討することとする。その際、当該教育課程全体を担当する専門教育等の担当教員との連携などによる教育課程の評価の在り方なども検討する。
- ・留学生の修業期間等の方向性については、認定機関における教育内容・方法等や、教育上・在留管理上の受入れ体制などが整備され、適切かつ確実な運営を行う機関であることを前提に、ゼロレベルからの教育課程への留学生受入れの可能性や、非漢字圏からの留学生の増加などを踏まえ、教育上の観点から実態・課題などを把握した上で、出入国在留管理庁等と連携しながら検討する。
- ・また、教育課程の内容・方法等について、文化審議会国語分科会が策定した「日本語教育の参考枠」等に基づいた基準を文部科学大臣が定め、その基準を満たすことを求めることがある。

○人的・物的な体制の評価

【収容定員等】

日本語教育の質を担保するためには、言語教育の特性を踏まえて生徒の数が教員数や施設・設備等の条件に対して適正である必要がある。

- ・専修学校設置基準・各種学校規程や法務省告示基準を参考に、教員数や施設・設備等を考慮して適正な収容定員を定めること。例えば、現行の法務省告示基準における教員数を参考に、これまでの実績を踏まえた言語教育として適切な教員数の配置として、原則、生徒の定員20人につき1人以上とする検討とともに、講義形式の授業などの場合における柔軟な対応の在り方なども検討すること。
- ・新設機関については一定の上限を設けることや、増員についてもその規模や頻度について制限を設けること
- ・機関全体の収容定員だけでなく、同時に授業を受ける生徒の数についても、生徒一人一人と教員が向き合える環境を確保する観点からふさわしい一定人数以下に制限すること等を検討する。

【教員】

- ・教員については、授業を担当する教員は全て登録日本語教員でなければならないこととして、その質を担保することとし、各機関における教員の数や教員組織の体制なども教育の質を担保する上で重要な要素であるため、認定基準で確認すること

- ・教員組織を統べ、機関全体を管理する校長について、これまでの審査などを参考に要件を定めることとともに、主任教員や生活指導担当者などの体制も求めること
- ・教員の数や授業担当時間数の上限について、これまでの審査などを参考に定めること等を検討する。

【施設・設備】

教育の質を担保するためには、生徒数に見合った広さを持つ校舎が確保され、教育活動等に必要な施設・設備が設けられている必要がある。このため、専門学校設置基準・各種学校規程や法務省告示基準を参考に、

- ・生徒数に応じた校舎及び教室の面積を確保することを求めるとともに、教育に不可欠な施設・設備の設置を求めるこ
- ・安定的、継続的に日本語教育を実施するため、校地・校舎は設置者の自己所有か、又はそれに準ずるものとすること等を検討する。

【入学者の募集等】

入学者の募集や選考が適正に実施されることは、各機関の教育の目的や目標に即した適切な教育活動が実施される上で重要であるとともに、生徒にとっても個々のニーズに合った機関を選択する上で重要なものとなる。このため、入学者の募集に当たっての情報提供や記録の保存等に関する事項について、これまでの基準等を参考に規定を検討する。

さらに、我が国への外国人留学生等の適正な入国を担保する観点から、現行の法務省告示基準において定められた入学者の募集や選抜に関する基準と同様の基準を出入国在留管理庁が定めることを予定しており、当該基準を満たしていることを求めることする。

なお、「就労」や「生活」類型の機関については、選抜を実施していないなど実態が異なる点があることから、入学者の募集等に関する基準のうち同類型の実態に合わない点は適用しないこととする。

【生徒への教育及び生活上の支援体制】

主として外国人を対象に教育を行う日本語教育機関においては、生徒への教育上及び生活上の支援が適切に行われることは、日本語教育の達成のみならず、生徒が我が国社会で円滑に生活していく上でも重要である。また、在籍管理が適正に行われ、静謐な環境が整うことが教育の質を確保する観点からも重要である。このため、認定基準において、

- ・生徒への在学中の教育及び生活上の支援体制を求めるとともに、卒業後の進路を支援する体制を求めるこ
- ・生徒や教職員の健康診断等の健康管理の体制を有していることについても確認すること
- ・生徒の出欠管理に関する基準を現行の法務省告示基準と同様に定めるとともに、出入国在留管理庁が定めることを予定している留学生の在留管理に関する基準を満たすことを求めるこ

等を検討する。

なお、生徒の在籍管理等については、日本語教育機関への在籍を理由に在留が認められる「留学」類型において確認が必要なるものであるため、後述のとおり、「就労」や「生活」類型の機関には適用しないこととする。

○組織の質の維持向上に関する取組の評価

【機関が自ら教育活動等の質を維持向上するための体制】

- ・今般の認定制度においては、自己評価や情報提供等により機関が自ら教育活動等の評価・改善を継続的に行い、教育の質を維持向上していくためのいわゆる内部質保証の仕組みを盛り込むこととしている。

- ・このため、認定基準においても、それらのPDCAサイクルが機能するための体制が整っていることを確認することとする。学習ニーズを踏まえた目標の明確化、目標に沿ってコース設計ができているかなど、目標、計画、実施、改善という教育活動を評価する機関の内部質保証システムが機能するように、機関内部の評価委員で構成される体制などを確認することとする。
- ・自己点検評価などにおいて、機関の教職員や生徒、進学先の大学・専門学校等や就職先など関係者・関係機関等の意見などを活用した評価などの効果的な取組を実施することなどを提示する。また、就労者、生活者向けの教育課程を置く場合は、企業や経済団体、地方公共団体、外国人の生活支援関係団体などの意見を活用した取組なども検討する。
- ・また、日本語教育機関における日本語教育の質の維持向上を図る観点からは、それに充てられる財政的な資源が適切に確保されていることが重要であるため、適正に財政運営を行うこととしていることを確認することとする。
- ・日本語教育機関の教育の質の維持向上の観点から登録日本語教員となった教師のキャリアアップを図るために、登録日本語教員が認定機関において、継続的に自己研鑽が可能となるよう、認定機関における組織的な研修機会の確保の在り方として自己点検評価の項目に研修計画などを記載するなどの仕組みを検討する。その仕組みにおいては、国や関係団体が実施する研修の他、認定機関における授業見学や必要な研修、外部研修の受講機会促進を計画的に実施していることなどを評価する。

※上記のほか、教育の継続性・安定性の観点から、原則として、合理的な理由がある場合を除き、機関の廃止や譲渡は少なくとも一定期間行わないことを求めることや、適正な仲介手数料などの評価の在り方などについて運用も含めて検討する。

(大学留学生別科の評価)

- 大学別科のうち、大学の正規課程において日本語で授業を受けるにあたって必要な日本語能力を備えていない外国人留学生を受入れ、学部等への進学等を目的として専ら日本語教育を行う留学生別科については、大学設置基準や日本語教育機関の告示基準等を参考として教育にふさわしい環境の確保を図ることが必要とされているものの、これまで設置等に係る基準があるわけではなかった。また、一部の大学において不適切な入学者選考や不十分な留学生の在籍管理などがみられた背景もあり、先般、文部科学省の協力者会議における議論を踏まえ「大学における日本語等予備教育別科等に係る参考基準（ガイドライン）」（令和4年8月）⁸が定められたところである。別科等において日本語教育を実施する際に参考となる教育施設・設備、教員の資質、教育課程等についての基準を示し、各大学で取組が進められている。
- 大学留学生別科は、進学のための日本語予備教育を行う別科のほか、「海外大学との協定に基づき招致する交換留学生の一時的な受入れに用いる別科」（一定期間の学習修了後は自国の所属大学に戻る者が対象）もあり、その特性を踏まえた対象範囲等について、さらに検討が必要である。
- 大学留学生別科については、以下に掲げる特性がある。⁹
 - ・ガイドラインでは、入学資格として求める習得レベルの要件がN2未満を対象としているが、そのレベルが「日本語教育の参考枠」のA1レベル相当からB1レベル相当まで多様であること

⁸ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/20220905-mxt_kouhou02-1.pdf

⁹ 日本語教育関係参考データ集55頁下段：大学の留学生別科について

- ・留学生別科に係る実態調査の結果から、日本語教育を担当する教員は非常勤が多い（約7割）、一方、専務¹⁰・兼任教員のうち約3割程度は教授・准教授が占めていること
 - ・大学・大学院において日本語教育等に係る専攻分野をもつ専任の教授・准教授が、留学生別科の教育を担当する場合があることや、留学生別科に所属する学生が、大学等の正規の開講科目を履修する場合があること
 - ・別科は、大学内の一組織であることから、施設設備や教員組織について大学の正規課程と共に用とされることが多いこと（ただし、分校（別地）は除く）
- これらも踏まえ、今後、認定日本語教育機関の「留学」類型の枠組みを基本としつつ、ガイドラインに関する取組などを通じた現状・課題などを把握した上で、①一定の体系性と修業期間を有する課程であって、②日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための日本語教育を目的とした教育課程を置く組織として、認定機関の対象とする方向で、具体的な認定基準等について検討を行う。
 - その際、大学学部・研究科の進学に必要な日本語予備教育のコースにおいて直接学生の日本語の指導を行う教員（非常勤含む）は登録日本語教員を配置することを求めるとともに、日本語教育を担当するより高度な専門性を有する教員として別科コースのマネジメントなどを担当する専任・兼任教員¹¹や、学部・研究科に在籍しながら専門教育に必要な日本語指導に当たる兼任教員などを、登録日本語教員として配置を求めるかどうかについては、専門教育との関係も含め、その役割を整理した上で検討するなど、大学留学生別科の特性などを踏まえた検討を行う。

④ 「就労」「生活」類型への対応の方向性
(基本的な方向性)

- 「就労」や「生活」類型の機関については、その実施主体や形態等も多様であり、「留学」類型のように法務省告示校制度等による評価などの蓄積がないことなども踏まえ、制度開始当初においては、制度趣旨に照らして、質の担保が確実に図られるよう、これまでの蓄積がある「留学」と共通した一定の質を確保するための教育課程、教員、施設・設備などを評価する枠組みを基本としつつ、就労者、生活者の学習ニーズに対応した認定等の在り方を検討することとする。

(教育内容・方法等)

- 認定制度の開始直後においては、「日本語教育の参考枠」で示す自立した言語使用者としての習得レベルB1相当以上の教育内容に沿った質を確保することを前提に検討する。その際、「留学」類型や「就労」「生活」プログラムの実績などを参考に、教育課程等に関する教育の内容・方法、施設・設備等一部の基準について、働きながら学ぶ就労者、通学が困難な生活者も含めた学習環境にあわせて実施されている実績などを踏まえ、質を確保するための「就労」や「生活」類型に必要な日本語教育の基準を定めることを検討する。
- その上で、「就労」や「生活」類型の機関については、学習者の多様なニーズへ対応するため、これまでの実績を踏まえ、対面のみならずメディア授業や、技能別プログラムも含めて段階的に習得レベルを上げて学ぶことが可能となる教育プログラムの設定の在り方などを検討する。例えば、「日本語教育の参考枠」の習得レベル基礎段階の言

¹⁰ 大学の専任教員であって専ら日本語等予備教育別科等の教育及び運営に携わる者をいう。

¹¹ 大学の専任教員ではあるが、別科の専務教員ではない者をいう。

語使用者となる A1 レベル相当の修了後、A2 レベル相当の習得や、自立した言語使用者としてのレベルである B1 レベル相当以上の学びにつながる学習者の学習成果が生かされる教育課程編成などの在り方も含め、学習者が継続して学びやすい環境を想定した形態などの評価の在り方も検討する。

- 「就労」や「生活」類型に関する教育内容・方法、学習時間・学習期間などの設定については、文化審議会国語分科会の「日本語教育の参考枠」や、それに基づくモデルカリキュラム開発の成果とともに、「地域における日本語教育の在り方について」（報告）を踏まえ、引き続き、具体的に検討する。
- また、「就労」や「生活」類型の機関の実績を踏まえた上で、今後の社会的なニーズを踏まえた更なる制度改善に向けて、段階的に必要な見直しや基準等の整備を行うことを検討する。

(就労者向けの日本語教育課程を置く機関に関する評価の在り方)

- 「就労」類型の認定機関は、外国人を雇用する事業主その他の関係者と連携した教育課程の編成等について相当の実績を有するとともに、それらの者との連携体制を確保することなどを検討する。
また、就労者向けの日本語教育の目的を踏まえた認定基準や審査基準等の在り方について、組織の概要や理念・使命、経営状況、遵法状況、教育上の基本組織など他の類型と共通する項目とともに、次のような検討を行う。
 - ・教育課程の到達目標については、「日本語教育の参考枠」と対応付けた習得レベル B1 以上に応じた就労者向けの教育課程の授業内容・方法、授業時数など
 - ・教員資格、目的や教育課程等を踏まえた教員配置、例えば、教員要件について、就労や就労のための研修を目的とした学習者に対する日本語教師経歴（経験年数や指導時間数）や就労のための現職教師向け初任者研修等の受講歴など
 - ・外国人を雇用する事業者や産業界のニーズを踏まえた教育プログラムを設定できるコーディネーターや、登録日本語教員の配置、就労支援を行なう機関との連携体制等
 - ・コーディネーター等には、就労や研修を目的とした学習者に対するコースデザイン等の実績を求める
 - ・組織の質の維持向上に関する取組の評価、自己点検評価、第三者評価、情報公開など
 - ・留学生を対象とした課程を置く機関が就労者を対象とする課程を置く場合や、収容定員等、施設・設備等の評価については、上記の要件とともに、就労者向けの学習環境を念頭に、それらの在り方について引き続き検討する。
- 制度開始以降も、実態把握を進めつつ、段階的に認定の対象となる機関を広げていくことも考えられる。その際には、技能実習制度や特定技能制度等の見直しなどの関連施策の状況やそれらの施策との連携を適切に図った上で、実効性のある形で制度設計していく必要がある。

(生活者を対象とした日本語教育課程を置く機関に関する評価の在り方)

- 令和 3 年協力者会議報告では都道府県・指定都市及び地域の日本語教育を行う機関が申請主体として想定されていた「生活」類型の日本語教育課程を置く機関は、地方公共団体、国際交流団体や法務省告示校を含む多様な主体が担っている現状を踏まえ、①地方公共団体が自ら設置する機関、②地方公共団体が国際交流団体と連携して実施する機関、③地方公共団体が他の日本語教育機関と連携して実施する機関などについて、一定の要件を備えた機関を認定の対象とすることについて検討を行う。

- また、生活者向けの日本語教育の目的を踏まえた認定基準等の評価の在り方について、組織の概要や理念・使命、運営状況、遵法状況、教育上の基本組織など他の類型と共に通する項目とともに、次のような検討を行う。
 - ・認定機関の対象として、地方公共団体と他の日本語教育機関との連携による教育課程の編成等について相当の実績を有し、地域の実情に応じて、都道府県又は指定都市、市区町村との連携体制を確保している機関など
 - ・都道府県・指定都市については、教育課程の目的等が都道府県又は指定都市が策定した推進法第11条に定める基本的な方針等の基本方針と整合的であること
 - ・教育課程、「日本語教育の参考枠」との対応付けを行った習得レベルB1以上に応じた生活者向けの教育課程の授業内容・方法、授業時数など
 - ・教員資格、目的や教育課程等を踏まえた教員配置、例えば、教員要件について、生活者のための日本語教師経歴（経験や指導時間数）
 - ・生活者の学習ニーズを踏まえた教育プログラムを設定できるコーディネーターや、登録日本語教員の配置、生活者としての外国人の支援を行う機関との連携体制等
 - ・組織の質の維持向上に関する取組の評価、自己点検評価、第三者評価、情報公開など
 - ・留学生を対象とした教育課程を置く機関が生活者を対象とする課程を置く場合や、収容定員等、施設・設備等の評価については、上記の要件とともに、生活者向けの学習環境を念頭に、それらの在り方について引き続き検討する。
- なお、「生活」類型の日本語教育課程を置く日本語教育機関の認定の在り方に関する検討に当たっては、推進法に定められた地方公共団体の責務として行われる日本語教育に加え、地域のボランティア等が運営する日本語教室によって多様な学習機会が提供されることは重要であり、地域の各日本語教室の自主性・主体性に基づく活動と行政との協働によって、地域全体の日本語教育の質の向上、共生社会の実現を図ることが必要である。今後、制度化を契機として、地方公共団体と認定を受けた日本語教育機関との連携や、登録日本語教員を地域日本語教育のコーディネーターとして活用することなどを含め、地域における総合的な日本語教育の体制づくりへの支援を充実させることが必要である。

(2) 認定の手続等

- 国が各機関を認定しようとする際に、教育内容・方法や教育体制等について専門的な観点からの審査が必要となることから、審議会の下に審査委員会を設置するなど、有識者による審査を経る方向で検討する。
- 認定の申請等手続きから認定までに要する期間の明確化や効率的な運営等とともに、専修学校等については都道府県から認可を受けた時点で既に制度的に担保されている事項について、国による認定の際に重複して書類を提出することを求めない等の配慮を行うこととする。
- 「留学」類型で認定を受けた日本語教育機関のうち、開設時及び定期審査等、厳格な審査を受け基準を満たした日本語教育機関については、当該機関の諸手続きの簡素化や所属する留学生に対しての手続き上の優遇措置などを検討する必要がある。

(3) 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表（定期報告を含む）

① 基本的な考え方

- 教育活動の情報公表は、教育機関が自ら教育や組織、運営の状況等について継続的に点検・評価することで、質の保証を行うとともに、各機関の特色を踏まえた情報発信も行うことを通じて絶えず改善・向上に取り組むものとして重要である。

- 定期報告については、認定後も一定の教育の水準が維持されるよう、認定後の教育活動の状況を国が実地調査を含めて定期的に把握し、指導・助言の端緒とともに、結果を取りまとめて公表し、活動状況を可視化する観点から、在り方を検討する。
- 情報公表する項目や方法については、専門学校や大学等の例を参照しつつ検討する。実効性あるものとするためには、各機関の管理者や担当職員の意識向上を併せて行うことも重要である。
- 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表については、①認定時や変更届出受領時に国が多言語で行う機関の情報公表、②国による機関から受領した定期報告の公表、③機関から社会に対する情報提供が存在するため、相互の関係を整理することが必要である。
- 日本語学習を希望する外国人が、認定を受けた日本語教育機関の情報を得られるよう、これまで出入国在留管理庁において実施されてきた適正校の選定において把握される、留学生を受入れる日本語教育機関としての不適切な受入れや資格外活動の状況、不十分な在籍管理等の情報を出入国在留管理庁と連携し公表することなどを検討する。

②具体的な公表項目等

- 情報公表については、学習成果や情報公表の状況等認定後の状況に関する事を含める方向で検討する。この場合、「留学」類型については、現在法務省から法務省告示機関に報告を求めている事項等¹²を踏まえつつ、学習者や企業等が学習機会を適切に選択できるような認定機関における日本語教育の内容等を情報公表¹³の項目とすることについて検討する。
- 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表については、①認定時や変更届出受領時に国が多言語で行う機関の情報公表、②国による機関から受領した定期報告の公表、③機関から社会に対する情報提供が想定される。
- 今後のグローバル化社会の中で、これらの情報の公表により、日本語学習を希望する者が国内外から質が保証された日本語教育機関に関する情報を直接入手できることや、各地域の自治体や企業等が日本語教育に関する情報等を得られるような仕組みの構築を通して社会のニーズに寄与するとともに、各機関の活動の可視化による日本語教育全体の評価や質の向上を促すものとして検討する。
- 「留学」の教育課程を置く機関に対しては、現在の法務省告示校が、主に在留管理の観点から出入国在留管理庁への報告を求められている、生徒の出席状況、退学の状況、資格外活動の状況、卒業時点の進路や日本語能力等の同等の内容を、引き続き国への報告を求めるとともに、国の公表の在り方等については、出入国在留管理庁とともに検討を行う。

¹² 法務省告示基準では、修了認定者のうち大学等への進学者数等について修業期間の終了ごとに報告し公表することや、基準適合性の自己点検結果について年1回報告することなど、定期的な報告事項が定められている。

¹³ 別紙5「日本語教育機関の情報の公表に関する方向性(イメージ)」：中途退学者数については、早期に到達目標レベルを修了した者などが、進学、就職などにより早期に退学することや、中途退学者を減らすための組織的取組を行う機関などがあることを踏まえ、それらの定性的な評価も含めた報告・公表の在り方を検討する。

- 認定機関において、現行の法務省告示の日本語教育機関における中途退学者として対応している、修業期間中に想定されていた到達目標を達成した学習者が予定を早めて進学、就職などした場合の対応や、海外のギャップイヤーなどの仕組みとの関係性を踏まえた対応など、在籍状況や学習者の動向などについて、認定機関が定性的な評価を含め適切な評価が得られるような情報公表の在り方について検討する。

(4) 認定を受けた日本語教育機関の評価（自己評価、第三者評価等）

① 基本的な考え方

- 認定を受けた日本語教育機関における教育の質を維持向上させていくためには、各機関が自らの教育活動等の運営状況を的確に評価し、現状を把握した上で、改善へ繋げていく内部質保証の体制を構築することが必要不可欠である。
- このため、認定制度においては、必要な項目を含む自己評価を毎年実施することを義務とし、その結果の公表を求めるとともに、結果及び結果を踏まえた改善等の取組方針について国に報告する仕組みとして検討する。
- さらに、日本語教育機関の質を客観的かつ専門的に確認する観点から、審議会の協力を得て、国による実地調査を実施することについて、その具体的な在り方も含めて検討する。

② 具体的な評価項目等

- 日本語教育機関の自己点検評価の実施状況を踏まえ、自己点検評価を必須とし内容の改善を求める基本とし、適切な第三者評価を実施する機関については、第三者評価を推奨する観点から、優良な日本語教育機関の評価要素とすることや、認定後の実地調査の頻度を減らすことなどフォローアップにおける諸手続きの負担軽減策などにより、各機関による第三者評価の積極的な実施を促すことについて検討する。

(5) 認定基準に関する経過措置

- 認定機関においては、専ら日本語教育を担当する教員は登録日本語教員として国家資格を有する者であることを条件とする。
- 他方で、認定制度開始当初は登録日本語教員を十分確保できないことが想定されるため、一定の要件を満たす現職日本語教師等の配置をもって認定を受けることができる経過措置を設けることを検討する。
- 具体的には、認定制度開始当初における教員の配置について、現行の法務省告示基準を踏まえ、経過措置期間においては、登録日本語教員に代えて、現行の法務省告示校における教員要件を満たす者などを教員として配置することを可能とすることを検討するとともに、認定までの期間や諸手続き等の明確化を図る。コロナ禍における離職者等の影響を踏まえ、認定に関する経過措置は5年程度を想定し検討する。

3. 日本語教師の国家資格に関すること

前述1(2)(イ)に関して、筆記試験、実践的な教育実習を行う機関及び指定日本語教師養成機関について、質を確保する観点から以下のような検討を行う。

(1) 筆記試験

(試験の基本的な性格等)

- 登録日本語教員の試験は、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行う全ての

教師が、平成 31 年審議会報告を踏まえた基本的な知識及び技能として、

①日本語教育に関する基礎的な知識及び技能

言語そのものや言語教育、世界や日本の社会と文化等に関する基礎的な知識及び技能の 3 領域、5 区分、15 下位区分及び 50 項目に基づく必須の教育内容¹⁴を踏まえたもの

②日本語教育に必要な知識及び技能の応用

実際に日本語教育を行う際の現場対応や問題解決を行うことができる知識及び技能の問題解決能力について確認し、一定の専門性を証明するための資格の要件として筆記試験を実施する。

試験の一部（筆記試験①）の基礎的な知識及び技能について、平成 31 年審議会報告にある「必須の教育内容」50 項目に関する所定の科目について一定期間の学習を行った者は習得したものとし、養成課程の修了をもって筆記試験①を免除できることとする。試験は養成機関における教育内容・方法等に波及効果を有することから、指定日本語教師養成機関における教育課程の在り方と併せて適切に検討する必要がある。特に、令和 3 年協力者会議報告では、指定日本語教師養成機関の修了者については、筆記試験の一部（筆記試験①）が免除される仕組みとしていることから、筆記試験①の出題内容と指定日本語教師養成機関での履修内容が整合することが必要である。

（試験の内容等）

- 令和 3 年協力者会議報告を踏まえ、日本語教師の能力を判定する筆記試験は二つの区分で構成する。筆記試験①は日本語教育の実践につながる基礎的な知識及び技能を測定する試験、筆記試験②は現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する試験とする。
- 試験の出題範囲については、令和 3 年協力者会議報告において、平成 31 年審議会報告において養成課程で実施すべき内容として示された「必須の教育内容」の 50 項目に基づくものと整理されており、本試験は、養成修了段階で習得しておくべき必要不可欠、かつ、基礎的な知識及び技能が網羅的に備わっていることを確認・評価するものとして位置付ける。
- また、平成 31 年審議会報告では、「留学生」の他に、「生活者」「就労者」「児童生徒」「難民」などを対象とした日本語教育の活動分野や学習対象者に応じて求められる専門性については現職日本語教師の初任研修の修了段階で求められるものとして位置付けられていることから、例えば分野別の詳細な知識やより高度な知識については、本試験で出題するものではなく、資格取得後の初任研修等を通じて継続的に習得¹⁵していくべきものとして登録日本語教員のキャリア形成の観点から養成・研修の全体像を示すことが必要である。

（出題の内容、形式）

- 登録日本語教員の試験は、資格取得時において基本的な知識及び技能が備わっていることを評価するものとして位置付けられる。また、指定日本語教師養成機関の養成課程を経た者が習得すべき知識・技能を網羅的に備えているか否かを評価するという試験の基本的な性格を踏まえ、「必須の教育内容」50 項目に基づき基礎的な知識や基礎的な問題解決能力を測定する問題が適切に出題され、大臣が指定する日本語教師養成機関を適切に修了した者が合格できる内容であることが求められる。

¹⁴ 別紙 7、9：「必須の教育内容」

¹⁵ 別紙 10：新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ

- 出題に当たっては、質を維持するため継続的に問題を検証、蓄積し、開始後の試験の改善などに生かす。また、試験の目的を踏まえ、教員のキャリア形成を見据えた養成課程の段階で習得することが求められる基礎的な知識及び技能を測る問題を精査、かつ標準的な問題を出題することを検討する。
- 試験の構成については、令和3年の報告書を踏まえ以下の二つの区分のとおりとする。
 - ・筆記試験①の区分（指定日本語教師養成機関の修了者は免除）

原則として、出題範囲の5区分ごとの設問により、日本語教育の実践につながる基礎的な知識及び技能を測定
 - ・筆記試験②の区分

出題範囲が複数の領域にまたがる横断的な設問により、基礎的な知識及び技能を活用した問題解決能力（応用）を測定。併せて、基礎的な知識及び技能を活用した問題解決能力（応用）について、音声を媒体とした出題形式で測定
- 出題形式については、筆記試験①、筆記試験②ともに多肢選択式とする。
なお、問題解決能力を測る記述式問題については、その意義を認めつつ、登録日本語教員に対し、実践力を習得・評価する教育実習を求めるここと、試験実施運営の費用対効果、日本語教師不足の中で、登録日本語教員の質・量を確保するための受験者への配慮などの観点から総合的に検討する。

(合否判定)

- 指定日本語教師養成機関の修了者は筆記試験①を免除される仕組みとされていることから、筆記試験①と筆記試験②は、それぞれ合格基準を設定し、筆記試験①及び②の受験者に対して、筆記試験①の合格基準を満たす者について筆記試験②の判定を行うことや、筆記試験①を免除される指定日本語教師養成機関修了者に対する対応などを想定した合否判定の在り方を検討する。
- 合格基準等については、試験の性格、位置付けを踏まえた標準的な合格基準等の在り方について、専門家等の意見を踏まえた検討を行う。

(試験の実施体制等)

- 登録日本語教員を国家資格として位置付けることから、試験は文部科学大臣が実施することとするが、文部科学大臣が指定する一定の要件を満たす法人においても実施できることとする。また、受験機会を確保する観点から、全国各地において年1回以上試験を実施することとし、受験に当たって要件は特段設けないこととする。なお、登録日本語教員の質的・量的確保の観点から、試験の実施回数や開催場所を段階的に増やすことや、CBT化を含む試験方法については、制度開始後の受験者数や教員数の状況を踏まえ継続して検討する。

(指定試験実施機関等に求められる役割)

- 令和3年協力者会議報告を踏まえ、資格制度の運用には、試験を実施する試験実施機関の指定を行う。指定試験実施機関に求められる役割等は、別紙1の表のとおりとする。
- 教員の登録に関しては、登録証の発行、登録簿の管理などに関する新たなシステムの在り方などについて、国において調査研究を行い、結果を踏まえた具体的な仕組みを構築することとする。

(筆記試験の免除の対象者や免除する試験の範囲)

- 令和3年協力者会議報告を踏まえ、登録日本語教員を目指す者は、原則として試験の受験及び合格並びに教育実習の履修・修了を必要とするが、国は、指定日本語教師養成機関における課程等を修了し、基礎的な知識及び技能を習得した者又はこれと同等の知識及び技能を有するものについては、筆記試験①を免除することができるものとする。この場合、知識及び技能を習得する養成課程の一部として実践的な教育実習を一体的に行うことが肝要である。
- 試験の一部免除は、指定日本語教師養成機関で習得すべき必要な知識又は技能を有していることが確認できる者に対して改めて試験等を行わず、指定日本語教師養成機関の課程修了者の負担を軽減できることや、受験者の負担を軽減し、試験を受けやすくなることにより、資格取得の際の門戸を広げ、日本語教師の質・量の確保にも資するものである。
- 日本語教師の新たな資格試験の実施を目指して、上記のような方向性を踏まえ、今後、国において試験システムの検証や、問題開発等を目的とした試行試験を行い¹⁶、日本語教師を目指す学習者や養成機関等に対し、その内容や結果の情報提供を早期に行うことなど、本試験までの運用を確実に行う必要がある。

(2) 教育実習の実施機関

(実践的な教育実習)

- 令和3年協力者会議報告では、日本語教師の資格取得に当たり、「日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習を履修することが必要」とされており、実習内容や担当教員数等が示されている。日本語教員の登録については、試験の合格とともに、日本語教育を行うために必要な実践力を身に付けるための教育実習を求めるこことし、教育実習について、文部科学大臣の指定を受けた機関が教育実習を実施するための質を充実・改善するための仕組みとして次のような基準等を検討する。
- 資格取得の要件として筆記試験とともに必須となる教育実習は、日本語教師に求められる資質・能力のうち、日本語教師に必要な基礎的な技能・態度に含まれる実践力として不可欠なものとして、平成31年審議会報告において提示された日本語学習を想定して行う実際の指導及びそれに関連する授業などの教育実習の指導内容、指導時間数、指導体制、評価の在り方などを検討する。
- 指定日本語教師養成機関において教壇実習を行う場合は、教育実習担当教員の下に責任を持って教壇実習を行う機関内の体制を明確化するとともに、指定日本語教師養成機関外で教壇実習を行う場合についても、教育実習担当教員と教壇実習指導者の役割分担を明確にし、当該養成機関の責任の下で実習機関も含めて一体的に質を確保する指導体制を置くことを前提に検討する。
 - ・ 大学等における教育実習（1単位以上）※1単位は45時間の学習を必要とする内容をもって構成することが標準（大学設置基準）
 - ・ 専門学校等における教育実習（45単位時間以上）※1単位時間は45分以上

¹⁶ 日本語教育参考データ集 77 頁下段：資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

※具体的な審査基準については、以下イメージをもとに、必要な方向性などを更に検討する。以下は主なものを記載。

【教育実習内容】

- ・原則として対面で以下の内容を学習する。
 - ① オリエンテーション：目的、学習者のニーズ分析、構成要素と内容、学習者、コースカリキュラム、教材分析
 - ② 授業見学：指導の流れ、学習者観察の視点、授業分析評価の観点
 - ③ 授業準備：指導項目の分析、教案作成、教材教具準備
 - ④ 模擬授業：授業計画や教材・指導方法等の妥当性を検討することを主な目的としたシミュレーション。模擬授業は複数回実践し、振り返りを行う。
 - ⑤ 教壇実習：1単位時間の指導2回を含む、複数回の教壇実習を実施
 - ⑥ 教育実習全体の振り返り：準備から授業報告までの一連の流れを振り返るとともに、学習者評価・教師評価・授業評価を行い、授業改善の手法を学ぶ。
- ・対面のクラス指導以外の授業内容に応じた形態（個別指導、一対一の指導等、オンライン）、対象別、レベル別、言語活動別の指導力を育成する多様な教育実習が設計されることが望ましい。
- ・実習授業の方法として、オンラインで対応可能な範囲を検討する。その場合、多様なメディアを高度に利用して行うオンライン授業については、同時かつ双方に行われるもの、毎回の授業の実施に当たって、当該授業を行う教員が当該授業の終了後に適切な方法で設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せて行うこと、生徒の意見交換の機会を確保するなど、対面授業に相当する教育効果を有すると認めた授業を実施できることを前提に検討する。
- ・オンライン授業で指導することも想定し、⑤教壇実習においても対面授業とオンライン授業ができることも重要であり、オンラインでの実習についても、その具体的な在り方も含め検討する。

【教員の要件】

- ① 専任(常勤)の教育実習担当教員を1名以上配置
- ② 教育実習担当教員の要件
 - ・教育実習を実施する学科等の組織に所属
 - ・日本語教育に関する学位等の資格（登録日本語教員であることが望ましい）
 - ・教育法に関する教育・研究上の業績・実績又は実務上の実績
 - ・教育実習内容の編成に参画
 - ・複数配置する場合、必須の教育内容を指導するために必要な専門的指導を行う者で構成
- ③ 教壇実習指導者は、平成31年審議会報告において示された日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を備えた実務経験を有する「中堅」の段階以上にある者

※教育実習を担当する専任（常勤）の教育実習担当教員の配置については、養成機関が少ない地域などにおける対応について継続して検討を行う。

【教壇実習】

- ・原則として5名以上の日本語学習者に対するクラス指導で、実習生一人につき1単位時間以上の指導2回以上を実施
- ・大学等の指定日本語教師養成機関における教育実習担当者と教壇実習指導者が異なる場合、連携の在り方や、機関内の体制を明確にすること
- ・教壇実習施設が実習実施機関と別にある場合は、教壇実習指導者を1名以上配置し、1名当たりの教壇実習指導者が担当する実習生は年に最大20人までとし、実習の質の維持

向上を図る体制を含め、その具体的な連携など運用の在り方とともに検討する。

- ・教育機関が定めたシラバス・カリキュラムにのっとり行われるクラス形式の授業を経験することとする。
- ・教壇実習の対象となる学習者は、日本語を母語としない者とし、教壇実習の内容レベルにあった者とする。
- ・教壇実習の実施に際しては、次のような教壇実習施設を利用。

(例) 指定日本語教師養成機関内の教壇実習のほか、指定日本語教師養成機関外で想定さ

れる教壇実習施設

- ・認定を受けた日本語教育機関に設置されたコース
- ・地方公共団体が主催する地域日本語教室のコース ※1
- ・小中高等学校等の実習施設における自治体や学校法人と連携した児童生徒に対するコース ※2
- ・企業・事業者等と連携した就労者向けコース
- ・指定日本語教師養成機関が海外の大学等と提携した留学前日本語コース

※上記のコース例について、実習実施機関と受入れ先となる機関等の実態等を踏まえた内容・体制などの在り方を別途検討する。

※1 地方公共団体、関係団体等で生活者のための日本語教育を実施している機関が、大学等養成機関とパートナーシップを形成し、将来的には地域の生活・就労支援を支える人材の養成・確保につながる可能性を視野に、地方公共団体における理解・協力が得られるよう国が十分に説明を行うなど、今後の対応を別途検討する。

※2 小・中・高等学校等における実習指導について、日本語教師の「中堅」に該当する者がいない場合、「教壇実習指導者」として認定するのが難しいため、学校における実習指導については別途検討する。

※ 経過措置期間中の対応については別途検討する。

【教育実習の評価・公表】

- ・各機関の質保証のため、教育内容や受講料等の適切な評価項目・評価基準を定め、専任の教育実習担当教員及び教壇実習指導者が行い、必ず課程・実習責任者が評価決定の最終確認を行う。
- ・教育実習の実施機関は、実習計画の概要、実習指導体制と方法の概要、教壇実習施設との連携の概要、評価方法の概要、受講料等を公表する。
- ・各年度の教育実習受入れ数、修了者数等について、定性的な評価とともに公表する。

【定期報告等】

- ・指定後も一定の水準が維持されるよう、教育活動の状況に関する国への定期報告を行うとともに、定期報告等で課題が把握された場合には、指導・助言の端緒とともに、必要に応じて改善等を促す。

(3) 指定日本語教師養成機関

(日本語教師養成課程の基準等)

- 令和3年協力者会議報告において、指定日本語教師養成機関が実施する養成課程を修了した者については、試験の一部を免除することができることとしている。指定日本語教師養成機関として想定されるものとしては、日本語教師の養成コース等を置く大学・大学院や、法務省告示校で文化庁への届出を行っている日本語教師養成研修を実施する専門学校、民間教育機関等が想定される。

【参考】現行の日本語教師の養成機関

- ・大学等の日本語教育に関する課程：179 大学 241 課程（令和4年10月現在）
- ・民間教育機関等の日本語教師養成研修：80 機関 170 コース（令和4年10月現在）

- 令和3年協力者会議報告では、指定日本語教師養成機関を修了した者について、筆記試験①と教育実習を免除できることとされ、養成課程の最低単位数等や指定の際の審査項目の案等が示された。また、令和3年10月には学習者の日本語能力習得レベルや評価などの目安となる「日本語教育の参考枠」がまとめられている。
- これを踏まえ、現代的・社会的ニーズに対応した指定日本語教師養成機関の質を確保し、ひいては登録日本語教員の質を確保する観点から、指定日本語教師養成機関の指定等については以下のような項目を検討する。

※具体的な審査基準については、以下のイメージをもとに、必要な方向性等をさらに検討する。

指定日本語教師養成機関審査項目（案） ※主なものを記載

【機関の基本情報】

- ・機関及び日本語教師養成課程の名称、設置形態、代表者、養成事業の概要、養成の実施形態、養成の実施場所・環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先 など

【課程の教育内容等】

次のような観点を踏まえ、コースカリキュラム・シラバス、定員、受講対象者、科目担当教員数及び略歴、修了要件及び評価の考え方、受講ルール・マニュアル、広報資料、証明書様式、テストサンプル等を提示すること

- ・平成31年審議会報告で示された「必須の教育内容」50項目を網羅すること
- ・「日本語教育の参考枠」を踏まえ、言語教育法・実習などの教育内容を編成すること
- ・「必須の教育内容」50項目の各教育内容の時間配分が適当であること
- ・養成課程全体として学習が体系的であること
- ・講義、演習形式だけでなく体験、事例研究、問題解決学習など主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れること
- ・機関独自の学習内容を含める場合、原則、養成課程全体の学習内容のうち3分の2以上が「必須の教育内容」50項目に関するものであること。ただし、学校教育や社会教育などの専門性を有する者が日本語教育を学ぶ課程の場合は、これによらない場合も認める方向性について引き続き検討する。
- ・テストやパフォーマンス評価等により履修者の到達度の確認を行い、一定水準以上をもって修了させること
- ・通信による課程の場合、一定の単位時間以上の面接授業又は同時双方向性のある多様なメディアを高度に利用した授業による科目を含むこと
- ・その他、定員、受講ルール・マニュアル、広報資料、証明書様式、テストサンプル等が適正であること

【教員】

- ・養成課程を実施する学科等の組織に所属し、養成課程の編成に責任を有する常勤の主任教員を置くとともに、収容定員に応じて一定の数の常勤の教員を置くこと
- ・各科目の担当教員が、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すること
- ・求められる要件など教員審査の観点について、専門的観点から検討すること

【実施体制、受講管理体制】

- ・日本語教師養成課程の教員組織が適切に整備されていること
- ・受講管理体制が明確かつ適切に整備されていること

【財務状況（受講料、教材費、講師謝金等）】

- ・指定日本語教師養成機関の財務状況を提示すること

- ・受講料、教材費、講師謝金等を適切かつ明確に定めていること
- ・受講料等の適切性や財務状況の整合性などの審査の観点など具体的に検討すること

【教育実習の実習施設及び実施計画】

- ・日本語教師養成課程と教育実習を一体的に実施することができる連携体制を有することとし、指定日本語教師養成機関は、実習全体の基本方針として、実習全体に関する組織体制・指導体制、実習計画・教壇実習施設概要等を明確にする。
- ・教壇実習が指定日本語教師養成機関外の場合は、当該養成機関との連携・指導体制、評価方法・基準・危機管理体制などを含めた実習計画等を策定すること

【自己点検評価、第三者評価の実施体制】

- ・指定日本語教師養成課程を有する機関は、当該機関における課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設・設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること
- ・適切な第三者評価を実施する機関については、第三者評価を推奨する観点から、指定後のフォローアップにおける諸手続きの負担軽減策などにより、各機関による第三者評価の積極的な実施を促すことについて、大学で実施されている認証評価や民間機関などの評価制度との関係も整理しながら検討する。

- 審査は、国が養成課程を適當と認めるに当たっては、教育課程等の専門的事項を審査する必要から審議会において行うこととする。また、その具体的な観点や運用などについては引き続き検討する。
- 指定後の質を確保する観点から、定期報告等を求めるとともに、国は定期的な実地調査を実施し、必要に応じて指導・改善等を行うとともに、必要な場合は、段階的な是正措置を行うこととする。
- 法施行前から大学、大学院、短期大学、文化庁届出受理日本語教師養成研修機関（420単位時間）の日本語教師養成課程に在籍している者については、当該養成課程が、指定日本語教師養成機関と同等と認められる一定の要件（平成31年審議会報告で示された「必須の教育内容」50項目を既に実施していることなど）を満たす場合には、同様に筆記試験①の免除を認めるなどの経過措置について検討する。

（4）日本語教員の登録に関する経過措置

- 令和3年協力者会議報告において、公認日本語教師の資格は、日本語教師の資格制度を整えることにより、優れた日本語教師を養成・確保して、我が国の日本語教育の質を向上させることを目的に創設されることを踏まえ、「日本語教育機関の告示基準」第1条第1項第13号の教員要件を満たす現職日本語教師等が公認日本語教師の資格取得を希望する場合、原則として筆記試験合格及び教育実習履修・修了の要件を満たした上で資格を取得することとされた。
- 日本語教師の資格取得から登録に当たっては、これまでの日本語教師の養成の教育内容、既存の民間試験の出題範囲や受験者及び合格者の状況、現職日本語教師の実務経験年数等の状況、養成、日本語教師の勤務形態に加え、コロナ禍における2年半にわたる留学生の入国制限の中で日本語教師の確保が困難な状況となっている現状・経緯などを踏まえた検討を行う。制度開始時の日本語教師の質的・量的な確保に配慮しつつ、一定の要件を満たす現職日本語教師等について、円滑に登録日本語教員としての登録を受けられるよう、また、日本語教師の学び直しの観点もあわせて、筆記試験や教育実習の免除を含めた経過措置を設ける。

- コロナ禍の影響による現職日本語教師の離職や、現職日本語教師のうち、非常勤講師の割合が半数以上を占める状況、また、40～60代の日本語教師が多くを占めており、日本語学校の中核を担っている状況等を踏まえ、今後、登録日本語教員の質的・量的な確保を図る観点から、経過措置における筆記試験の実施回数などを踏まえた配慮など慎重な検討を行う必要があり、経過措置期間は最低5年程度を想定し対応することを検討する。
- 経過措置期間において、筆記試験は年間1回以上として段階的に回数・会場などを増やすことや、一定の質が確保された民間試験合格者には、近年の状況変化を踏まえ習得が必要と考えられる内容が盛り込まれた講習の受講を求め、受講内容が身に付いたことを確認するための修了試験を実施する等、具体的な方策について、引き続き、有識者などによる検討を行う。
- 具体的には、次のような要件を満たす場合には、登録に当たっての経過措置期間は、それぞれに示すとおり筆記試験や教育実習を免除することを検討する。

(指定日本語教師養成機関と同等の教育課程を修了した者の経過措置)

- ・ 日本語教師の養成において求められる資質・能力を身に付けるため、平成12年「日本語教育のための教員養成について」(文化庁日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議)（以下「平成12年報告」という。）、及び平成31年審議会報告において示された「必須の教育内容」50項目を踏まえたカリキュラムの見直しなどに取り組む大学等養成機関の実態を踏まえた経過措置の在り方について検討する。
- ・ これまでの日本語教師養成の実績などを前提に、制度開始前に、指定日本語教師養成機関に求められる教育内容等と同等のものを履修した者、又は在籍中の者について、大学等養成機関における科目が3領域・5区分・15下位区分のうち、「必須の教育内容」50項目を含み必要な科目の履修及び養成課程の修了が認められた者は、筆記試験の一部の免除が可能となるような措置を検討する。（別紙8：Cルート）

(質が担保された機関¹⁷の現職日本語教師に対する経過措置)

- ・ 経過措置期間中において、現職日本語教師の要件を満たし、かつ、法務省告示校などの一定の質が担保された機関に一定期間以上勤務している者は、実務的な経験を有することから教育実習は免除することを検討する。（別紙8：D・E・Fルート）
その際、質が担保された機関で勤務する現職日本語教師について、法務省告示校のほか、大学留学生センターや大学の留学生別科、学部での指導に当たる日本語教師、企業等で指導経験が豊富な日本語教師なども含めて十分な経験を有する者の要件などを検討する。現職日本語教師については、海外での活動勤務や、育児・介護などの理由で現職日本語教師として一定期間活動していない者についての配慮を検討する。
- ・ 試験会場数・回数の増やCBT化などの整備が十分ではない段階においては、試験の公平性の観点から、前述の「必須の教育内容」50項目に日本語教師養成機関が対応する前に、現行の「日本語教育機関の告示基準」の教員要件を満たす養成課程・研修等を修了した者については、平成12年報告及び平成31年審議会報告以降に新たに加えられた教育内容や、近年の状況変化を踏まえ習得が必要と考えられる講習を受け修了することで、筆記試験の一部を免除するなどの在り方を検討する。
- ・ その場合、有識者により、平成12年報告及び平成31年審議会報告で提示された教育内容やそれ以前の状況などを踏まえた分析・評価を行うとともに、筆記試験との対応関係や、それらを踏まえた講習の範囲や方法、その講習を通じた習得状況を確認するた

¹⁷ 別紙8：登録日本語教員の資格ルート・イメージ参照。質が担保された現職日本語教師について、法務省告示校のほか、大学留学生センターや大学の留学生別科等

めの講習修了認定を行う試験方法などについて有識者の意見を踏まえ検討を行う。

- ・ 講習については、現職日本語教師の経験なども生かしつつ、当該教員が新たな知識・技能を習得できるような、例えば、従来はなかった「著作権」「日本語教育と ICT」「日本語教師の資質・能力」などの教育内容や、近年の状況変化を踏まえて最新の動向の把握が求められる「在留外国人施策」「日本語教育プログラムの理解と実践」「コースデザイン」「教材分析・作成・開発」「評価法」「目的・対象別日本語教育法」などの内容について、一定の講習を受講することも検討する。

(現職日本語教師のうち必須の教育内容との適合性を有する試験合格者に対する経過措置)

- ・ 質が担保された日本語教育機関で勤務する一定の実務経験を有する現職日本語教師のうち、前述の「必須の教育内容」50 項目との適合性を有する大学・大学院・短期大学、文化庁届出受理日本語教師養成機関(420 単位時間)等日本語教師養成課程・研修等を修了した者については、教育実習の免除が可能となるような措置を講じるとともに、平成 12 年報告及び平成 31 年審議会報告以降に新たに加えられた教育内容や、近年の状況変化を踏まえ、内容に変更があった教育内容等、新たに習得が必要と考えられる¹⁸知識について、講習を受け修了することで、筆記試験を免除するなどの在り方を検討する。
- ・ 日本語教育能力に関する民間試験のうち、その筆記試験の出題範囲と、平成 12 年報告及び平成 31 年審議会報告で示された基礎的な知識及び技能としての「必須の教育内容」50 項目との適合性や、当該民間試験実施からの経過期間等を勘案し、当該試験の合格をもって新たな試験で確認する基礎的な知識及び技能と同等の能力を身に付けていると判断され、質が担保された日本語教育機関で勤務する現職日本語教師については、平成 12 年報告及び平成 31 年審議会報告以降に新たに加えられた教育内容や、近年の状況変化を踏まえ、内容に変更があった教育内容等、新たに習得が必要と考えられる知識について、講習を受け修了することで、筆記試験を代替するものとして検討する。
- ・ その場合、有識者により、当該民間試験と、平成 12 年報告及び平成 31 年審議会報告で提示された教育内容やそれ以前の状況などを踏まえた分析・評価を行うとともに、それらを踏まえた講習の範囲や、講習を通した内容の習得状況を確認するための講習修了認定を行う試験方法などについて有識者の意見を踏まえ検討を行う。
- ・ 講習内容については、現職教師の経験なども生かしつつ、新たな知識・技能が習得されるよう配慮する。そのため、民間試験との対応関係を検討した上で、必要な教育内容や、前述の D ルートのように、近年の状況変化を踏まえて最新の動向の把握が求められる「在留外国人施策」「日本語教育プログラムの理解と実践」「コースデザイン」「教材分析・作成・開発」「評価法」「目的・対象別日本語教育法」などの内容等については一定の講習を受講することも検討する。(別紙 8 : E ルート)
- ・ 試験会場・回数増などの環境整備が十分でない段階においては、現職日本語教師の厳しい勤務状況や、海外で勤務している日本語教師、コロナ禍でやむを得ず離職し異なる職業に就いている日本語教師で復職を希望する者に対して、試験を受ける機会を確保する公平性・公正性の観点から、オンラインによる講習及び講習修了認定試験の在り方も含め検討する。(別紙 8 : D、E ルート)
- ・ 講習の内容や、一部オンライン等も含めた方法、修了要件となる評価等については、平成 12 年報告及び平成 31 年審議会報告で提示された教育内容を踏まえ、今後、有識者の意見も踏まえながら、更に検討を行う。

¹⁸ 別紙 9 : 日本語教師の養成における教育内容を参照。これまで文化審議会等で提示されてきた教育内容から従来にはない教育内容や、変更がある内容のうち主なものを持続。

4. 新たな制度に必要な基盤整備等

(1) 必要な基盤整備

(日本語教育に係る一元的な情報発信)

- 日本語学習を希望する者や、質が確保された認定機関等との連携を希望する者に対し、制度開始後には、多言語による認定日本語教育機関の情報発信、指定実習実施機関、指定日本語教師養成機関の情報など必要な情報がオンライン上も含めてアクセスしやすくなるような仕組みを検討する。質が保証された認定機関等の情報発信については、統一的なイメージをもって国内外で戦略的に展開する方策なども検討する。あわせて、申請などの業務負担軽減、効率化の観点から各種申請をインターネットを利用して行うシステム構築について検討する。また、日本語教育関係者に対し、日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS : Nihongo Education contents Web sharing System）なども含めた教育コンテンツの一元的発信の仕組みなどについて検討する。

【日本語教育機関】

- ・認定に係る申請について、サイト上の電子申請を可能とし、日本語教育機関及び国の各種手続きを簡素化するとともに、認定を受けた機関についての多言語での情報発信

【日本語教師養成機関】

- ・指定に係る申請について、サイト上の電子申請を可能とし、手続きを簡素化するとともに、指定を受けた機関についての情報発信

【日本語教師】

- ・試験の受験申請や合格証発行、資格取得証明書の電子化により、各種手続き等を簡素化
- ・資格取得後、自己研鑽のための研修を受講した際には、受講歴の証明のデジタル化を促進
- ・教育実習の修了や勤務経験、研修の履歴を一貫して記録・管理することが可能になり、各教員の指導経験、勤務状況、学位・各種免許等の学びの軌跡、ビジネス経験等の可視化を通じたキャリア形成に資する仕組み

【日本語学習者】

- ・情報の一元化、及び認定機関の多言語情報発信により、情報アクセスの利便性向上。認定機関に直接アクセス可能となるような仕組みを検討

(地域における日本語教師養成・研修の拠点整備・関係機関のネットワーク化推進)

- 高度かつ専門的な日本語教育の指導法等に関する教育研究などが重要である。教授法、評価法、ICT教育、音声指導など日本語教育の専門性の見地からの研究成果が認定日本語教育機関、地方公共団体における研修などにおいて活かされるような日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成・研修を行う研修人材育成の拠点を整備する。
- このため、日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発、研修の実施及び好事例を含めた新制度に関する情報共有、日本語教師養成を行う大学・大学院等を拠点として、地域における取組の方向性を共有するため、地域の認定日本語教育機関、地方公共団体における担当部署、国際交流団体、NPOなどが参画するネットワークを構築する。
- また、国内の日本語教師数や養成機関等の地域差や、養成課程を修了しても実際に日本語教師となる者が少ない現状があることに加えて、教師不足を課題とする地方公共団体、経済団体、日本語教育機関があるなど雇用のミスマッチが生じている状況もある。前述のようなネットワークにおいて、関係者間で、地域における日本語教師養成機関、日本語教育機関、地方公共団体、経済団体等における域内の課題・ニーズを共

有し、養成課程修了者の就職支援などの取組を行い、必要な専門人材として日本語教師が評価され、適切な配置確保がなされ、処遇改善につなげることが重要である。

- 登録日本語教員の質的・量的確保を図るため、「潜在的な」日本語教師の復帰促進のためのオンラインを含めた研修などを検討する。

(2) 新たな制度の活用促進

- これまで整理した背景・課題を踏まえ、日本語学習を希望する者や、質が確保された認定日本語教育機関、登録日本語教員の活用を希望する機関に対し、新たな制度が活用されることが重要である。このため、推進法の基本理念を踏まえ、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理等施策との有機的な連携等¹⁹を通じて、本制度が求められる社会全体の中で活用されるよう、次のような具体的な方策について検討する。
 - 認定日本語教育機関における日本語教育プログラムの情報が、希望する留学生、就労者、生活者に提供されるよう、多文化共生相談窓口を含む地方公共団体、国際交流団体、経済団体、事業者等の関係者に広く周知する仕組みを検討する。
 - 在外公館や関係独立行政法人、外国人在留支援センター（FRESC）、外国人雇用サービスセンター、ハローワーク、高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）、外国人就労者に関する各種会議等における情報提供を効果的に行う仕組みを構築する。
 - 認定日本語教育機関であることを在留資格「留学」付与の要件とし、必要な制度や運営の見直しについて検討する。その際、留学生や認定日本語教育機関の負担軽減を図る観点から関係省庁において連携した制度運用の在り方を検討する。
 - 技能実習制度、特定技能制度において認定日本語教育機関、及び登録日本語教員の活用促進を検討する。
 - 外国人児童生徒等の日本語学習支援においても、地方公共団体等と大学等の日本語教師養成機関、日本語教育機関等との連携により、登録日本語教員で「児童生徒」向け研修などを受講した者が、小中高等学校等において、学校教員と協働して児童生徒支援に携われるよう、特別の教育課程、夜間中学の補習や、授業におけるティームティーチングなどにおいて日本語指導者として積極的に活用されるよう具体的な仕組みを検討する。
 - 在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討。また、現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討する。

など登録日本語教員については、認定日本語教育機関以外の場でも活用を促進できるよう方策を検討する。

¹⁹ 日本語教育関係参考データ集 71 頁下段：「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

(別紙1) 試験実施体制

主な項目	指定試験実施機関
機関の位置付け	文部科学大臣に代わって資格試験を行う機関
機関の数	1機関
指定機関の種類	法人（法人の要件についての詳細は今後検討）
指定の要件	以下の全ての要件を満たす場合にのみ試験実施機関として指定 ①法令に定める試験科目の全てについて試験を行うこと ②法令に定める要件を満たした試験委員が試験の問題の作成、採点を行うこと ③資格試験業務の専任の部門を置くこと ④試験の信頼性を確保するための措置が取られていること
試験委員の適性	試験委員は次のいずれかに関する知識経験を有するものとする。 ①学校教育法による大学・短期大学等において日本語教育又はその関連領域に関する科目を担当する教授・准教授の職にある者、又はあった者 ②一定年数以上専任の日本語教師の職に従事した経験等を有する者 ③①②と同等以上の知識及び経験を有する者
監督等	・文部科学大臣は、業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、当該機関に対し、業務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。
指定の取消し等	・文部科学大臣は、機関が法令で定められた欠格条項に該当した場合には、指定を取り消さなければならない。 ・文部科学大臣は、機関が一定の要件に該当する場合には、指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
報告等	文部科学大臣は、業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、機関に対し、業務に関する必要な報告を求めることができるほか、担当省庁の職員に当該機関の事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿、書類などを検査させることができ、又は関係者に質問させることができる。

日本語教育機関の認定制度・日本語教員の国家資格制度（イメージ）

在留外国人が増加している中、我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るために、教育課程や教員の配置等について、一定の基準を満たす機関に対し、教育課程を適正かつ確実に実施することができる機関であることを保証する観点から、国（文部科学大臣）が認定する制度を創設するとともに、認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格を整備する。

1. 日本語教育機関の認定制度（イメージ）

（1）日本語教育機関の認定

- ① 日本語教育課程を置く教育機関は、日本語教育課程を適正・確実に実施することができる機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

- ② 文部科学大臣は、認定された日本語教育機関の情報を多言語でインターネット等で公表する。

（2）認定の効果

- 認定された日本語教育機関は、学生募集の広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

（3）文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に、認定された日本語教育機関に対し、日本語教育の実施に關し報告を求めるほか、勧告や是正命令など段階的な是正措置を講ずることができる。

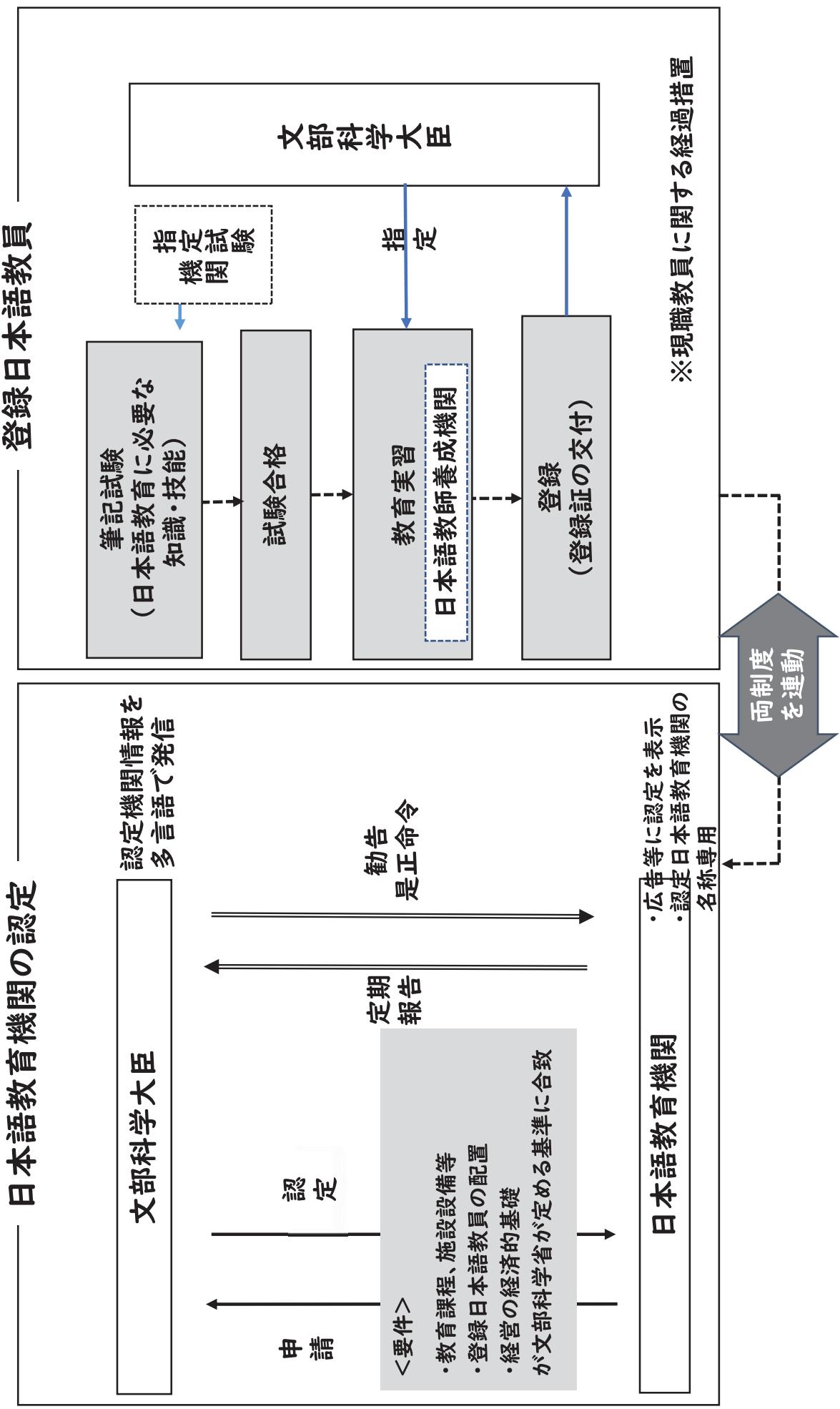
※関係省庁との連携・協力をを行う。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての試験に合格し、文部科学大臣が指定する日本語教師養成機関が実施する教育実習を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。

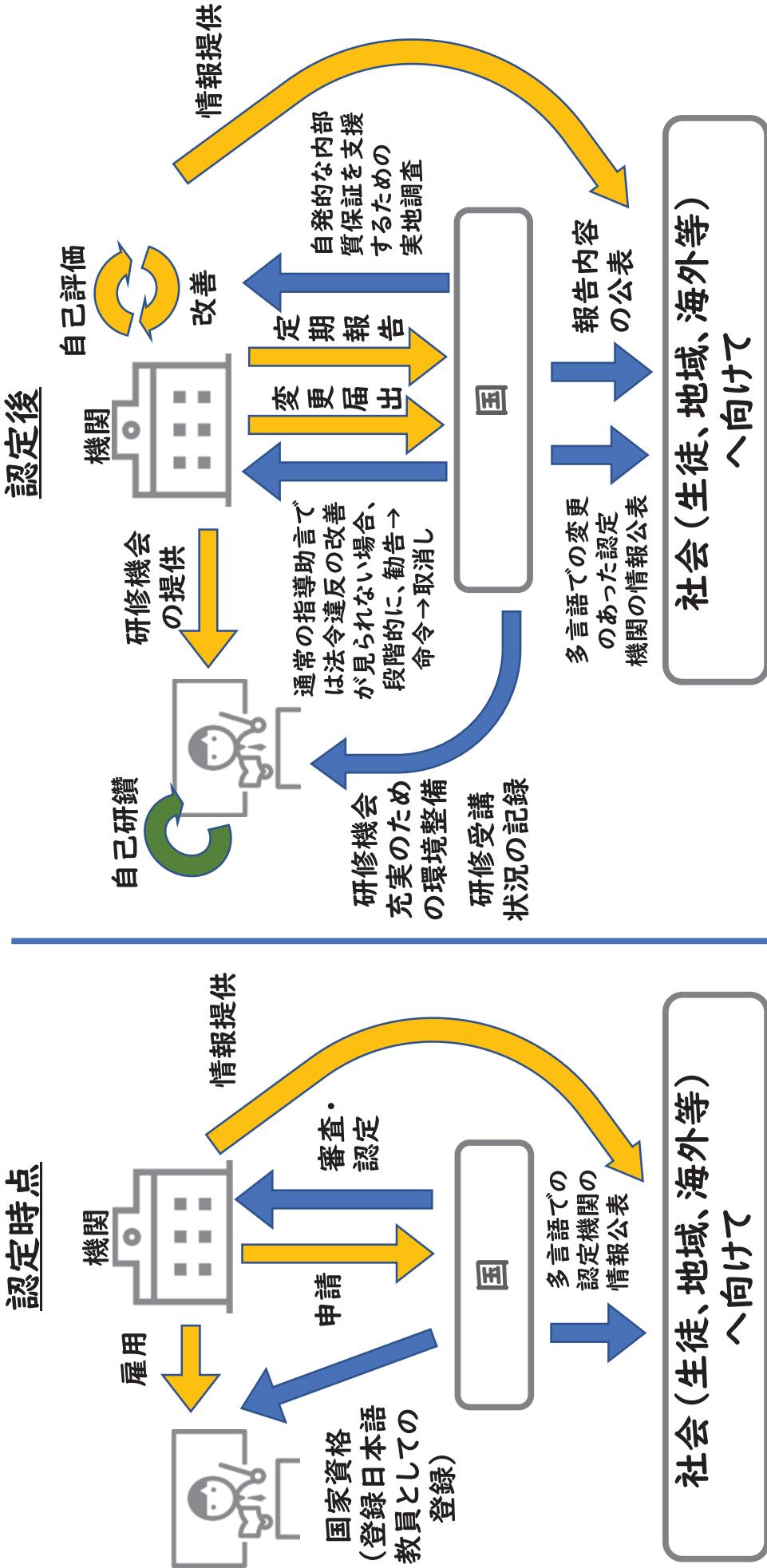
- 認定日本語教育機関において日本語教育を担当する者は、登録日本語教員であるものとする。

<新制度のイメージ図>



認定を受けた日本語教育機関の維持向上に関する仕組の全体像（イメージ）

- 学習者や企業等が学習機会を適切に選択できるようにするために、各機関における日本語教育の内容等を機関の目的によって見える化するとともに、学習者の学びを適切に評価することができるよう、日本語教育を行う機関が提供する教育内容の質を保証することを目指す。
- このため、一定の要件を満たす日本語教育機関を認定する制度を創設し、認定時点及び認定後において以下の仕組により、質の維持向上を図る。



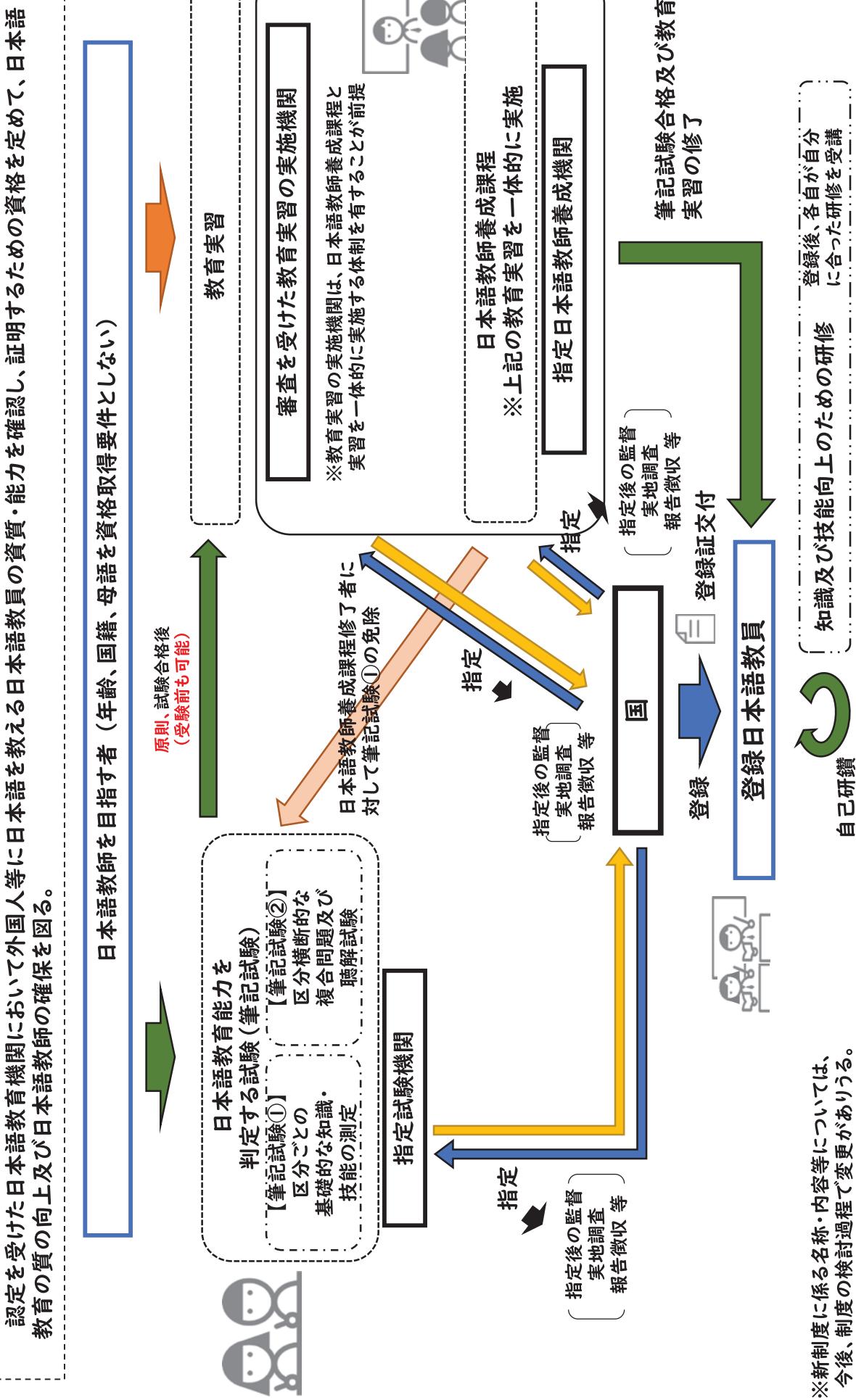
日本語教育機関の情報の公表に関する方向性（イメージ）

- 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表については、①認定期や変更届受領時に国が多言語で行う機関の情報公表、
②国による機関から受領した定期報告の公表、③機関から社会に対する情報提供が存在する。
- これらのことや、各地域の自治体や企業等が日本語教育に関する連携先を探す等の社会にとつての利益に寄与とともに、各機関の活動の見える化による質の向上を促す。

	①認定期や変更届時の情報公表	②定期報告の公表	③社会への情報提供
公表主体	国	国（定期報告の主体は機関）	機関
使用言語	日本語及び複数の外国語	日本語	日本語（複数の外国语の努力義務）
頻度（素案）	認定期及び変更時	年1回	任意
性質（素案）	認定期準等の法令上求められる最低基準の充足状況などの機関の基本的な情報の公表を行う。	各機関の教育活動を定期的に国が把握し、指導・助言の端緒とするとともに、横並びの事項について国が一元的に公表することで機関間の切磋琢磨を促す。	機関自らが教育活動等に関する情報を社会に提供することで説明責任を果たすことともに質向上に繋げる。
制度上規定する項目（素案）	機関及び設置者の目的・名称・位置 開設の年月日 学則 教員・職員組織（教員の学歴等を含む） 施設・設備 収容定員 部科及び課程その他の教育組織に関する事項 日本語教育課程の概要 修業年限・授業日数・時間・学期・休業日 入学・退学・転学・休学・卒業の規定 賞罰に関する規定 生活上の支援体制 寄宿舎に関する事項 授業料・入学料・その他の費用 機関が行う奨学金等の支援 機関のwebページのURL	入学者数・在籍者数・修了者数・中退者数 入学者募集の実施状況（入学要件や選抜方法を含む） 日本語教育課程の活動内容 学習の評価及び課程修了の基準 学習の成果（卒業時の生徒の日本語能力を含む） 修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援の実施状況 生活上の支援の実施状況（健康診断含む） 進学者数・就職者数・主な進学先・就職先 自己評価・第三者評価の結果、結果を踏まえた取組方針 設置者の財務状況	①②の項目を参考として、ながら、各機関の特性や強み、所在する地域の状況、学習者・大学・企業等のニーズなどに応じ、各機関が独自に適切な項目を判断する。 例えば、「就労」類型の機関については外国人雇用サービスセンターへの情報提供を推奨することも考えられる。

※「留学」類型の機関については、現在の法務省告示校に対して、主に在留管理の観点から出入国在留管理局への報告が求められている、生徒の出席状況、退学の状況、資格外活動の状況、卒業時点の進路や日本語能力等について同等の内容を引き続き国への報告を求めるが、公表の対象ではない。

認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）



登録日本語教員の筆記試験・教育実習と求められる資質・能力の対応関係（イメージ）

日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版
(平成31年3月4日)

I. 筆記試験

（日本語教育に関する必要な知識及び技能を確認）

【筆記試験①】

日本語教育に関する基礎的な知識
及び技能

【指定日本語教師養成機関】において 養成課程修了した者 (筆記試験①免除)

※基礎的な知識・技能は、
一定期間の学習を行った
者であれば、習得されたと
考えられるため、指定を受けた養成課程の修了を
もって筆記試験①の免除
を想定

【筆記試験②】

日本語教育に関する必要な知識及び技能の応用

【筆記試験②】

実際に日本語教育を行う際の現場対応や問題解決を行うことができる知識及び技能の応用

日本語教師の養成段階に求められる「必須の教育内容」50項目

3領域（「社会・文化」、「教育」、「言語」）

5区分（「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」）

「社会・文化」

「教育」

「言語」

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生
- (4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験
- (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」
- (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
- (12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習・トラテジー
- (18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践
- (22)教室・言語環境の設定 (23)コースデザイン (24)教授法
- (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
- (28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力
- (31)目的・対象別日本語教育法 (32)異文化間教育
- (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育
- (35)日本語教育とICT (36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
- (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
- (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系
- (44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範
- (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
- (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

II 教育実習（実務に必要な教育実践の経験）

登録後に円滑に認定日本語教育機関で日本語教育を行うことができるようになるため、登録の要件として、一定の教育実践の経験を求める。

※上記50項目のうち、下線部分は「日本語教育の参照枠（報告）」

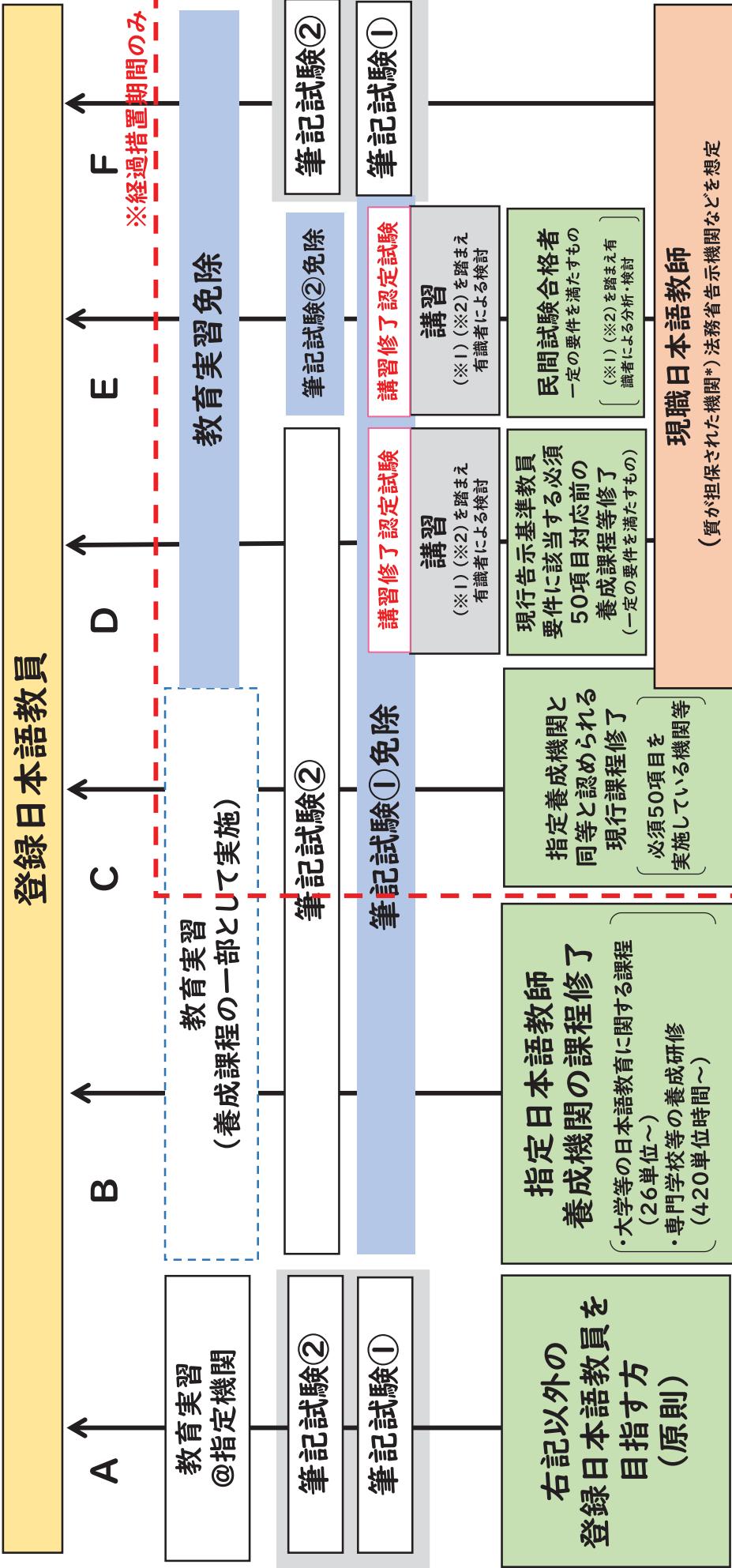
（令和3年10月12日）の内容を特に考慮することを想定。

※指定日本語教師養成機関では、養成課程の一部として教育実習を実施

登録日本語教員の資格取得ルート(イメージ)【たたき台】

検討中

- 令和3年8月の日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議報告書においては、日本語教員の国家資格の取得要件や養成機関の在り方、試験・教育実習の免除、現職日本語教師等の資格取得方法(経過措置等)について示されている。
- これを踏まえ、経過措置を含め、登録日本語教員の資格取得ルートのイメージを整理したものが以下の通り。



日本語教師の養成における教育内容

◎必須の教育内容

日本語教師の養成段階では、各活動分野で活動するに当たり、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。そのため、日本語教師の養成において必ず実施すべき内容を「必須の教育内容」として示した。
※従来にはない教育内容は赤字、内容に変更がある部分については、青字で記載

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生 (4)日本語教育史 (5)言語政策
- (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
- (12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程(第一言語・第二言語) (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応
- (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

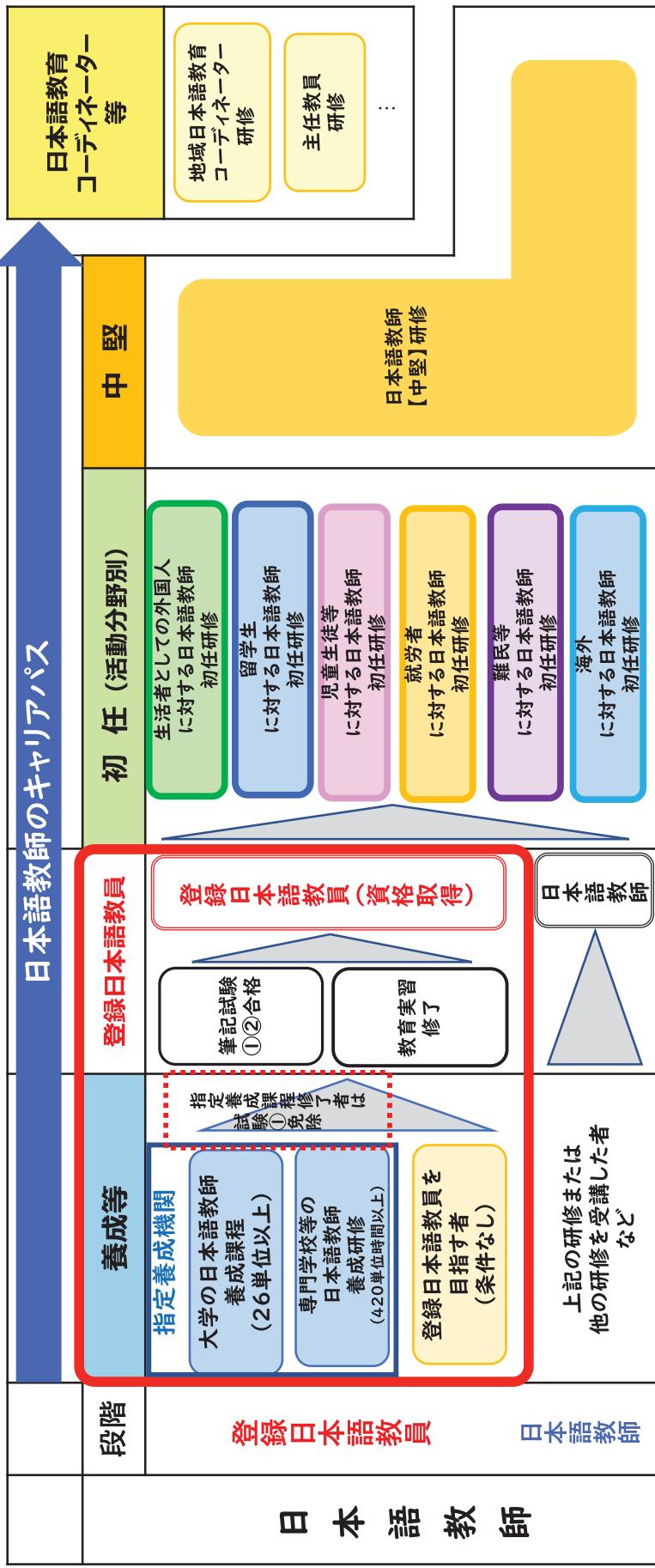
- (20)日本語教師の資質・能力** (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定
- (23)コースデザイン** (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
- (28)教育実習** (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 **(31)目的・対象別日本語教育法**
- (32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育とICT
(36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
- (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
- (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系
- (45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
- (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ

- 日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者(ボランティアなど)の育成・確保を推進

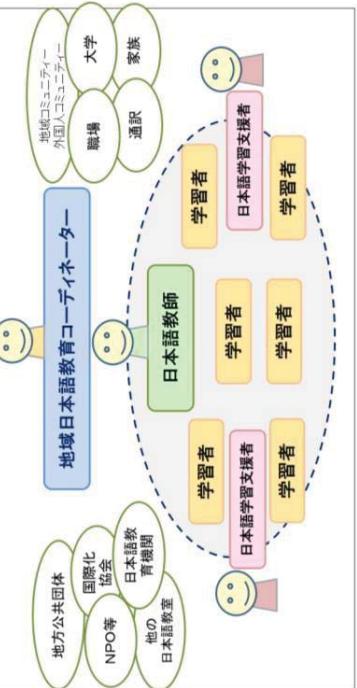


※試験①:日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、試験②:日本語教育に必要な知識及び技能の応用に関する区分

日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
日本語学習支援者	日本語教師や日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加)

日本語学習支援者は、
○コーディネーターや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



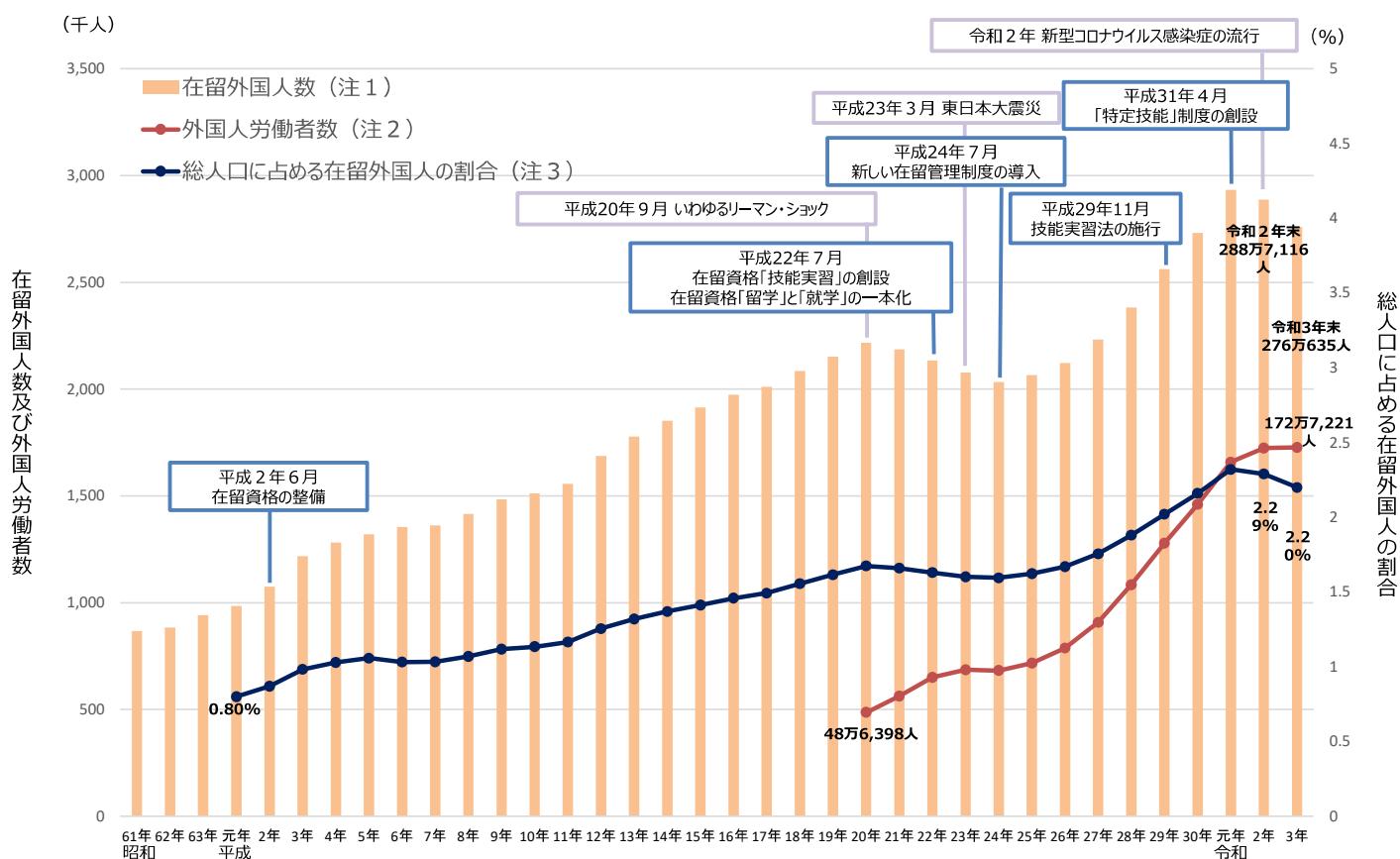
卷末参考資料

1. 日本語教育関係参考データ集	…42
2. 日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議の設置について	…83
3. 日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議 委員名簿	…84
4. 審議経過	…85

参考資料：日本語教育関係 参考データ集

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

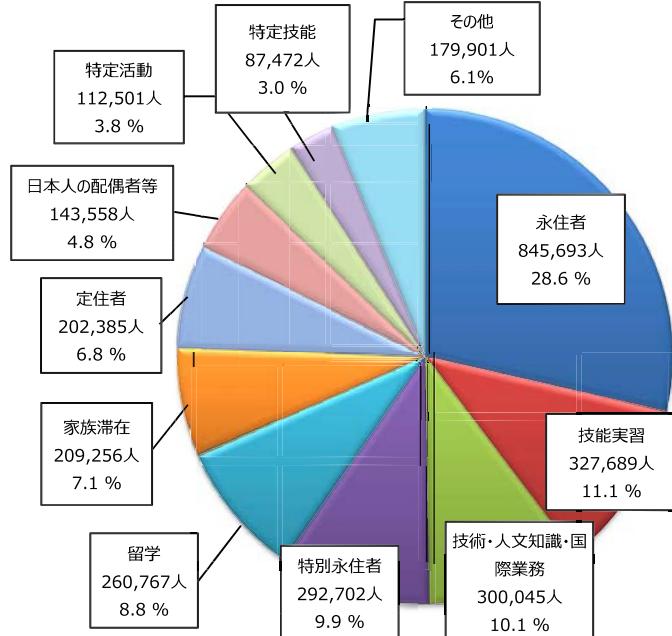
(出典) 出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」



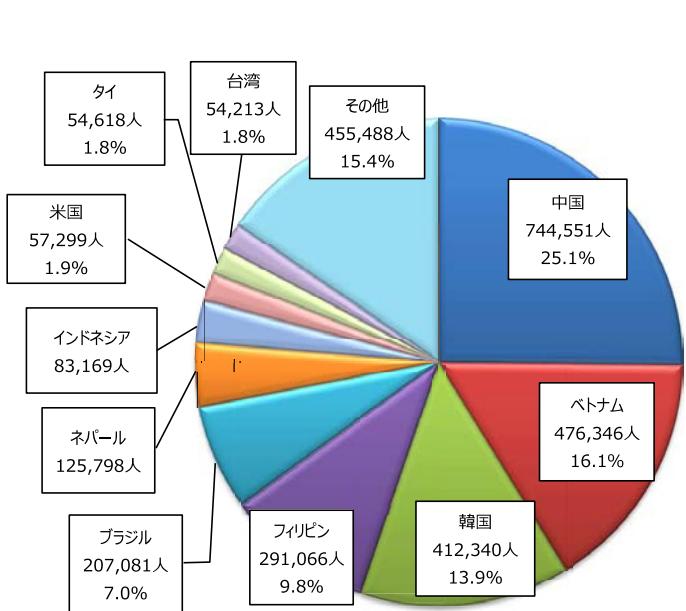
在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳 (令和4年6月末)

在留外国人数 (総数) 296万1,969人

在留資格別

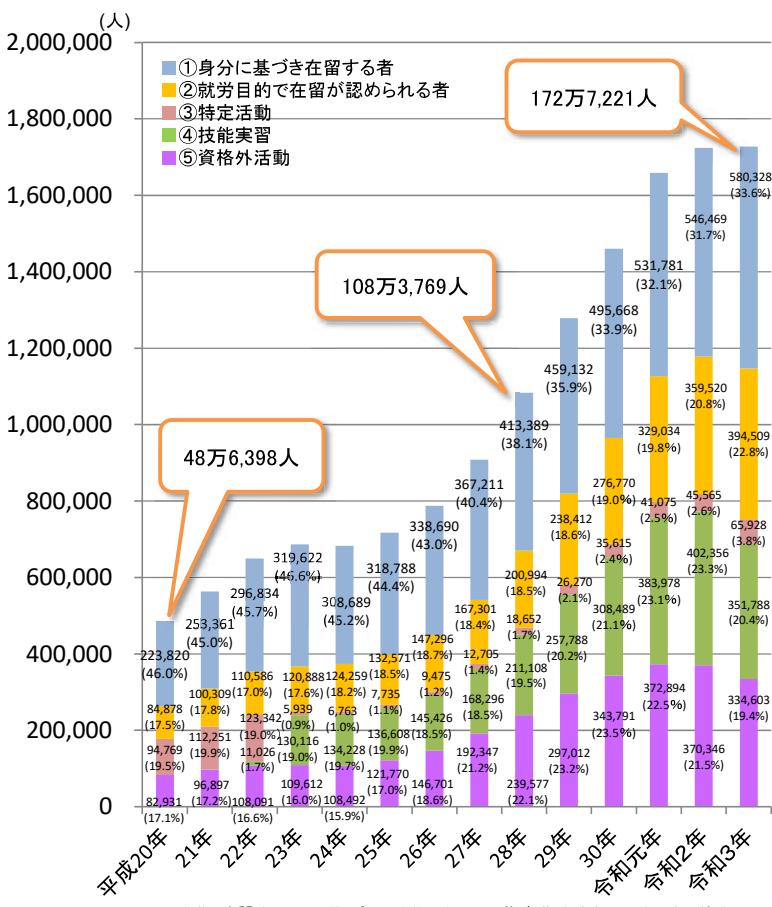


国籍・地域別



(出典) 出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」

外国人労働者数の内訳



①身に基づき在留する者

約58.0万人
（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者

約39.5万人
(いわゆる「専門的・技術的分野」)
・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動

約6.6万人
(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習

約35.2万人
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

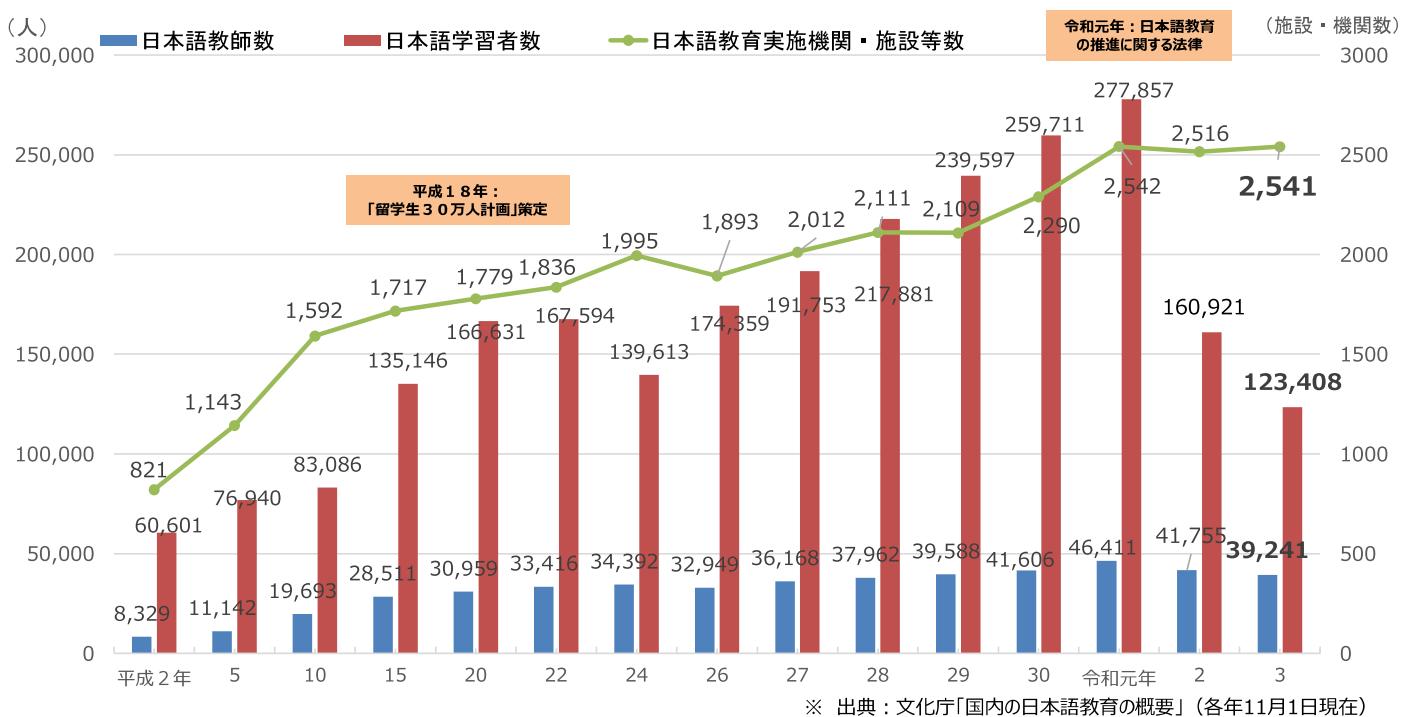
⑤資格外活動（留学生のアルバイト等）

約33.5万人
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

日本語教育の学習者／機関／教師等

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は減少しているが、長期的には更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）



主体別日本語教育実施機関数／教師数／学習者数の内訳（令和3年度）

令和3年度日本語教育実態調査より抜粋。調査票を送付し、回答があった機関のみを集計しているため、全数ではないことに注意が必要。

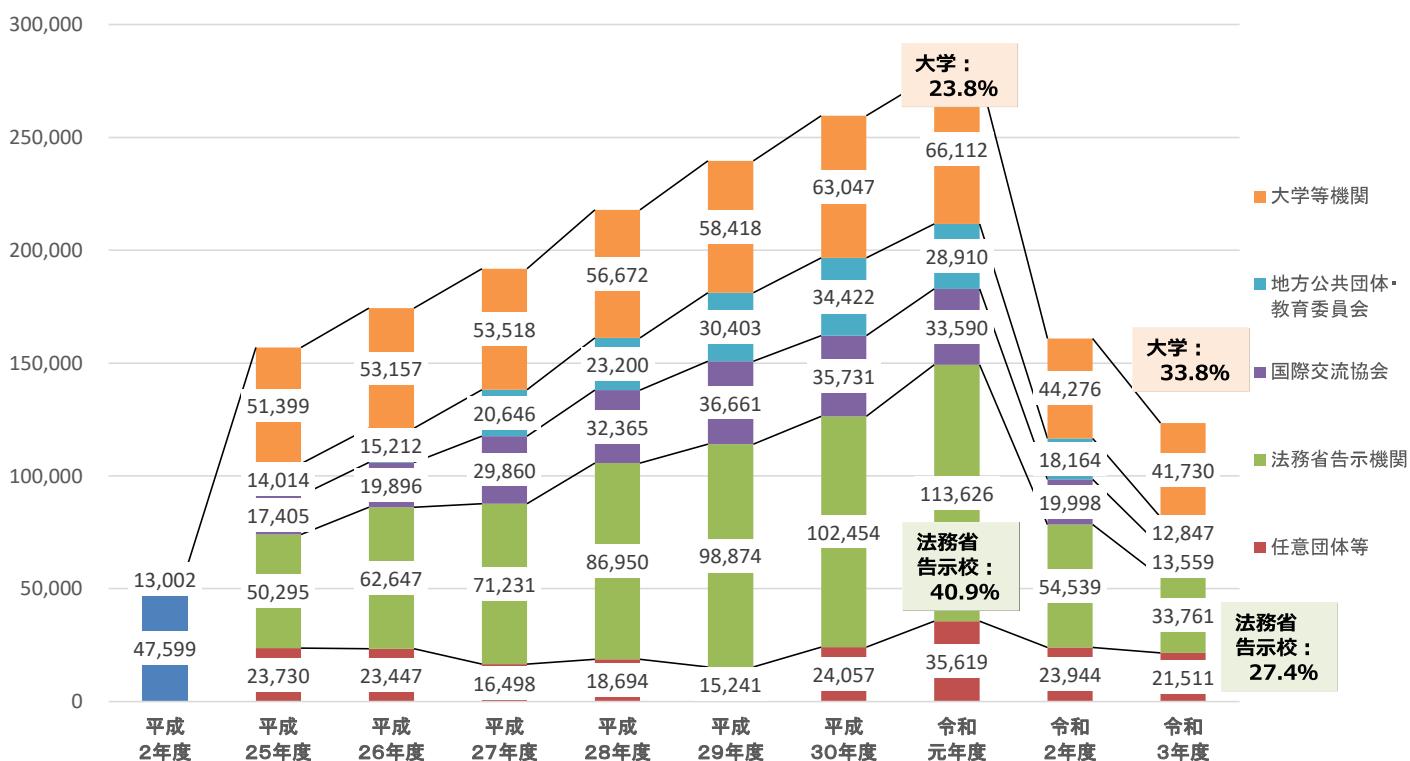
	機関等数	教師等数	学習者数
法務省告示機関	661(26.0%)	11,198(28.5%)	33,761 (27.4%)
大学等機関	531(20.9%)	4,380(11.2%)	41,730 (33.8%)
国際交流協会	339(13.3%)	8,070(20.6%)	13,559 (11.0%)
地方公共団体	255(10.0%)	4,353(11.1%)	7,188 (5.8%)
教育委員会	185(7.3%)	2,351(6.0%)	5,659 (4.6%)
任意団体	414(16.3%)	5,049(12.9%)	9,335 (7.6%)
その他	156(6.1%)	3,840(9.7%)	12,176 (9.9%)
合計	2,541	39,241	123,408

- ・ボランティア 48.0%
- ・非常勤による者 36.3%
- ・常勤による者 15.7%

出典：文化庁「令和3年度日本語教育実態調査」

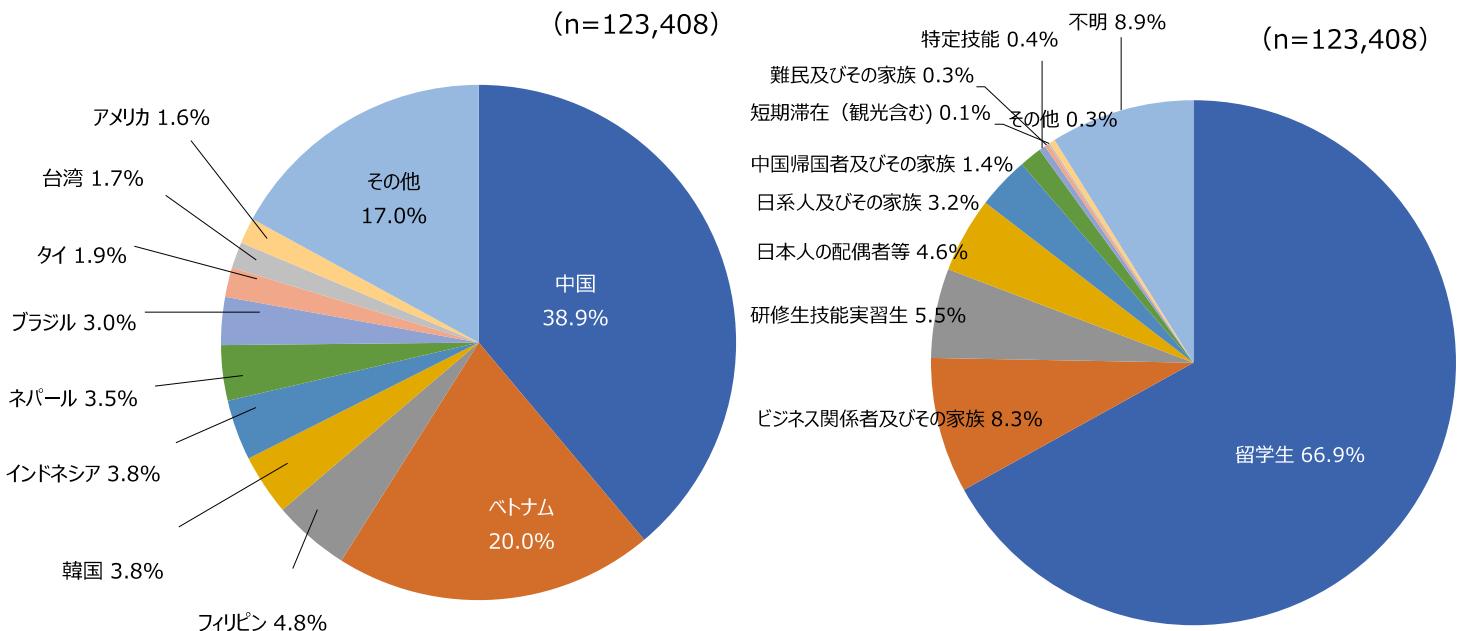
国内の日本語学習者数の推移

- 一貫して増加傾向にあったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大による制限により大幅に減少。
令和3年度は、大学等33.8%、法務省告示校27.4%、地方公共団体等10.4%、国際交流協会11.0%、任意団体17.4%であった。



国内の日本語学習者数（国籍比率／属性）

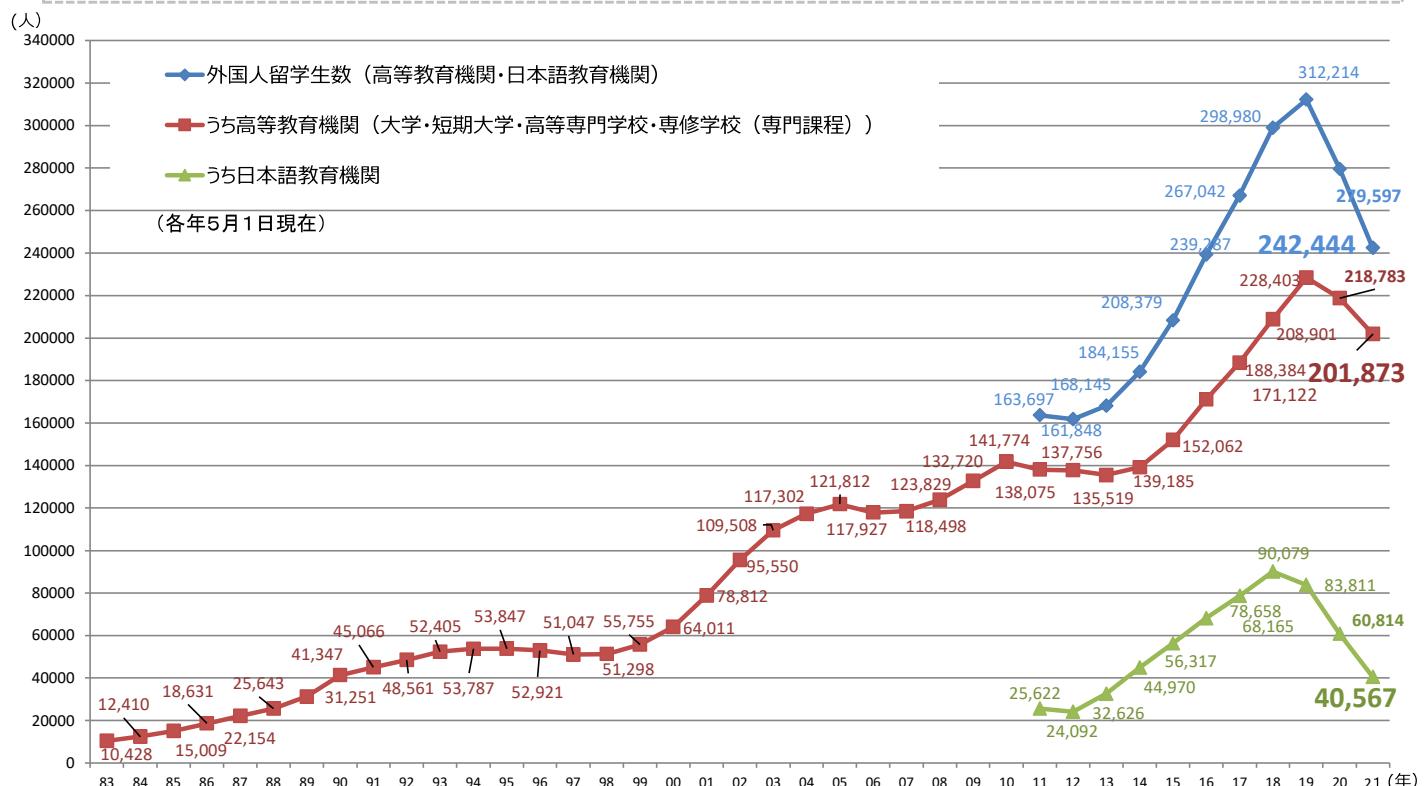
- 約8割をアジア出身者が占めている。中国とベトナムで5割を超えている。
- 日本語学習者は留学生が67%、ビジネス関係者8.3%、技能実習生等5.5%。



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和3年11月1日現在）

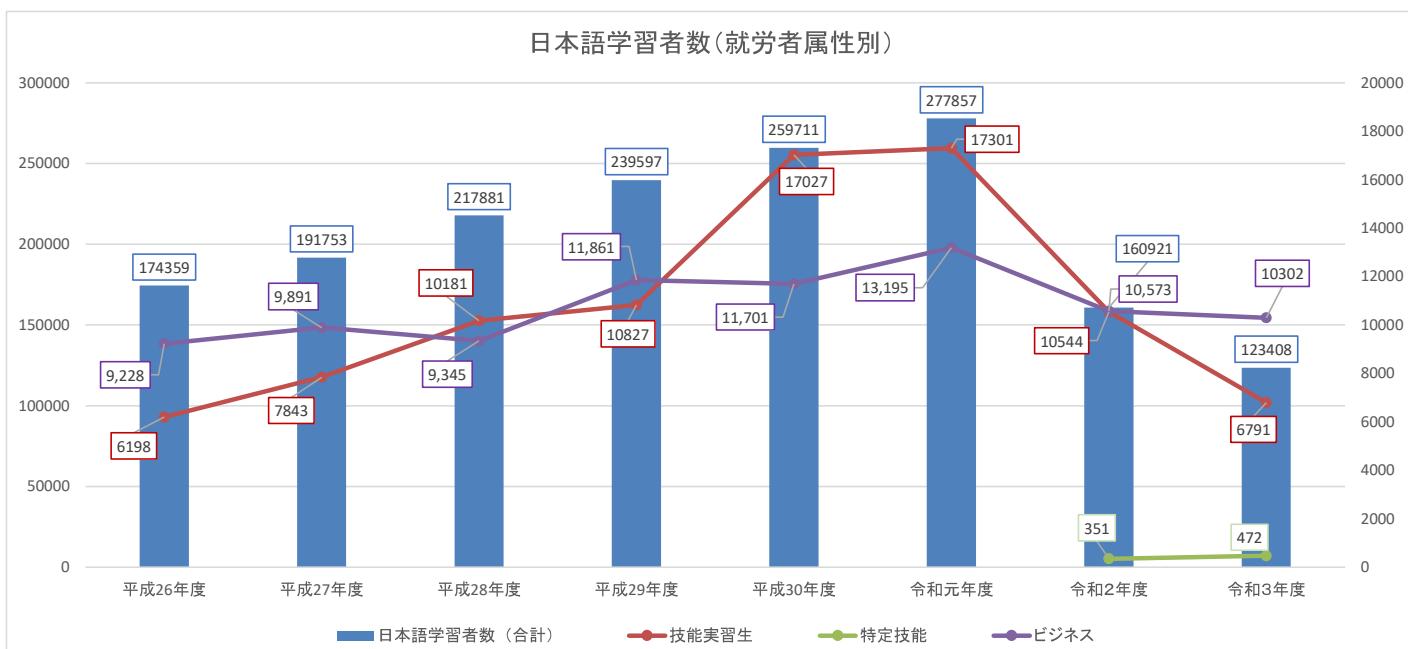
外国人留学生数の推移

- 2019年（令和元年）に留学生数30万人を達成。
- 外国人留学生のうち約2割を日本語教育機関が占める。



機関別日本語学習者数の推移（就労者）

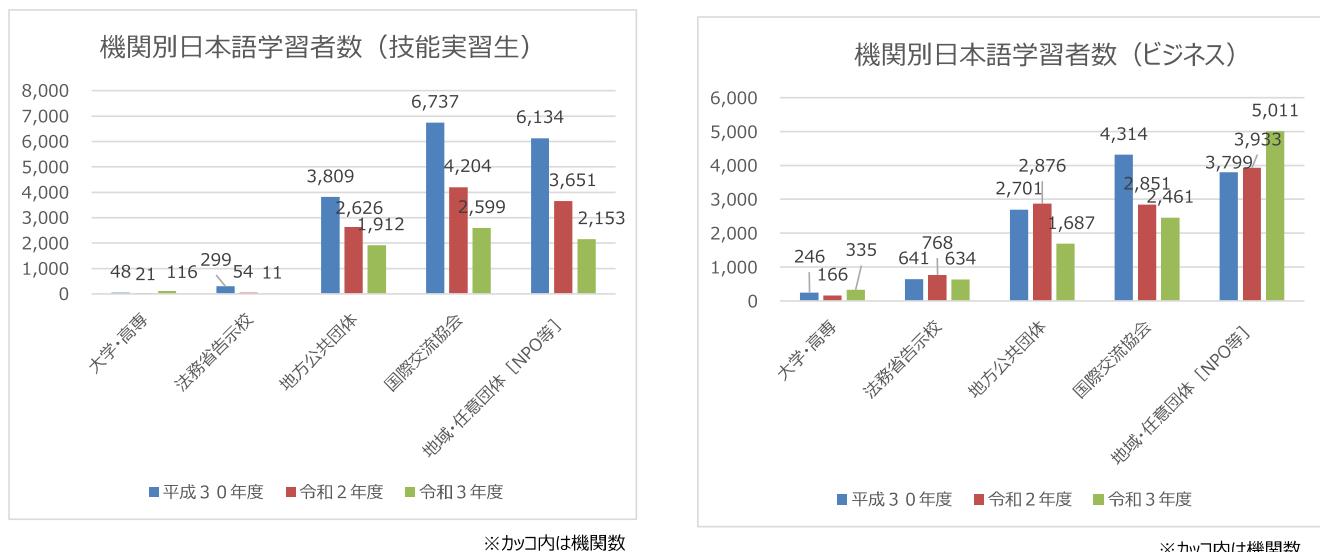
○技能実習生等はコロナ前の令和元年までに約3倍近くまで増加。



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
日本語学習者数(合計)	174,359	191,753	217,881	239,597	259,711	277,857	160,921	123,408
技能実習生	6,198	7,843	10,181	10,827	17,027	17,301	10,544	6,791
特定技能	-	-	-	-	-	-	351	472
ビジネス	9,228	9,891	9,345	11,861	11,701	13,195	10,573	10,302

機関別日本語学習者数(就労者)

○技能実習生、ビジネス等学習者は自治体等の「地域日本語教室」で多くが学習



※カッコ内は機関数

※カッコ内は機関数

	平成30年度	令和2年度	令和3年度
大学・高専	48(4)	21(3)	116(6)
法務省告示校	299(7)	54(10)	11(4)
地方公共団体	3,809(172)	2,626(178)	1,912(131)
国際交流協会	6,737(275)	4,204(215)	2,599(107)
地域・任意団体[NPO等]	6,134(158)	3,651(43)	2,153(219)

	平成30年度	令和2年度	令和3年度
大学・高専	246(33)	166(29)	335(28)
法務省告示校	641(114)	768(149)	634(153)
地方公共団体	2,701(204)	2,876(202)	1,687(167)
国際交流協会	4,314(254)	2,851(209)	2,461(194)
地域・任意団体[NPO等]	3,799(200)	3,933(465)	5,011(327)

出典：文化庁「日本語教育実態調査」

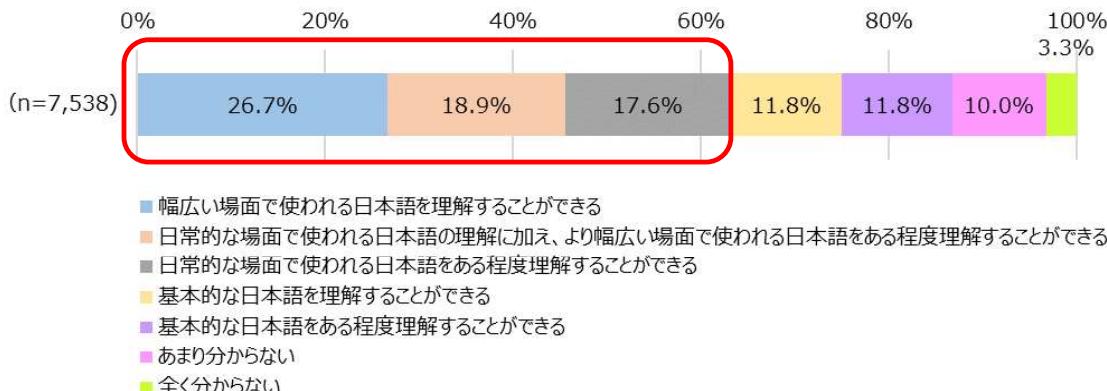
在留外国人の日本語能力（自己評価）

○ 在留外国人の日本語能力について、「話す・聞く」については、「日常生活に困らない程度に会話できる」以上のレベルにある者は8割余りとなっている一方で、「読む」については、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」以上のレベルにある者は6割余りに留まる。

○日本語能力（話す・聞く）（単一回答）



○日本語能力（読む）（単一回答）



*出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）報告書」（令和4年8月 出入国在留管理庁）

*調査対象：在留外国人統計（令和3年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点での直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

国籍・地域別の日本語能力（自己評価）

○ 在留外国人の国籍・地域別に日本語能力を見ると、「話す・聞く」「読む」いずれについても、いわゆる漢字圏の出身者と比較し、**近年増加傾向にある非漢字圏の出身者の能力が低い傾向**にある。

○【国籍・地域別】日本語能力（話す・聞く）（単一回答）

		幅広い話題について自由に会話ができる	効果的に言葉を使えることができる	長い会話に参加できる	身近な話題についての会話はできる	日常生活に困らない程度に会話できる	基本的な挨拶の会話はできる	日本語での会話はほとんどできない	
全体	(n = 7,538)	23.9	10.7	9.3	14.2	23.1	15.3	3.4	
中国	(n = 2,266)	28.5	16.1	10.0	12.8	16.9	12.2	3.4	
ベトナム	(n = 1,309)	9.0	6.0	6.5	22.1	32.5	22.2	1.8	
韓国	(n = 465)	54.8	11.6	9.5	7.5	13.5	2.8	0.2	
フィリピン	(n = 559)	16.1	5.2	8.6	16.3	34.5	15.6	3.8	
ブラジル	(n = 903)	19.8	7.3	6.0	8.7	26.9	22.8	8.4	
ネパール	(n = 190)	10.5	10.0	11.1	12.1	33.7	19.5	3.2	
インドネシア	(n = 178)	12.9	13.5	13.5	20.8	25.3	12.4	1.7	
アメリカ合衆国	(n = 209)	33.5	9.1	12.0	12.0	19.1	12.9	1.4	
台湾	(n = 261)	45.2	16.9	10.3	12.6	12.6	1.9	0.4	
タイ	(n = 97)	17.5	5.2	13.4	16.5	24.7	19.6	3.1	
その他	(n = 1,101)	24.1	9.7	11.9	13.9	20.9	15.8	3.7	

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

○【国籍・地域別】日本語能力（読む）（単一回答）

		幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	基本的な日本語を理解することができる	基本的な日本語をある程度理解することができる	あまり分からぬ	全く分からぬ	
全体		26.7	18.9	17.6	11.8	11.8	10.0	3.3	
中国		45.5	23.7	12.3	4.9	6.4	5.9	1.4	
ベトナム		5.7	16.8	29.0	24.6	17.4	4.6	1.8	
韓国		60.6	20.2	10.3	2.4	4.5	1.7	0.2	
フィリピン		10.2	10.9	20.8	17.5	21.6	15.6	3.4	
ブラジル		11.5	9.1	14.1	14.0	13.5	28.3	9.5	
ネパール		6.3	30.0	26.8	7.4	14.2	12.1	3.2	
インドネシア		7.3	18.5	23.0	26.4	15.7	7.9	1.1	
アメリカ合衆国		27.8	15.8	22.0	10.5	13.4	7.2	3.3	
台湾		55.2	30.3	9.6	3.1	1.1	0.8	-	
タイ		11.3	11.3	18.6	13.4	16.5	21.6	7.2	
その他		20.3	19.8	17.9	10.6	13.4	12.3	5.7	

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

*出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）報告書」（令和4年8月 出入国在留管理庁）

*調査対象：在留外国人統計（令和3年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点での直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

在留資格別の日本語能力（自己評価）

- 在留外国人の在留資格別に日本語能力を見ると、「話す・聞く」について、「技能実習」「家族滞在」「永住者の配偶者等」で低い傾向があり、「読む」については、「技能実習」「定住者」「永住者の配偶者等」で低い傾向にある。

○【在留資格別】日本語能力（話す・聞く）（単一回答）

	幅広い話題について自由に会話ができる	効果的に言葉を使うことができる	長い会話に参加できる	身近な話題についての会話ができる	日常生活に困らない程度に会話できる	基本的な挨拶の会話はできる	日本語での会話はほとんどできない	
全体 (n=7,538)	23.9	10.7	9.3	14.2	23.1	15.3	3.4	
永住者 (n=2,311)	39.2	11.0	9.5	9.3	19.8	8.7	2.4	
技能実習 (n=965)	3.1	4.1	3.5	21.0	33.3	31.3	3.6	
技術・人文知識・国際業務 (n=1,150)	29.4	17.0	14.6	14.4	16.6	6.3	1.6	
留学 (n=848)	15.4	15.4	12.5	22.3	22.9	10.8	0.6	
定住者 (n=587)	19.6	6.6	7.0	9.5	25.7	23.7	7.8	
家族滞在 (n=504)	9.3	7.3	5.0	14.9	26.6	30.2	6.7	
日本人の配偶者等 (n=534)	25.3	9.2	10.7	13.5	26.6	12.4	2.4	
特定活動 (n=185)	11.9	8.6	8.6	14.6	31.4	17.3	7.6	
永住者の配偶者等 (n=154)	10.4	9.7	5.2	11.7	24.7	26.6	11.7	
その他の在留資格 (n=300)	20.0	10.7	8.0	16.0	19.3	20.0	6.0	

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

○【在留資格別】日本語能力（読む）（単一回答）

	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	日常的な場面で使われる日本語を理解することができる	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	基本的な日本語を理解することができる	基本的な日本語を一定程度理解することができる	あまり分からない	全く分からない
全体 (n=7,538)	26.7	18.9	17.6	11.8	11.8	10.0	3.3
永住者 (n=2,311)	37.1	17.7	14.9	8.0	8.3	10.6	2.9
技能実習 (n=965)	0.9	4.6	23.1	30.8	29.2	9.4	2.0
技術・人文知識・国際業務 (n=1,150)	41.9	29.0	13.3	6.8	5.0	2.4	1.6
留学 (n=848)	33.1	36.2	20.4	5.3	2.4	1.9	0.7
定住者 (n=587)	14.1	12.8	15.8	11.8	12.9	25.4	7.2
家族滞在 (n=504)	12.5	15.5	21.8	12.7	17.1	13.9	6.5
日本人の配偶者等 (n=534)	22.3	16.9	19.9	13.1	13.5	10.7	3.7
特定活動 (n=185)	9.2	13.5	24.3	21.1	14.6	10.3	7.0
永住者の配偶者等 (n=154)	9.7	14.9	17.5	9.7	17.5	22.1	8.4
その他の在留資格 (n=300)	27.3	13.0	18.0	9.3	12.3	15.0	5.0

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

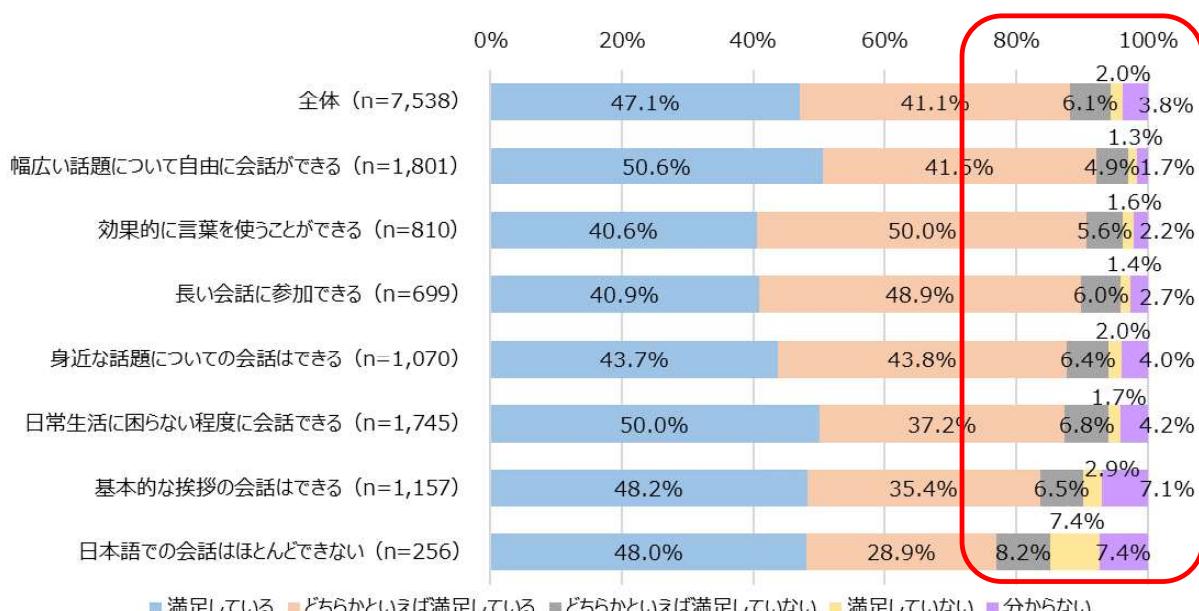
※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）報告書」（令和4年8月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和3年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点での直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語能力と生活環境全般の満足度

- 日本語能力が低い者ほど、生活環境全般の満足度について、「どちらかといえば満足していない」や「満足していない」と回答する在留外国人の割合が高くなる傾向にある。

○【日本語能力別（話す・聞く）】生活環境全般の満足度（単一回答）



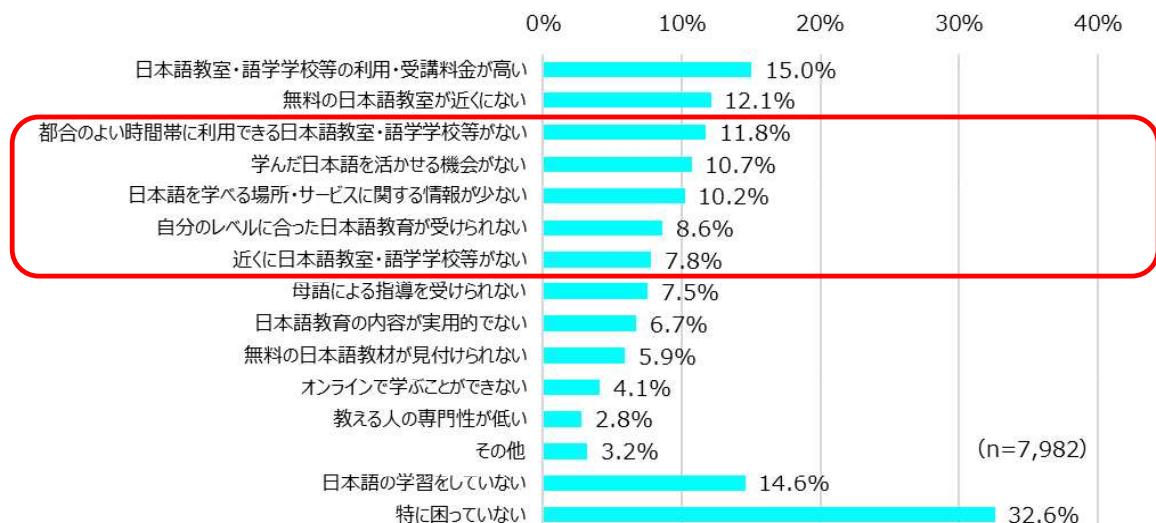
※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）報告書」（令和4年8月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和3年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点での直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語学習において感じている困難①

- 日本語教育に関する経済的な問題を除くと、都合のよい時間帯に利用できる日本語教室等がないこと、日本語教育に関する情報が少ないと、自分のレベルに合った日本語教育を受けられないと、近くに日本語教育機関がないことといった、**日本語教育へのアクセスに関する課題を、多くの在留外国人が回答している。**

○日本語学習における困りごと(複数回答)



※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）報告書」（令和4年8月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和3年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点での直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語学習において感じている困難②

- 日本語能力が下がるにつれて、日本語教育機関へのアクセスに困難を感じている在留外国人の割合が高くなる傾向にある。
 ○ **日本語能力の低い在留外国人ほど日本語学習に困難を感じ、日本語の学習をしていない者の割合が高くなる傾向**にある。

【日本語能力別(話す・聞く)】日本語学習における困りごと(複数回答)

		自分のレベルに合った日本語教育が受けられない	母語による指導を受けられない	日本語教育の内容が実用的でない	日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い	近くに日本語教室・語学学校等がない	都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校等がない	日本語を学べる場所・サービスに関する情報が少ない	学んだ日本語を活かせる機会がない	教える人の専門性が低い	無料の日本語教室が近くない	無料の日本語教材が見付けられない	オンラインで学ぶことができない	教える人の専門性が低い	特に困っていない	日本語の学習をしていない
全体	(n=7,538)	9.1	8.0	7.1	15.0	8.2	12.4	10.8	11.3	2.9	12.8	6.2	4.3	3.1	34.5	15.4
幅広い話題について自由に会話ができる	(n=1,801)	6.7	4.1	6.5	11.0	4.4	4.9	6.2	5.7	2.1	6.4	2.9	2.4	2.1	52.9	12.4
効果的に言葉を使うことができる	(n=810)	8.3	7.7	8.8	14.0	5.8	8.3	10.9	15.4	3.7	8.1	4.1	2.2	2.0	37.3	11.2
長い会話に参加できる	(n=699)	8.6	10.0	9.0	21.0	7.7	13.0	12.4	14.2	4.1	12.3	5.4	4.0	2.9	28.5	11.0
身近な話題についての会話はできる	(n=1,070)	10.0	8.5	9.2	19.0	9.8	14.9	12.5	14.5	3.1	12.9	6.4	4.4	3.1	23.9	12.2
日常生活に困らない程度に会話できる	(n=1,745)	10.2	9.3	5.9	17.0	11.3	16.4	13.1	13.0	2.9	17.1	8.1	5.3	2.9	21.8	13.9
基本的な挨拶の会話はできる	(n=1,157)	11.4	9.6	6.0	15.0	10.1	16.9	12.2	10.9	2.9	18.2	9.5	6.4	4.1	12.8	23.2
日本語での会話はほとんどできない	(n=256)	5.1	7.8	4.7	10.0	5.1	15.2	7.4	5.1	2.0	16.0	7.4	8.6	3.1	9.0	36.3

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

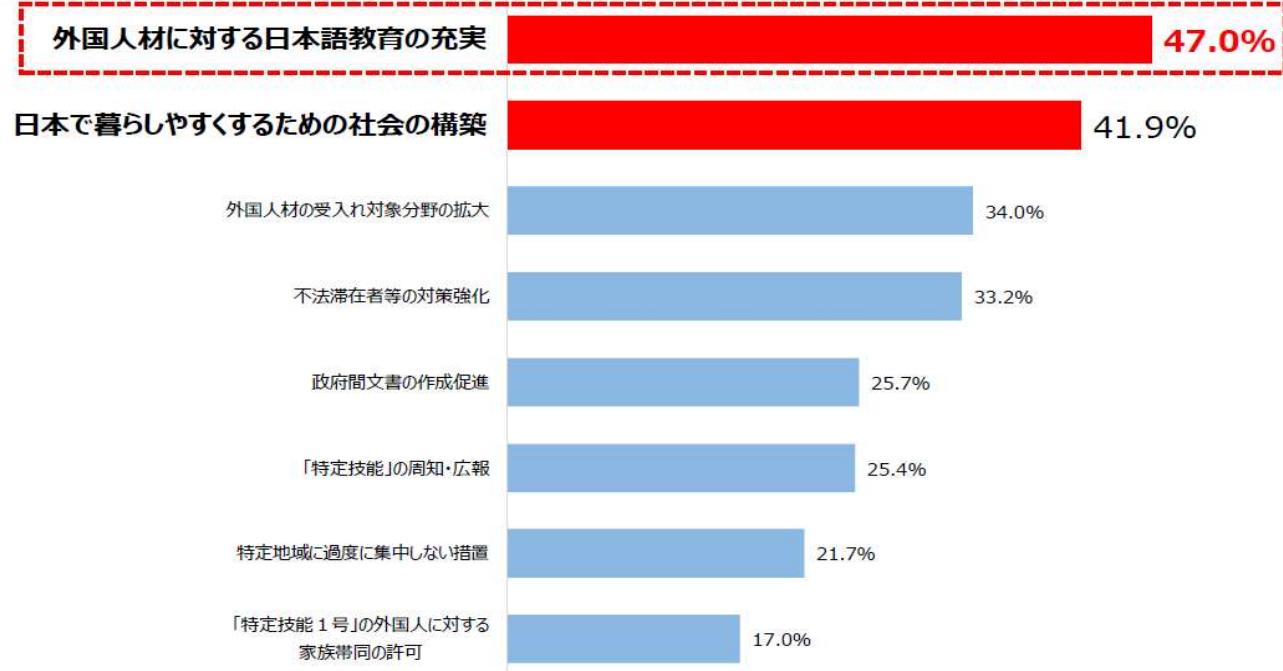
※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）報告書」（令和4年8月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和3年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点での直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

特定技能が円滑に機能するために、政府が実施すべき取組や支援策

日本商工会議所
作成（抜粋）

○特定技能が円滑に機能するために政府が実施すべき取組等は、「外国人材に対する日本語教育の充実」が最も多く、47.0%となり、約半数の企業が日本語教育の取組・支援を希望している。次いで「日本で暮らしやすくするための社会の構築」(41.9%)が続く。



n=1,061（特定技能外国人の受け入れ経験および関心があると回答した企業）※複数回答
2020年9月公表「多様な人材の活躍に関する調査」（日本・東京商工会議所）



「日本語教育の参照枠」（文化審議会：令和3年10月まとめ）

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えている。

また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。

→ 「日本語教育の参照枠」を取りまとめ

- ・国内に在留する外国人 : 約297万人（令和4年6月末）
- ・国内で就労する外国人 : 約173万人（令和3年10月）
- ・海外における日本語学習者 : 約379万人（令和3年）



2. ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）とは

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、40もの言語に翻訳
- ・言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受け入れのための言語能力の判定試験の基準にも用いられている。
- ・アジアにおいてもCEFRのレベルに基づいた各言語能力の判定試験が実施されている。

⇒「日本語教育の参照枠」は、国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。

3. 「日本語教育の参照枠」の理念

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。

2 言語を使って「できること」に注目する

・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

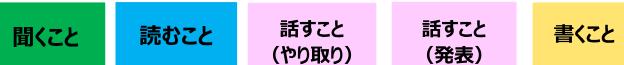
3 多様な日本語使用を尊重する

・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
・必ずしも全て学習者が母語話者と同等の日本語能力を求めない。

⇒共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育

4. 日本語能力の五つの言語活動（技能）

- ・従来の言語の四技能（聞く、読む、話す、書く）のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、6レベル（A1～C2）で整理。



・五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文（Can do）を用いて学習目標を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。

【話すこと（やり取り）: A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと（やり取り）: B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。

「日本語教育の参照枠」(日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの)

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針**（令和2年6月23日閣議決定）

「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

全体的な尺度（抜粋）

言語 使用 者 熟 達 し た	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
言語 使用 者 自 立 し た	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
言語 使用 者 基 礎 段 階 者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

日本語教育機関の習得レベル（イメージ）

全体的な尺度（「日本語教育の参照枠」）
日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

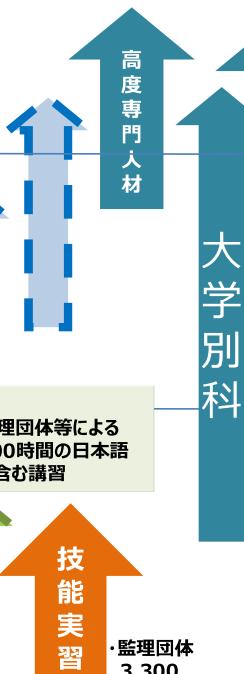
現状： 全体約2,500機関：学習約12万人
*ボランティアによる日本語教室含む(R3文化庁調べ)

機関数の割合
・法務省告示校26.0%
・大学等20.9%
・国際交流協会13.3%
・地方公共団体10.0%
・教育委員会7.3%
・任意団体等22.4%

学習者数の割合
・法務省告示校27.4%
・大学等33.8%
・国際交流協会11.0%
・地方公共団体5.8%
・教育委員会4.6%
・任意団体等17.4%

■国内でA1-2レベル
様々なレベル

地域日本語教室



現状 818施設 (R3入管調査)

- 進学：72.4%
(大学25%・大学院10%、専門学校60%)
- 就職7.2%
- 帰国17.4%

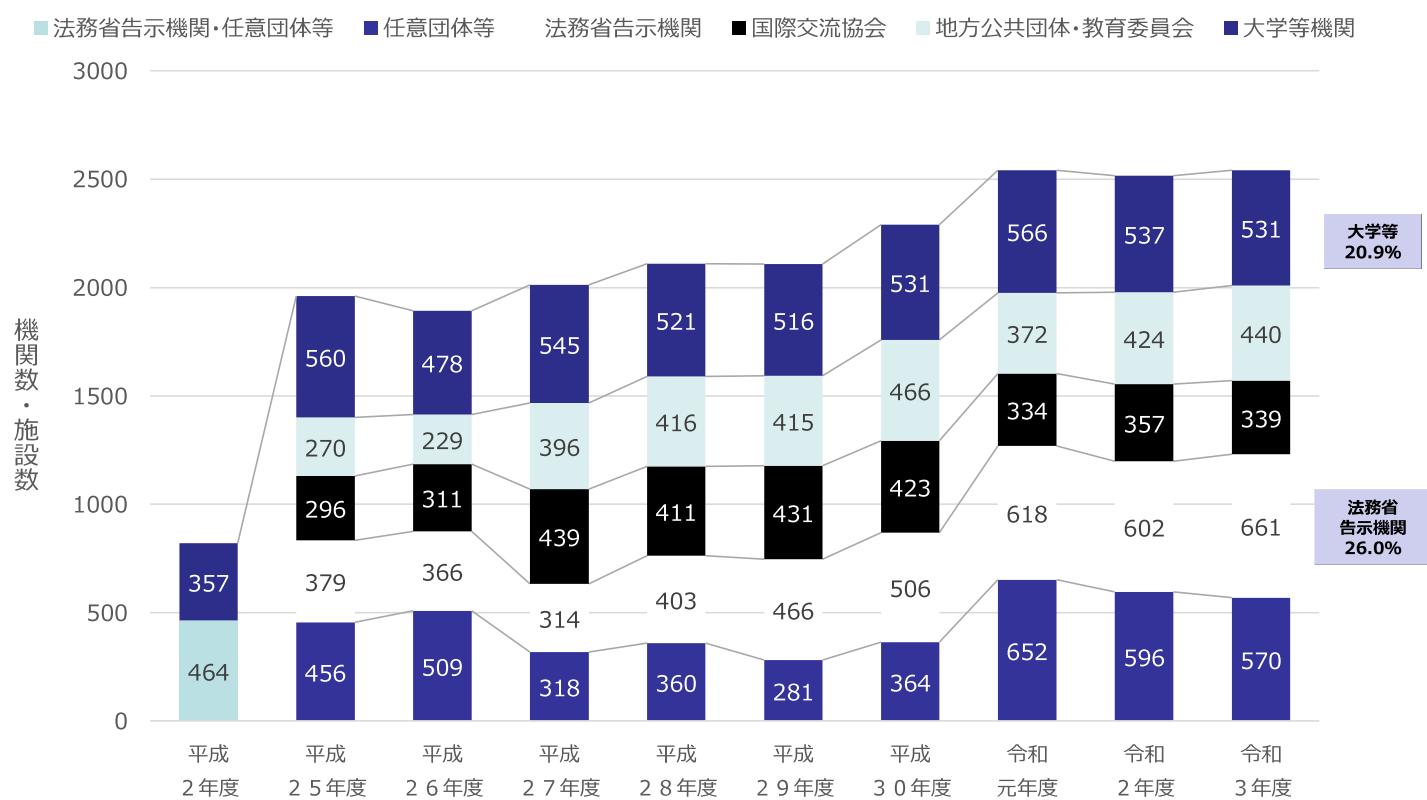
現状
■国内外でA2レベル

現状
■入学時A1相当
/卒業時B2レベル
(N2/留試200点)
最長2年(0.5/1/1.5年コース)
380~1,520時間以上

言語 使用 者 熟 達 し た	C2
	C1
言語 使用 者 自 立 し た	B2
	B1
言語 使用 者 基 礎 段 階 者	A2
	A1

日本語教育機関・施設等数の推移

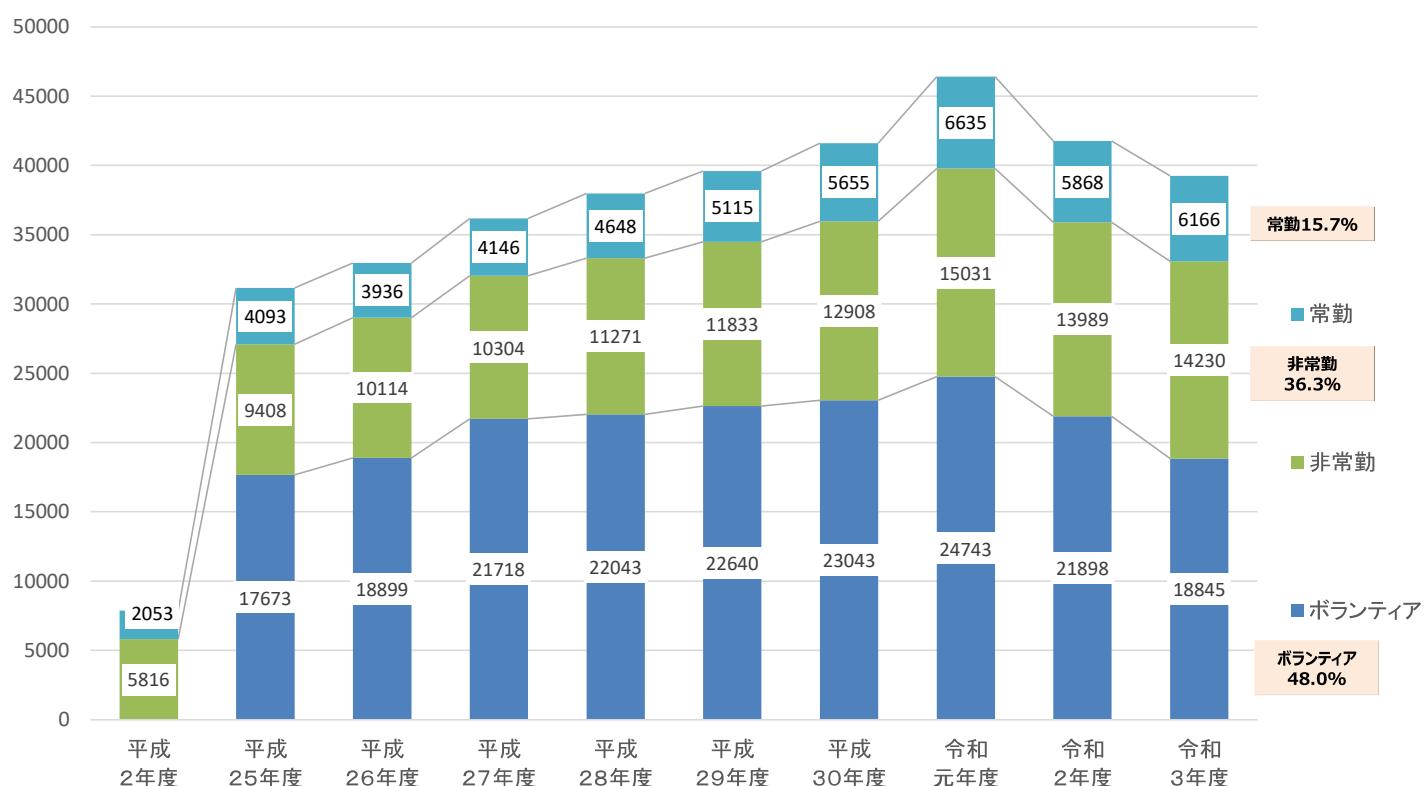
○令和3年度は、大学等20.9%、法務省告示機関26.0%、地方公共団体等17.3%、国際交流協会13.3%、任意団体22.4%であった。



日本語教師数等の推移

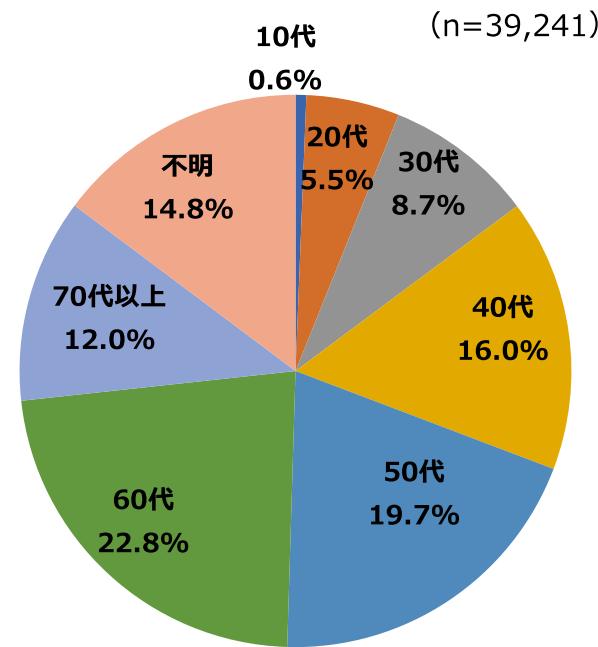
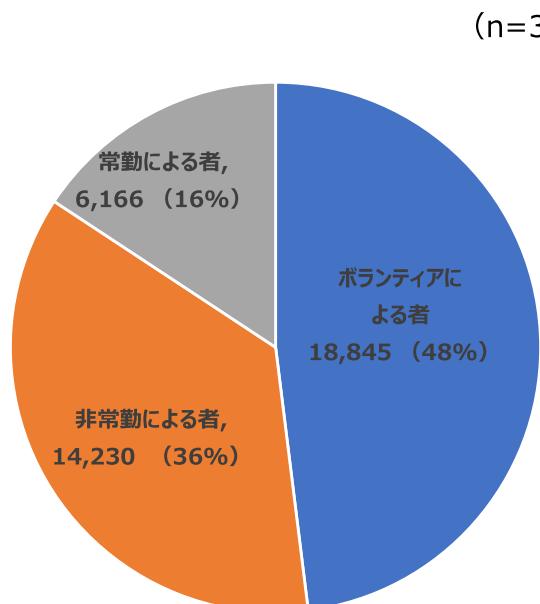
○過去9年間においてボランティアによる者が全体の5割から6割で推移。

令和3年度は、ボランティア48.0%、非常勤による者36.3%、常勤による者15.7%。



国内の日本語教師等の状況

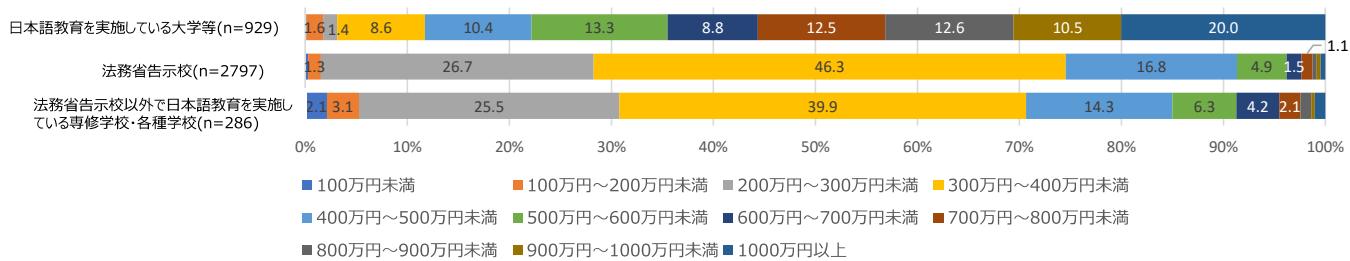
- 約5割をボランティアが占め、非常勤が3割、常勤は1割強となっている。
- 年齢の内訳では、50代以上が約5割を占め、20代は約5%である。



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和3年11月1日現在）

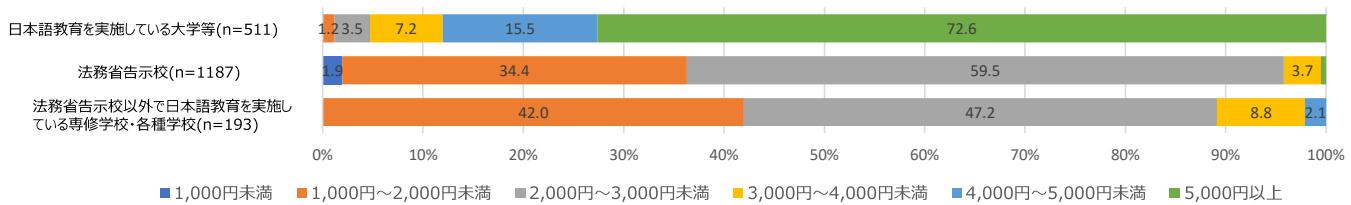
日本語教師の処遇について

【常勤】<年収分布>

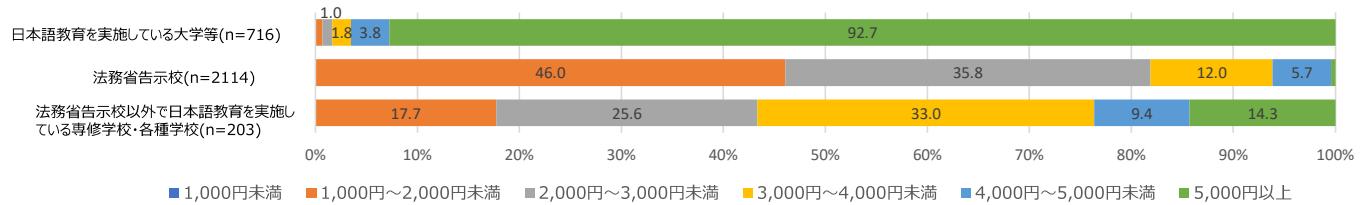


【非常勤】

<「時給制」と回答した機関の日本語教師の1時間当たり単価>



<「授業コマ数」と回答した機関の日本語教師の1コマ当たり単価>



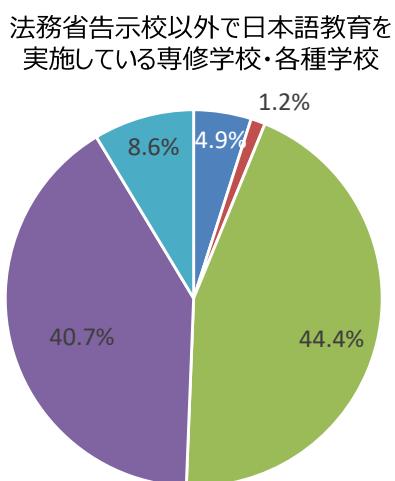
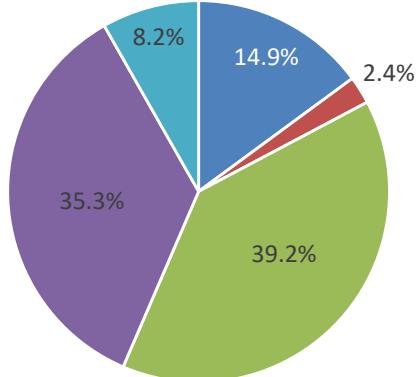
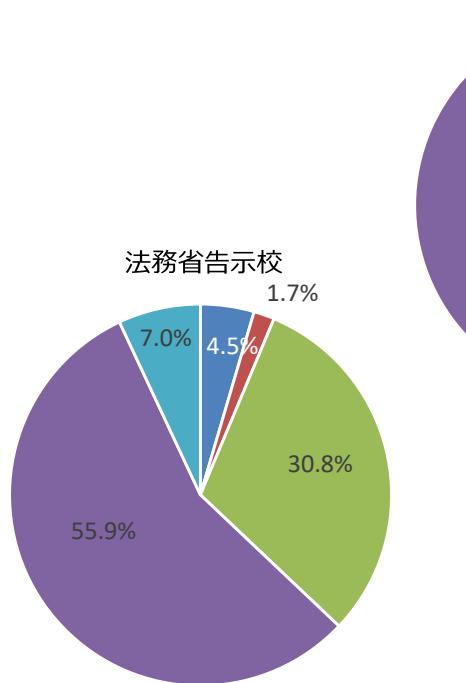
*回答があった機関に在籍する職員の年収を集計したもの

*1%未満の回答については、グラフ上のデータラベルを削除

出典：令和2年度日本語教師の資格創設に係る状況調査（文化庁）

日本語教師の勤務形態【非常勤】

日本語教育を実施している大学等



■ 月給 (基本給 + 手当)

■ 年俸制

■ 時給制

■ 授業コマ数 (授業回数 × 単価)

■ その他

※回答があつた機関に在籍する職員の年収を集計したもの

出典：令和2年度日本語教師の資格創設に係る状況調査（文化庁）

大学の留学生別科について

暫定版
(R4.11.25時点)



1. 留学生別科の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）第91条において、大学には別科^{注1}を置くことができる旨規定されている。

注1 大学の別科は、留学生を対象とする留学生別科・日本語別科のほか、特に留学生を対象としない別科（助産別科、養護教諭別科等）が置かれることもある。

目的 大学入学資格を有する者に対して、簡単な程度において、特別の技能教育を施すこと

対象 高等学校を卒業した者（これと同等以上の学力があると認められた者を含む）

設置状況

	国立	公立	私立	私立短大	計
留学生別科を設置する大学数	0	0	70	11	81
うち募集停止中のものを除く	0	0	53	8	61
うち日本語等予備教育を行うもの ^{注2}	0	0	37	5	42

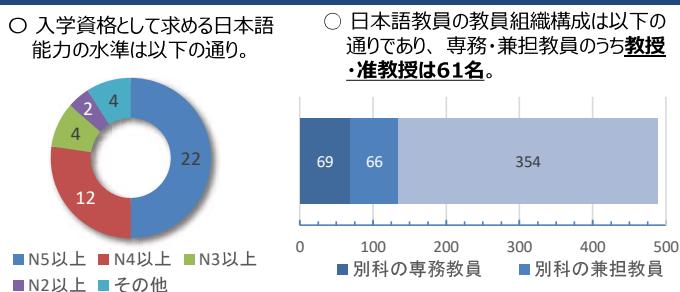
注2 留学生別科の中には、以下のとおり目的の異なる別科がある。
・学部等への進学のための日本語等予備教育を行う別科
・海外大学との協定に基づき招致する交換留学生の一時的な受け入れに用いる別科

2. 日本語等予備教育別科等に係る参考基準（ガイドライン）

大学における留学生の受け入れの適正化及び在籍管理の徹底並びに専ら日本語教育を行う留学生別科における教育の質の確保を図るために、令和4年8月に「大学における日本語等予備教育別科等に係る参考基準（ガイドライン）」を公表。

- ・教育課程：1年当たりの授業時数が原則760単位時間（うち日本語教育が600単位時間）以上
- ・教職員：別科長等、専務教員、兼務教員及び生徒指導担当者その他必要な職員
- ・教員数：3人以上、かつ学生の収容定員20人につき1人以上
1人以上、かつ学生の収容定員40人につき1人以上の日本語教育担当専務教員
- ・校地校舎：別科等が使用する部分の面積（学部等と共有面積含む）は収容定員1人当たり2.3m²

3. 別科の実態（アンケート調査結果）



4. 留学生別科の特性等について

- 留学生別科は、進学のための日本語予備教育を行う別科のほか、「海外大学との協定に基づき招致する交換留学生の一時的な受け入れに用いる別科」（一定期間の学習修了後は自国の所属大学に戻る者が対象）もあり、性質の異なる両者を一律取り扱うことには慎重な検討が必要。
- 新たな法案による質保証制度の対象となる別科については、その範囲を画定するため、定義付けを明確にする必要。
- 入学資格として求める日本語習得レベルの要件が多様である（N4以上を対象とするものが相当数存在する）
- 別科は、大学内の一組織であることから、施設設備や教員組織について大学の正規課程と共に用とされることが多い。このことを踏まえ、認定基準等の適用に際しては、一定程度の考慮が必要。（ただし、分校（別地）はその限りでない）
- 大学・学院において日本語教育に係る専攻分野をもつ専任教員・准教授が、別科の教育を担当する場合があることや、逆に、別科に所属する学生が、大学等の正規の開講科目を履修する場合があるため、多様な教育形態への一定の考慮が必要。
- 今後、認定日本語教育機関の枠組みを基本としつつ、ガイドラインに関する取組などを通じた現状・課題などを把握した上で、日本語等予備教育別科における認定基準について具体的に検討を行う。

日本語教育を行う大学の別科（留学生別科等）

○一部の大学・短期大学では、日本の高等教育機関（短期大学・大学・大学等）への進学希望者を対象として、日本語予備教育プログラムを実施している。（例：日本語別科、留学生別科等）

※学校教育法

第九十一条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 略

③ 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

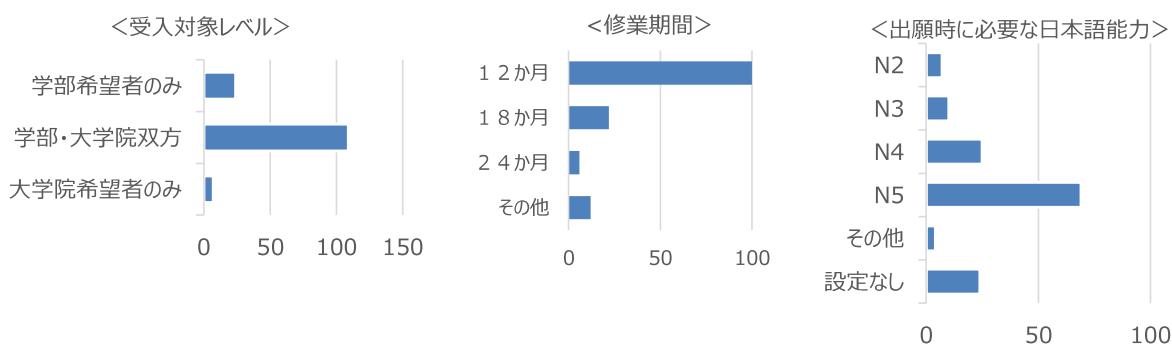
○日本語に加え日本文化や日本事情、基礎科目の教育等も行い、これらの履修全体を通じて進学に必要な日本語の習得を目指す。

○別科等の修了後の進学先には、大学・短大・専修学校専門課程等への進学のほか、大学院への進学者や就職者等も含まれる。

※日本語教育を行う別科等には、国内大学等への進学希望者を対象とするもの以外に、大学間交流協定に基づく交換留学生等を対象としているものもある。

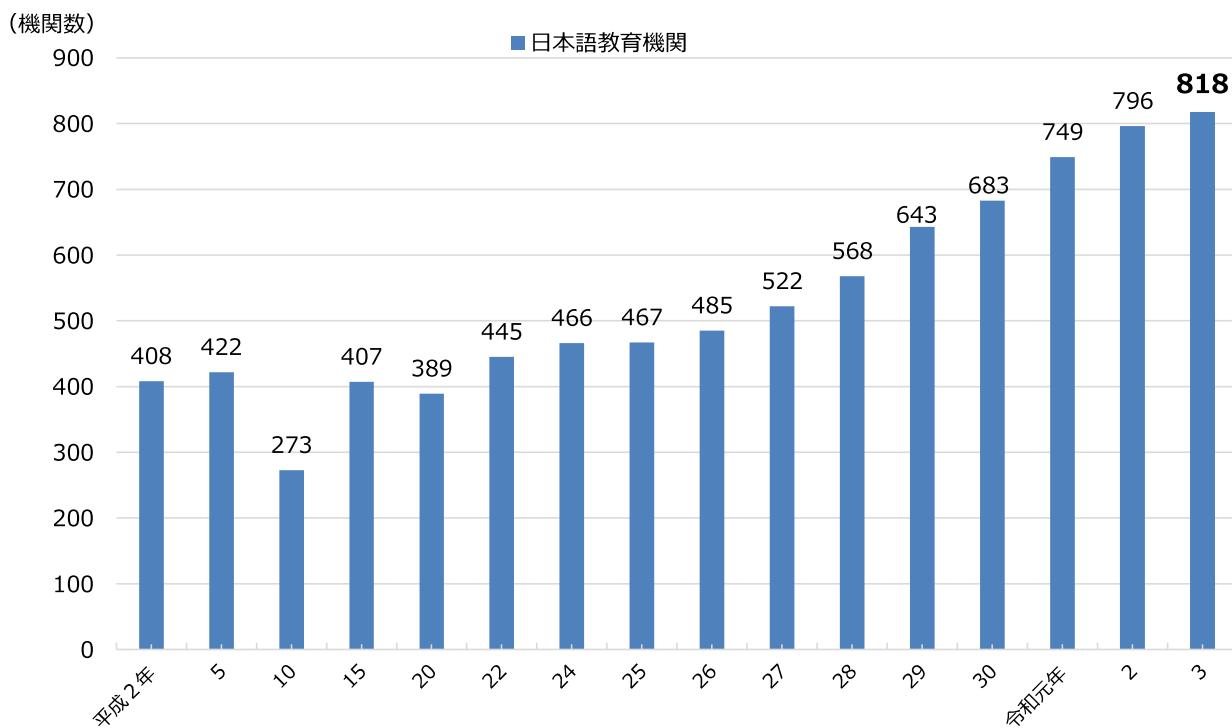
◆日本学生支援機構公表資料（2020年1月現在）より作成。

※私立大学・短期大学日本語別科のうち日本学生支援機構の調査に回答のあった54校、140コースが対象



日本語教育機関（法務省告示機関）の推移（入管庁調べ）

- 在留資格の「留学」において、法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関のこと。
- 平成22年以降、日本語教育機関の数は増え続けている。



※ 出典：法務省(各年12月時点)

法務省告示機関（日本語学校）について

在留外国人数（約289万人）※令和2年末現在

永住者・定住者・日本人の配偶者等 139万人

留学 技能実習,特定技能 76万人

高度人材を含む就労者
43万人

特別永住者 31万人

【文化庁】生活に必要な日本語教育を支援

2,541

570

661

339

185

255

531

◎ 法務省告示機関

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定により法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関のこと。いわゆる留学のための日本語学校。

日本語教育機関数

■ 大学等機関 ■ 地方公共団体
■ 教育委員会 ■ 國際交流協会
■ 法務省告示機関 ■ 任意団体等

※「日本語教育機関の告示基準」（出入国在留管理庁・令和2年4月一部改定）

	機関・施設数	日本語教師等の数	日本語学習者数
大学等機関	531	4,380	41,730
地方公共団体	255	4,353	7,188
教育委員会	185	2,351	5,659
國際交流協会	339	8,070	13,559
法務省告示機関	661	11,198	33,761
任意団体等	570	5,049	21,511
合計	2,541	39,241	123,408

◎ 日本語教師等

日本語教育の報酬を受ける「日本語教師」と報酬を受けない「ボランティア」に分かれる。

地方公共団体、教育委員会、國際交流協会の約9割はボランティア。法務省告示機関はほぼ100%が日本語教師となっている。

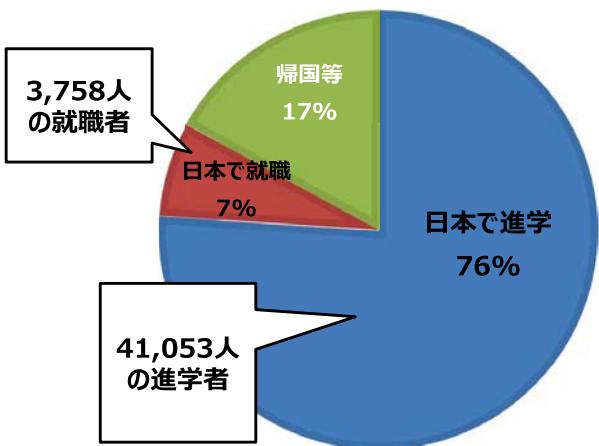
任意団体は約6割がボランティアである。

※令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）より

日本語教育機関（法務省告示校）における卒業生の進路と進学・就職者数

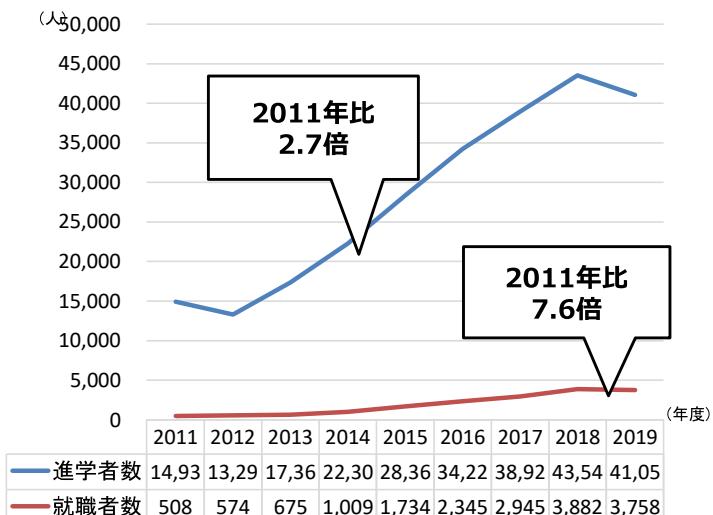
- 日本語教育機関の卒業生のうち7割強は、大学・大学院・専修学校等に進学。日本で就職する者もここ10年で8倍に。
- 日本語教育機関で1～2年の日本語学習によって、日本や日本文化に親しみ・関心をもった外国人留学生が増加

卒業生数(2019年度)：54,276人



日本語学校の国内進学者・

就職者数の推移



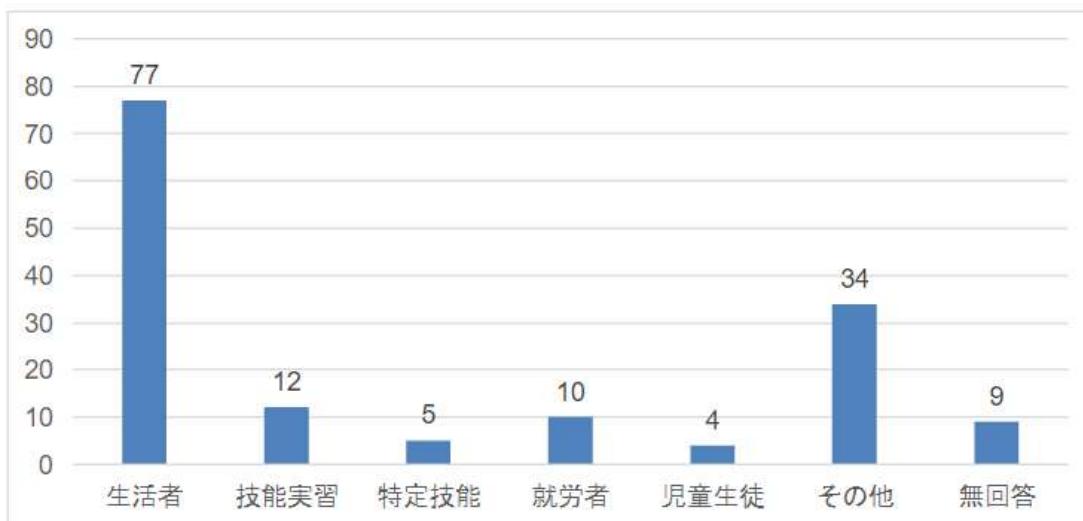
JASSO「2011～2019年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」

日本語教育機関（法務省告示校）における留学生以外のプログラム

- 法務省告示校における留学生以外のプログラム設置状況について、全体としては、「生活者（51.0%）」を対象としたコースが最も多い。「技能実習（7.9%）」「特定技能（3.3%）」と続く。

留学生以外のプログラムの設置状況

(n=151)



出典：文化庁「令和3年度 日本語教育機関における自己点検・評価等に関する実態調査」

告示校審査結果において見られた教育上の課題

- ◆「授業科目」「教員」「担当時間数」「運営体制」等において基準を満たしていない。
主に「授業科目」が、「専ら日本語の教育を受ける者にとって適當と認められるものである」との基準を満たしていないケースが多い。

新規設置の場合（例）

《教育組織の運営体制に課題》

- 校長、主任教員が学校の目標、教育課程の目的・内容を十分に把握していない。
- 配置された教員がもつ授業時数が設定されたカリキュラムに対して多すぎる、教員数が足りない、経験など指導力に課題がある。

《授業科目に課題》

- 募集要項等に記載されている入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離
・募集要項では入学資格N5になっているものの、当該カリキュラムが中級レベルから開始となっている。

《生活指導の体制に課題》

- 就労学習指導・生活指導・進路指導、住居などの指導に関する時間が十分に確保されていない。
- ベトナム等の生徒が多数在籍する可能性がある中で、適切に意思疎通できる言語対応(通訳・翻訳配置)がなされていない。

既設の学校におけるコース新設、変更届(例)

《授業科目に課題》

- カリキュラムの体をなしていない

コースカリキュラムは、各コース、各レベルごとの到達目標、科目名、科目別到達目標及び使用教材、科目別指導時間数、評価方法等が分か形で提出しておらず、適しているか否かが判断できない。

- 進路目的とは異なるカリキュラム

・就職を目指すコースでありながら、授業科目が既存の進学コースと同じであり、日本留学試験対策の授業が組み込まれている。
・進学を目指しているにもかかわらず、到達目標を必要なN1、2までに設定したカリキュラムとなっていない。

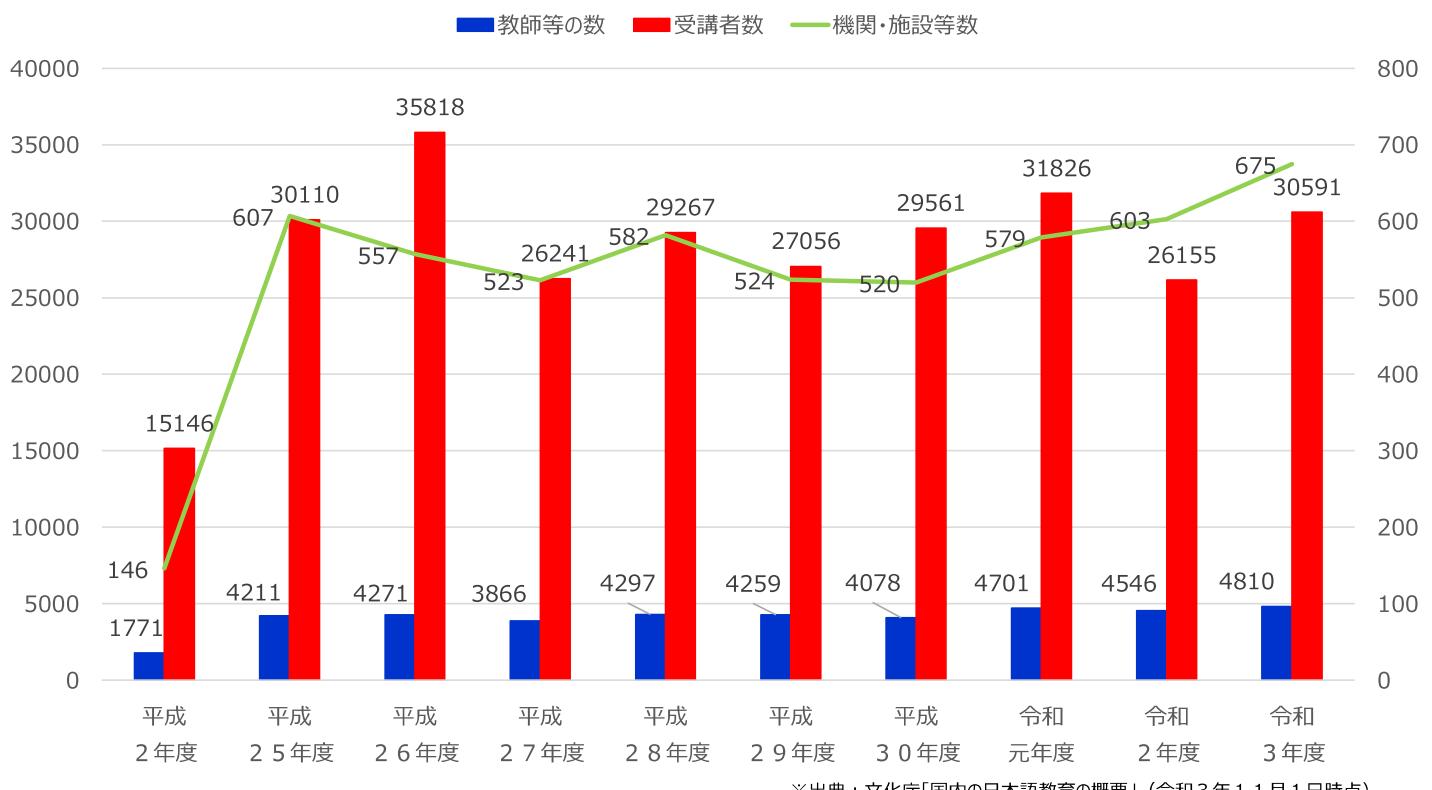
- 非漢字圏の生徒にとって適切なカリキュラム、時間設定となっていない。

・漢字の学習が組み込まれていない。時間が少ない。または実効性に欠ける。

日本語教育における養成・研修関係

日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移

○国内における日本語教師養成・研修課程（コース）、科目等を設け、**日本語教師等の養成・研修を実施している機関・施設等数は、平成2年度と比べ約4.5倍に増加。**



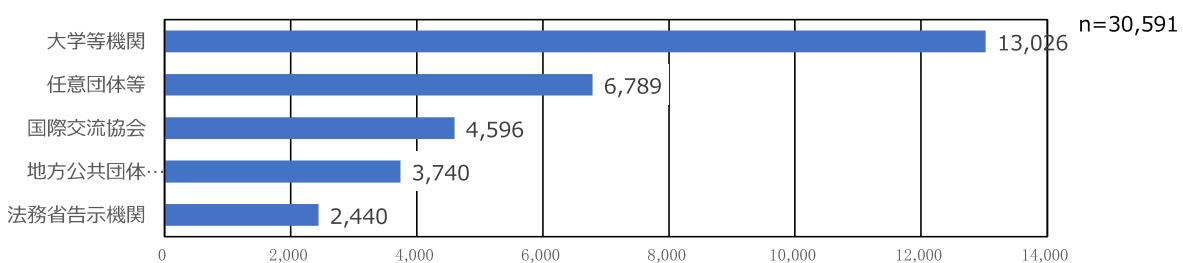
※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」(令和3年1月1日時点)

国内の日本語教師の養成の状況

- 国内の日本語教師養成機関施設等数は675、受講者数は約30,591人。大学等機関が最も多い。
- 令和2年度養成課程等修了者の進路のうち、日本語教師関連に就職した割合は15%前後であった。

- 日本語教師養成機関・施設別の受講者数（令和3年度）

	平成2年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
機関・施設等数	146	607	557	523	582	524	520	579	603	675
受講者数	15,146	30,110	35,818	26,241	29,267	27,056	29,561	31,826	26,155	30,591



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」(令和3年11月1日時点)

- 日本語教師養成課程・研修修了者（令和2年度）の主な進路

(令和2年度)	大学（通学） (n=2233)	大学院（通学） (n=118)	大学（通信） (n=166)	短期大学（通信） (n=32)
日本語教師関連	4.9%	16.9%	—	15.6%
一般企業	61.4%	31.4%	—	—
教員（日本語教師以外）	7.4%	10.2%	—	—
進学	6.3%	5.9%	—	15.6%
ボランティア	0.4%	—	—	9.4%

出典：令和3年度大学等及び文化庁届出受理日本語教師養成研修機関実態調査 結果概要

教員要件となる日本語教師養成課程を実施する大学

- 日本語教師養成課程を実施する大学のうち、

①大学の主専攻（45単位以上）、②副専攻（26単位以上）課程、または③履修証明プログラム等の文化庁届出受理研修を履修・修了した場合、「日本語教育機関の告示基準」（出入国在留管理庁作成）の教員要件を満たすこととなる。

179大学

大学161、大学院17、短期大学1

241課程

主専攻（45単位以上） 48大学

副専攻（26単位以上） 189大学

文化庁届出受理研修 4大学

「必須の教育内容」※への対応状況

対応済 148課程

検討中 93課程

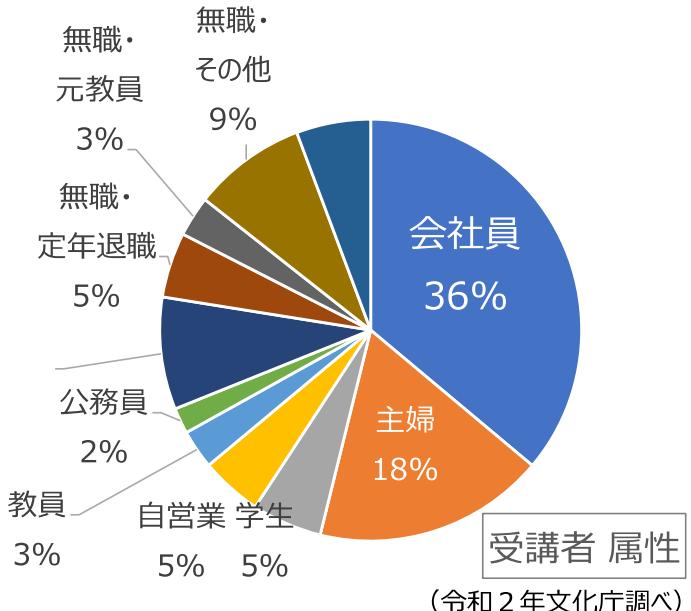
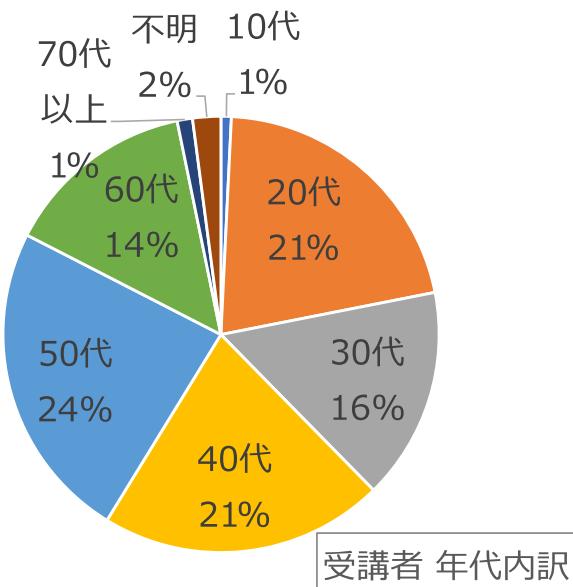
（文化庁HP掲載一覧令和4年10月現在）

※「必須の教育内容」とは、平成31年3月に文化審議会国語分科会にてとりまとめられた、日本語教師の養成において必ず実施すべき内容のこと。

文化庁届出受理日本語教師養成実施機関における研修実施状況

届出受理日本語教師養成機関数	80機関
届出受理日本語教師養成研修数	170コース
研修実施都道府県数	29都道府県
研修受講定員総数	約1,100人
研修受講者数	約5,000人
届出廃止	9 機関

(令和4年10月文化庁調べ)

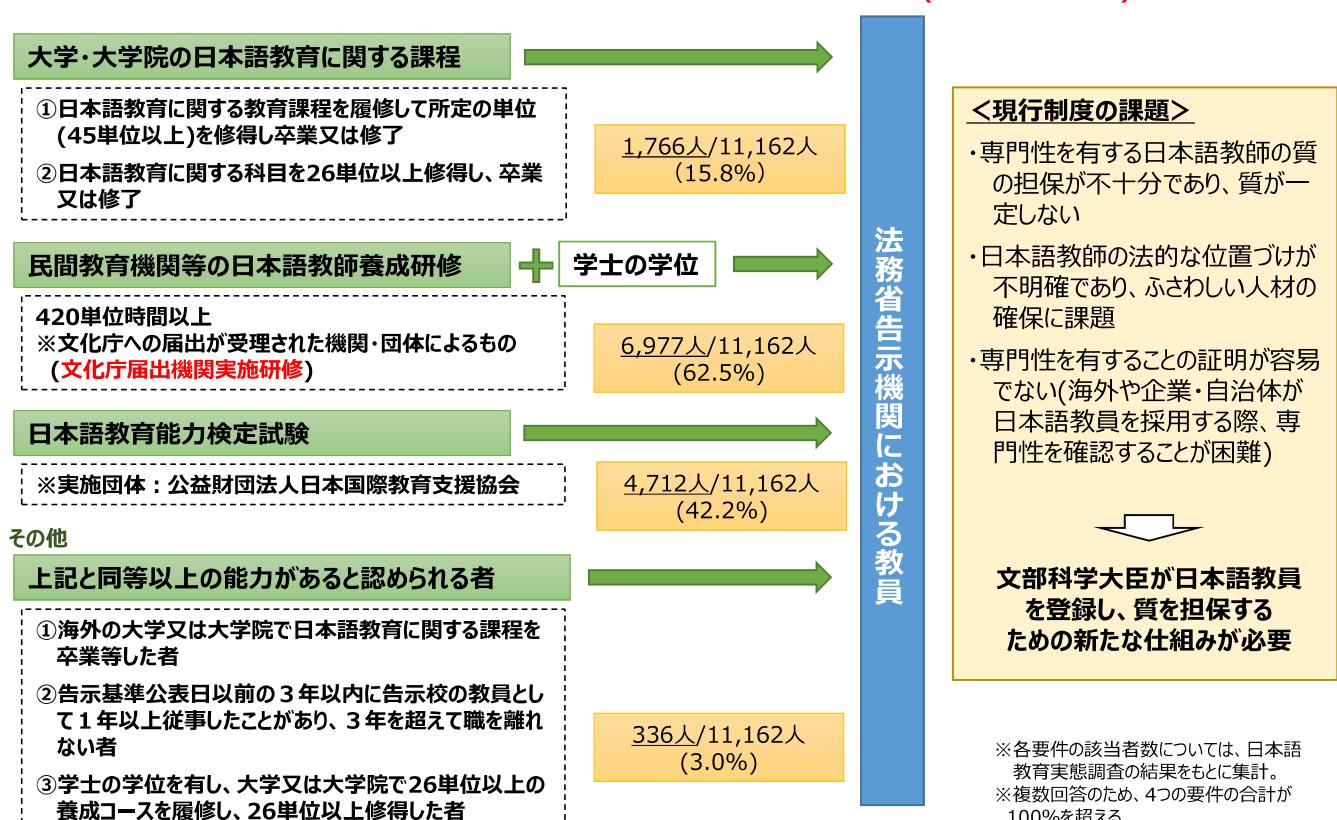


(令和2年文化庁調べ)

現行の日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師

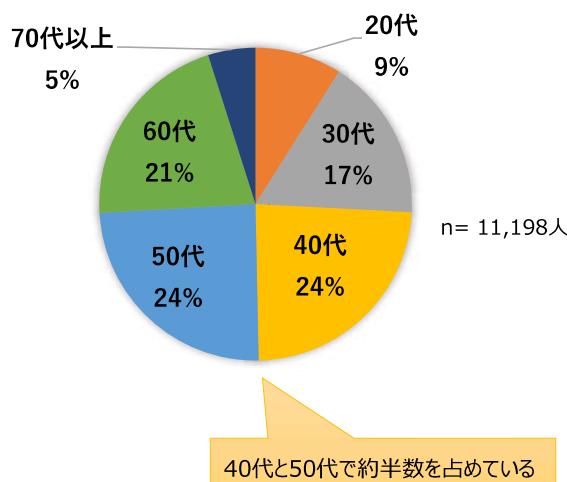
以下のいずれかの要件を満たした場合に、法務省告示機関における教員になることができる。

※「日本語教育機関の告示基準」に基づき、法務省告示に新規に掲げる際などに文部科学大臣が確認(高等教育局・文化庁)

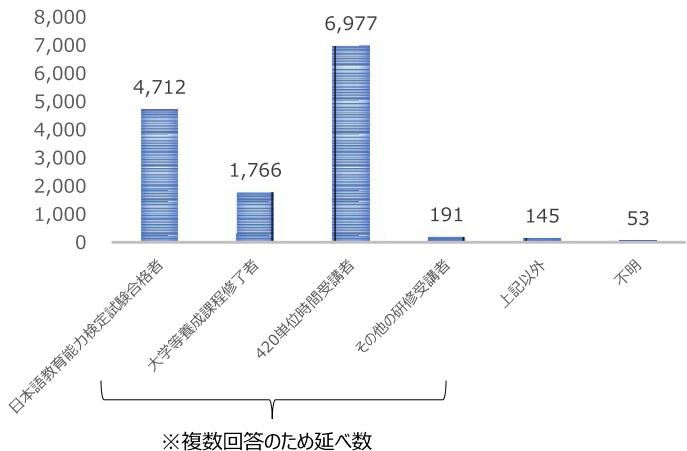


日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師等の状況①

【法務省告示機関の日本語教師等の年代別割合】



【法務省告示機関の日本語教師等の資格別集計】



出典：令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）

【参考】令和3年度日本語教育機関実態調査より（一般財団法人日本語教育振興協会）

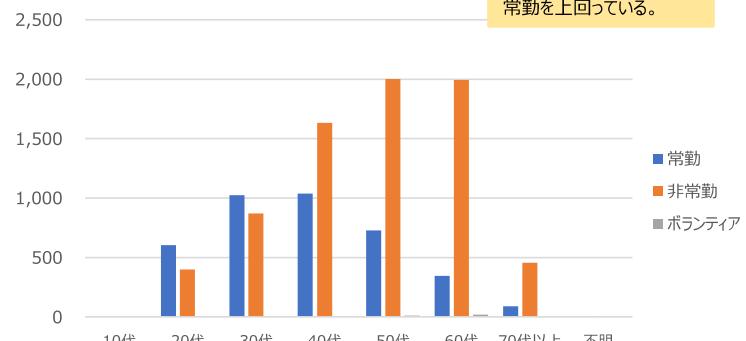
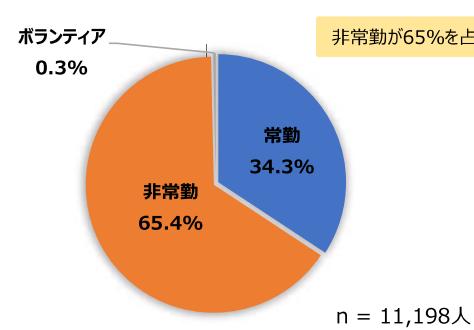
【法務省告示機関の日本語教師の資格別教員数（複数回答）】

区分	大学院日本語関連の専攻修了	大学主専攻（日本語教育）課程修了	大学副専攻（日本語教育）課程修了	日本語教育能力検定試験合格	大学卒420時間以上研修歴	その他	計
人数	267	350	311	2,343	3,276	99	6,646
割合	4.0%	5.3%	4.7%	35.2%	49.3%	1.5%	100.0%

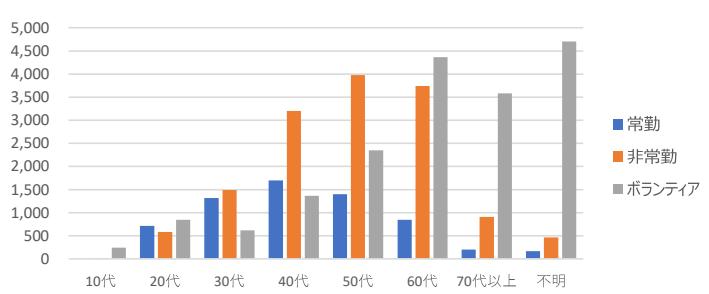
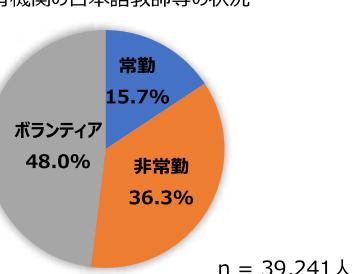
※日本語教育振興協会が日本語教育機関として認定している機関（246機関）に対する調査（回答機関数223、回答率90.7%）

日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師の状況②

法務省告示機関の日本語教師等の状況



【参考①】日本語教育機関の日本語教師等の状況



出典：令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）

【参考②】日本語教育機関の経験年数別教員数

区分	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	計
人数	272	1,053	998	1,088	1,559	4,970
割合	5.5%	21.2%	20.1%	21.9%	31.3%	100.0%

出典：令和3年度日本語教育機関実態調査（一般財団法人日本語教育振興協会）

地域における日本語教育関係

《参考》都道府県・政令市アンケート概要(R3文化庁調べ)

◆外国人の日本語学習のニーズが多様化する中で、必要な専門人材(地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、学習支援者)の不足、ノウハウの共有、地方自治体と関係機関の連携が課題として多い。

現状・課題/多様なニーズへの対応

《現状》ニーズの多様化

- 生活者、就労者、企業等の新たな学習ニーズ
特に技能実習生などの生活・就労に関する日本語学習ニーズが増
- 児童生徒の就学前の学習、就学後のサポート
- 生活に必要な日本語のレベルの高さ(病院、役所の対応、コロナ禍での対応などの生活に必要な日本語とともに、就労に必要な日本語)

《課題》多様化するニーズへの対応が十分でない

- 生活者、就労者のニーズとして初級程度のレベルなどへの対応、ノウハウが十分でない
- 未就学の外国人児童生徒への指導者の確保、指導法などノウハウの共有が困難
- 外国人居住地の地域散在により日本語教室が通える場所に無いこと
- 就労者が増加する中で、働きながら学ぶための日本語教室の場所・時間的な課題
- 財源不足

対応策(例)

○専門性を有する指導者(地域コーディネーター、日本語教師)の不足

○専門機関(日本語学校・大学)との連携ができていない

《検討している対応策》

①ニーズの把握

・総合調整会議や地域コーディネーター配置によるニーズ把握・普及

・空白地域における市町村との連携によるニーズ把握・普及啓発

②専門的な教育機関との連携、指導者・支援者の確保

・日本語教師など専門性を有する者の派遣依頼

・大学・日本語学校との連携による助言・指導

・ボランティア研修の講師として派遣依頼

・指導者等の人材のネットワーク化、マッチング

③学習環境

・ニーズに対応した市町村、日本語教育機関との連携による日本語教室の立ち上げ・試行

・就労者や、通えない方に対応したオンライン教育

● 地域の日本語教育に関する課題、就学前の外国人児童を対象とする支援に関する課題

日本語教育

取組状況

■ 日本語学習の機会を提供する事業の内容等

- ・日本語学習の機会を提供する事業を「行っている」は、156団体(64%)
→ 事業内容は、「日本語教育の実施」(142団体(91%))、「日本語教師等の養成・研修」(71団体(46%))の順に多い
※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っている』」の回答数(156)に対する割合

■ 日本語教育の実施対象等

- ・実施対象は、「(日本語能力に関係なく)希望者全員」が104団体(73%)、「(日本語能力に基づき)受講が必要と判断された者」が24団体(17%)
- ・受講者の費用負担は、「無償」が90団体(63%)、「有償」が48団体(34%) ※(%)は「日本語教育の実施」の回答数(142)に対する割合

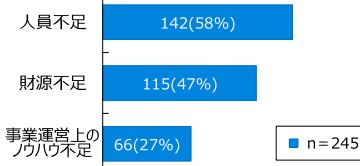
■ 日本語学習の機会を提供する事業を行っていない理由

- ・事業を「行っていない」は、50団体(20%)

→ 行っていない理由は、「人員不足」(20団体(40%))が最も多い
※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っていない』」の回答数(50)に対する割合

課題

事業の担い手不足や高齢化、後継者確保等を課題に挙げる団体が多い

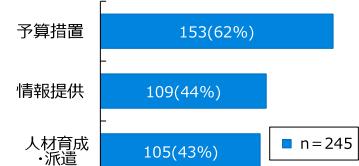


■ 具体的な回答内容（一部抜粋）

- ・受講したい外国人に比べ、講師数が不足している
- ・多くの日本語教室で、高齢化と後継者・財源不足が課題となっている
- ・ボランティア不足、ボランティアのスキルアップ

国への要望

継続的な事業実施等のための予算措置を要望する団体が多い



■ 具体的な回答内容（一部抜粋）

- ・継続的で安定し、通年で活用できる予算措置が必要
- ・日本語教師の育成にかかる専門家の派遣及び謝礼等の財源補助
- ・国が実施主体となり、全国一律で言語保障としての日本語教育の機会の提供を行ってほしい

就学前の外国人児童を対象とする支援

取組状況

■ 就学前の外国人児童を対象とする支援事業を「実施している」は、85団体(35%)

→ 事業内容は、「情報提供」(34団体(40%))、「プレスクール」(28団体(33%))、「就学前ガイダンス」(24団体(28%))の順に多い
※(%)は「就学前の外国人児童を対象とする支援事業を『実施している』」の回答数(85)に対する割合

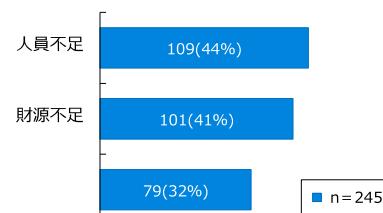
→ 具体的な取組内容として、「就学前に基礎的な日本語を学習させ、就学の際は日本語の学習内容の引き継ぎを行っている」、「住民登録のある就学前の全外国人児童へ就学手続きを促す通知(日本語及び外国語(9か国語))を送付している」などがあった

■ 事業を「実施していない」は、130団体(53%)

→ 実施していない理由は、「人員不足」(54団体(42%))、「財源不足」(47団体(36%))の順に多い
※(%)は「就学前の外国人児童を対象とする支援事業を『実施していない』」の回答数(130)に対する割合

課題

支援を担う人材の不足を課題に挙げる団体が多い

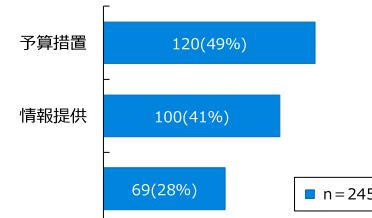


■ 具体的な回答内容（一部抜粋）

- ・(外国人児童の)母語を話せる指導員が不足
- ・義務教育ではないことから各自治体での対応となり、財源及び人員面で困難な状況

国への要望

事業の実施に必要な予算措置を要望する団体が多い



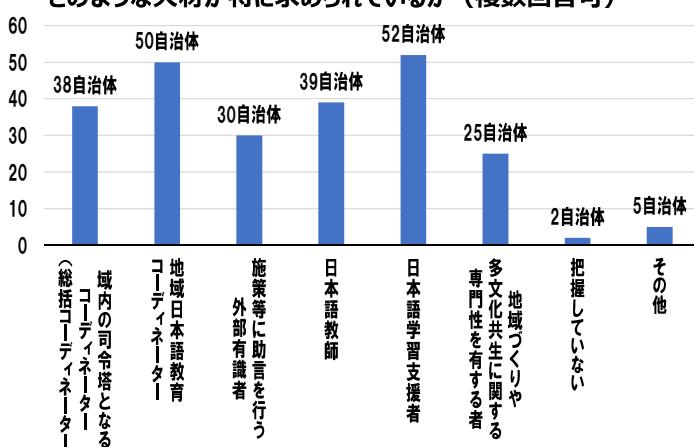
■ 具体的な回答内容（一部抜粋）

- ・幼稚園等への翻訳機導入の補助制度の創設
- ・就学前の外国人児童に対応した日本語の参考枠と測定のためのテストの検討・作成

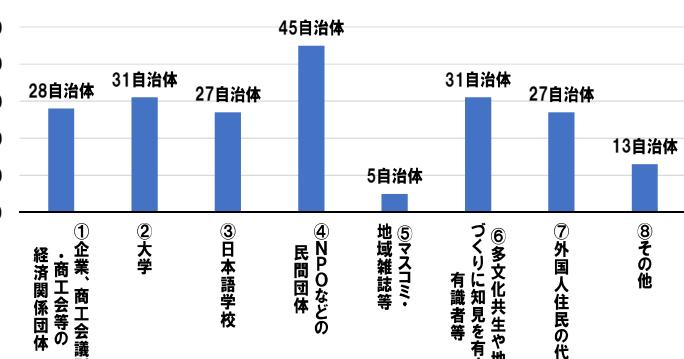
出典：入管庁調査「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」の概要

● 地域の日本語教育に携わる人材、連携状況

地域における日本語教育に携わる人材のうち、どのような人材が特に求められているか（複数回答可）



日本語教育の実施に係る連携全般について（現在実施中）（複数回答）



《課題》地域日本語教育専門家の育成・確保

- ・地域日本語教育コーディネーター不在
- ・専門性の高いアドバイザーや日本語教師の人材不足
- ・ボランティアの高齢化、後継者の確保

《課題》地域の多様なニーズに対して、支援体制整備、関係者の連携が十分でない

- 行政、外国人受け入れ団体(企業、管理団体、教育機関など)、日本語教育関係者との連携が十分でない。
- 就労者の学習ニーズが高まる中で、地方自治体と、就労関係機関、日本語教育機関との連携ができていない。
- 日本語教育を希望する外国人の受け入れ事業者との役割分担が明確になっていない。
- 都道府県と市町村の連携による空白地域への対応、理解促進が十分でない

● 地域の日本語教育関係機関の連携における対応策

検討している対応策

《関係機関との連携において検討している対応策》

(例)

- 関係者が参画する「総合調整会議」の開催、意見交換の場、シンポジウム・セミナー開催
- 総括コーディネーター及び、各圏域に地域を担当するコーディネーターを配置し、各地の実情把握、関係機関との連携体制の構築を推進
- 空白地域を埋めるため、市町村との連携による日本語教室の立ち上げを支援する日本語教室モデル事業を実施
- 在留外国人の多くを占める外国人労働者（技能実習生）に対して、日本語学習機会を提供
- 日本語教師派遣の受入れを検討する企業等と、派遣が可能な日本語学校等とのマッチング
- 複数企業との連携による日本語学習機会の提供

《日本語教育機関との連携》(例)

- 総合調整会議に参画、助言
 - 地域日本語教育コーディネーターとして日本語教師に依頼
 - 県が実施する市町村と連携したモデル日本語教室に、日本語教育機関の教師が、指導者として参加
 - 初学者の指導方法について、学習支援者向けの研修会における講師として依頼
 - 学習支援者対象のICT活用研修実施を日本語学校に委託
 - 企業と連携した日本語教室運営を日本語学校に委託
- ※連携していない自治体の理由
- 地域に日本語教育機関が少ない。日本語教育機関との連携方法が分からない
 - 学校は留学生向けであり、生活者としての外国人向け日本語教育が提供されていない。
 - 専門性が高い日本語教育の委託を検討中。

《今後、日本語教育機関に期待すること》

- 地域日本語教育コーディネーターとしての人材派遣、日本語教室、教育委員会の学習支援者等への紹介、各種研修における人材派遣
- 外国人への専門的指導、学習支援者への専門的指導方法などノウハウの共有
- 留学生だけでなく、地域の「生活者としての外国人」受け入れの体制づくり

● 地域日本語教育の指導者（日本語教育コーディネーターの状況）

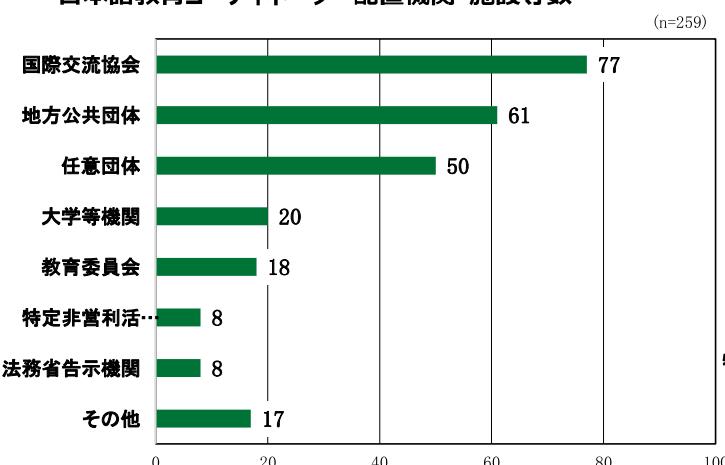
■ 日本語教育コーディネーター 259名：多い県は10名以上、配置されていない自治体は4か所

■ 業務内容

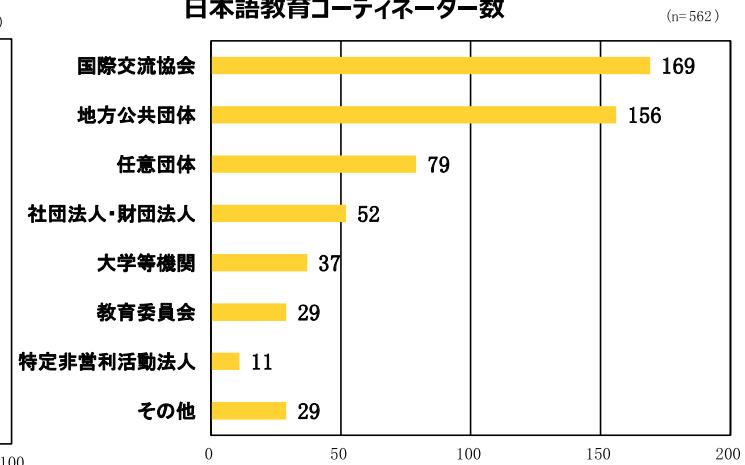
「日本語教師や関係機関との連絡・調整」が233件、「地域における日本語教育の企画・運営」が231件、「地域における日本語教育の実態把握」が182件、「日本語教師の養成・研修」が135件。

コーディネーター業務内容	連絡・調整	地域日本語教育の企画・運営	実態把握	指導者養成・研修	その他
	233	231	182	135	38

日本語教育コーディネーター配置機関・施設等数



日本語教育コーディネーター数



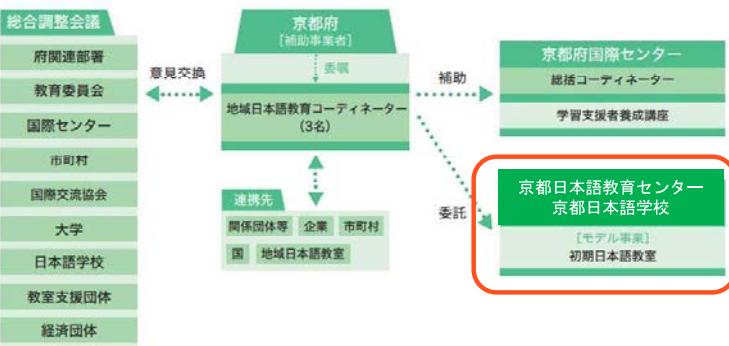
生活①京都府×京都日本語学校 【定住外国人向け日本語教室】

公益財団法人京都日本語教育センター 京都日本語学校の概要
■設立年 1950年 ■所在地 京都府京都市
■定員 130人 ■対象 留学・生活・就労
■教員 30人(専任:5人, 非常勤:25人)

■定住外国人のための日本語教室

目的:「生活者としての外国人」に対する
入門・初級レベルの生活日本語教育
対象:京都府在住の外国人
場所:城陽市(第2期は令和3年1月からオンライン)
時間数:2時間×週3日×6か月×昼・夜クラス
350時間
レベル:生活に必要な基礎日本語(A2相当)
教員:3名(交代制)
学習者:30~50名

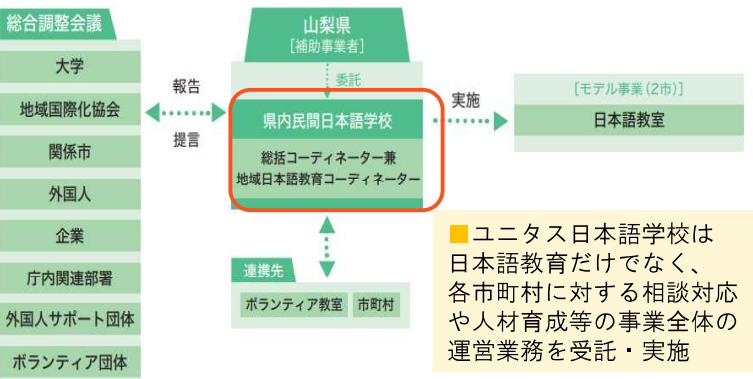
■京都府との連携体制



生活②山梨県×ユニタス日本語学校 【県内全域の日本語教育体制整備】

○目的:「生活者としての外国人」に対する入門
初級レベルの日本語教育の施行実施
○対象:山梨県内に在住する外国人
○場所:山梨市・笛吹市
○時間数:1回2時間×37回、計74時間
○レベル:生活に最低限必要な日本語コミュニケーション能力A2相当レベル
○教師:3名(交代制)

■山梨県の日本語教育連携体制



ユニタス日本語学校の概要

■設立年 1983年 ■所在地 山梨県甲府市
■定員 520人 ■対象 留学・生活・就労
■教員数 34人(専任:8人、非常勤:26人)

■特徴的な教育内容等

◆レベルチェックを行い、日本語能力に応じたグループ分けを行う。
◆在住外国人と地域住民、日本語教師が参加し、初期学習と対話交流活動の両要素を取り入れた教室。
◆全体指導を日本語教師が担い、グループの細かな指導を日本語学習支援者がサポートする形式
◆外国人住民への理解を深め、コミュニケーションスキルを身につけるための地域住民向け研修
◆学習内容(3部構成)
①日本語教師による全体学習
②レベルに応じたグループ別学習
③学習項目を運用する全体活動

◆活動例
病院、美容院に行く等、生活に根差した日本語



◆教室活動の様子

生活③岐阜県×ホツマ インターナショナルスクール 【外国人就労者向け日本語教室】

ホツマインターナショナルスクールの概要

設立年	1991年	所在地	岐阜県岐阜市
定員	344人	対象	留学・生活・就労
教員	22人(専任:7人、非常勤:15人)		

県内外外国人就労者のための日本語教室

対象: 県内事業所に就労する外国人
 場所: 事業者が提供する会場
 時間数: 90分×5回 × 2か所
 テーマ: 「やさしい せいかつの日本語」
 形式: 日本語による会話活動
 日本人従業員のサポーター参加
 受講者: 1教室あたり10名程度
 (1教室に複数事業者から参加)



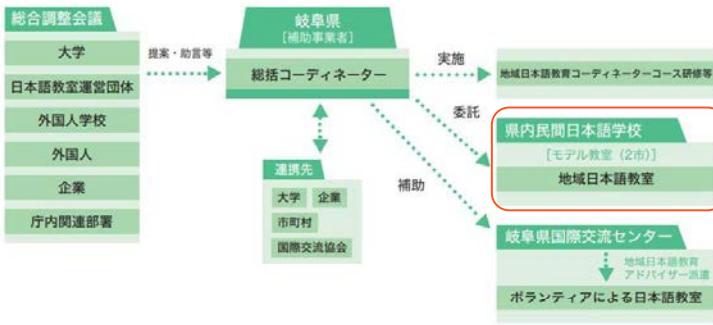
県内の現状と課題

◆ 県内企業においては、今後さらに外国人材の受入れが進むことが予想されるが、約5割の企業が外国人従業員に対し日本語学習支援を行っておらず、そのうち3割は、日本語教育を行う人材がないことを理由として挙げている。

◆ また、今後、外国人従業員向けの学習機会として、「地域のボランティア教室等への参加促進」を希望する意見が最も多かったが、地域の日本語教室では待機者が多く、まとまった数の従業員の申し込みを断らざるを得ない状況にあることから、その他の選択肢も必要となっている。

◆ このことから、県が市町村と協力して、日本語教育機関による日本語教室(委託事業)を実施した。

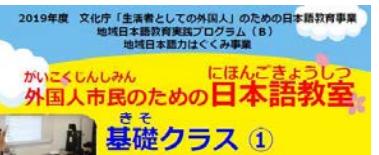
岐阜県の日本語教育連携体制(令和2年度)



ホツマインターナショナルスクールのその他の取組

公益財団法人大垣国際交流協会から委託を受け、以下の取組を実施。

- ①日本語学習支援者研修
(2016~2017年度)
- ②日本語教育プログラム開発
- ③日本語教室開催



日本語教育に係る各種提言



「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」の概要

（平成31年3月）



検討のポイント

- 目的**：日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- 審議経過**：平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに日本語教育関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年3月2日に本報告を取りまとめた。
- ポイント**：
 - ① 日本語教育人材の役割・段階・活動分野別ごとに求められる資質・能力、教育内容、モデルカリキュラムを提示
 - ② 基本的な資質・能力として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、専門家に求められる資質・能力として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
 - ③ 日本語教師の養成に係る教育内容として「必須の教育内容」（教授法、日本語分析、文法、音韻音声、文字表記等）を提示。併せて教育実習として必要な指導項目を提示

日本語教育人材について（1）役割、（2）段階、（3）活動分野別に整理

(1) 役割	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者	(2) 段階	養 成	日本語教師を目指し、日本語教師養成課程等で学ぶ者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者		初 任	日本語教師養成段階を修了した者で、それぞれの活動分野●に新たに携わる者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者		中 堅	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験を有する者
（3）活動分野		地域日本語教育コーディネーター		関係機関等との連携の下、日本語教育プログラムの編成・実践に携わる者	
		主任教員		在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者	

（3）活動分野

●の6つの活動分野を提示。

<国内> ●「生活者としての外国人」 ●留学生 ●日本語指導が必要な児童生徒等
●就労者 ●難民等

<海外> ●海外における日本語教育

※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示



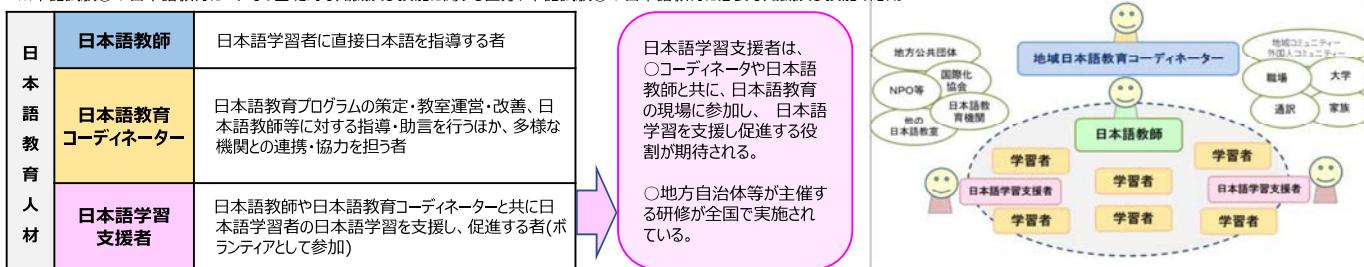
新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが新制度関係

○日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築

○あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進



※筆記試験①：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、筆記試験②：日本語教育に必要な知識及び技能の応用



日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和5年度予算額（案）
(前年度予算額)

250百万円
201百万円



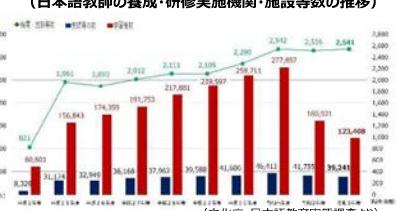
背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

◎外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和3年6月に外国人材の受け入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



事業内容

(1)日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修拠点整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
- 対象機関：大学・大学院等専門機関
- 件数・単価：6箇所×約1,000万円
(令和5年度は全国6ブロック6箇所を予定)

※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施(15百万円)



(2)現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。

- 【初任日本語教師研修】
①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外
- 【中堅以上コーディネーター研修】
⑦中堅日本語教師(3～10年目)
⑧主任日本語教師
⑨地域日本語教育コーディネーター
- ※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応
- 実施機関：日本語教師養成専門機関

- アウトカム（成果目標）
- 優良な養成・研修の全国的な普及
 - 日本語教師の増加及び各分野における活躍
 - 域内の日本語教育ネットワーク拠点

(3)日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。
多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンライン研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。
- 件数・単価：1箇所×約2,000万円
(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)

※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(15百万円)
(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施



インパクト（国民・社会への影響）

- 日本語教育の質の向上
- 外国人との共生社会の実現に寄与
- 日本語教育の持続可能な推進

日本語教師の養成における教育実習

- 日本語教師【養成】における教育実習とは、日本語学習者を想定して行う実際の指導及びそれに関連する授業のことを指す。
- 教育実習の指導項目としては、以下①～⑥を全て含めること。

教育実習の指導項目	実習内容（例）
①オリエンテーション	○教育実習全体の目的の理解 ○教育実習の構成要素と内容の理解 ○学習者レベル別、対象別の教育実習に対する留意事項
②授業見学	○授業見学のポイントや視点の理解 ○授業見学及び振り返り ○授業ビデオ観察及び振り返り
③授業準備	○教壇実習に向けた指導項目の分析 ○教壇実習に向けた教案作成 ○教壇実習に向けた教材準備(分析・活用・作成)
④模擬授業	○模擬授業及び振り返り
⑤教壇実習	○教壇実習及び振り返り
⑥教育実習全体の振り返り	○教育実習全体としての振り返り

日本語教師の養成における教育内容

※文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日）

○必須の教育内容

日本語教師の養成段階では、各活動分野で活動するに当たり、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。そのため、日本語教師の養成において必ず実施すべき内容を「必須の教育内容」として示した。

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化
- (2)日本の在留外国人施策
- (3)多文化共生
- (4)日本語教育史
- (5)言語政策
- (6)日本語の試験
- (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学
- (9)言語政策と「ことば」
- (10)コミュニケーションストラテジー
- (11)待遇・敬意表現
- (12)言語・非言語行動
- (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解
- (15)言語学習
- (16)習得過程(第一言語・第二言語)
- (17)学習ストラテジー
- (18)異文化受容・適応
- (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力
- (21)日本語教育プログラムの理解と実践
- (22)教室・言語環境の設定
- (23)コースデザイン
- (24)教授法
- (25)教材分析・作成・開発
- (26)評価法
- (27)授業計画
- (28)教育実習
- (29)中間言語分析
- (30)授業分析・自己点検能力
- (31)目的・対象別日本語教育法
- (32)異文化間教育
- (33)異文化コミュニケーション
- (34)コミュニケーション教育
- (35)日本語教育とICT
- (36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学
- (38)対照言語学
- (39)日本語教育のための日本語分析
- (40)日本語教育のための音韻・音声体系
- (41)日本語教育のための文字と表記
- (42)日本語教育のための形態・語彙体系
- (43)日本語教育のための文法体系
- (44)日本語教育のための意味体系
- (45)日本語教育のための語用論的規範
- (46)受容・理解能力
- (47)言語運用能力
- (48)社会文化能力
- (49)対人関係能力
- (50)異文化調整能力

活動分野別に求められる日本語教師の資質・能力及び研修における教育内容（初任研修の例）

1. 活動分野別に求められる日本語教師の資質・能力

資質・能力を【知識】【技能】【態度】に分けて整理

- 【知識】… 1 留学生に対する教育実践の前提となる知識
2 日本語の教授に関する知識

- 【技能】… 1 教育実践のための技能
2 成長する日本語教師になるための技能
3 社会とつながる力を育てる技能

- 【態度】… 1 言語教育者としての態度
2 学習者に対する態度
3 文化多様性・社会性に対する態度

2. 初任研修における教育内容

3領域：社会・文化に関わる領域
教育に関わる領域
言語に関わる領域

5区分：社会・文化・地域
言語と社会
言語と心理
言語と教育
言語

上記を15下位区分に分け教育内容を設定

日本語教師の主な活動分野

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教師（初任）
- 留学生に対する日本語教師（初任）
- 就労者に対する日本語教師（初任）
- 児童生徒等に対する日本語教師（初任）
- 難民等に対する日本語教師（初任）
- 海外に赴く日本語教師（初任）



※詳細は、文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日）参照



「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案では、「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を創設し、文部科学大臣が外国人の日本語学習者や、多文化共生相談窓口を含む地方自治体・国際交流団体、経済界、関係者に広く周知するとともに、各省庁の事業や枠組みにおいて、これらの活用を推進する。
- この制度を基に、文部科学省と関係省庁との連携の下、認定日本語教育機関の情報について地方自治体や外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、留学、生活、就労の各分野において、一定の教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進し、適正かつ確実な日本語教育の推進を図る。

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

法務省

文科省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

外務省

文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

文科省

外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

法務省

厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

文科省

法務省

厚労省

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

法務省

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

総務省

日本語教師に関する民間試験（概要）

日本語教育能力検定試験		全養協日本語教師検定
実施主体	公益財団法人日本国際教育支援協会	一般社団法人全国日本語教師養成協議会
対象	・日本語教員となるために学習している者 ・日本語教員として教育に携わっている者	国内外の日本語教育に携わる方 日本語教師志望の方、日本語教育に関心のある方
目的	・日本語教員の実践につながる体系的な知識が基礎的な水準に達しているかどうか ・状況に応じてそれらの知識を関連づけ多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうか	内外の日本語教育の現場において、日本語を的確に教えるために直接必要とされる実践的な知識・能力を測る。
実施回数	年1回、全国7地区	年1回、全国8か所
受験料	14,500円（税込）	6,000円（税込）
実績 (令和3年度)	応募者数：10,216名、合格者数：2,465名 ※昭和62年から実施	申込者数：106名、合格者数：74名 ※平成18年から実施
試験内容	<p>試験Ⅰ（90分、配点：100点） 原則として、出題範囲の区分ごとの設問により、日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定する。</p> <p>試験Ⅱ（30分、配点：40点） 試験Ⅰで求められる「基礎的な知識」および試験Ⅲで求められる「基礎的な問題解決能力」について、音声を媒体とした出題形式で測定する。</p> <p>試験Ⅲ（120分、配点：100点） ※記述式1問（400字程度）出題 原則として出題範囲の区分横断的な設問により、熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する。</p>	<p>試験Ⅰ（72問：90分：マークシート選択式） 教育現場で求められる、日本語のルール、教授法、授業展開等に関する専門的な知識を問う客観テスト</p> <p>試験Ⅱ（4問に対して記述6箇所：70分：記述式） 初級並びに中上級レベルの教室活動をVTRで視聴し、教授活動等に関わる問題点を記述させることにより、実践的教授技術能力を問う主観テスト</p>
その他	法務省告示校教員の要件の一つ	

現行の学校等の認可基準等（主なもの）

区分	法務省告示校 日本語教育機関の告示基準（※1）（平成28年7月22日出入国在留管理庁策定）	専修学校 学校教育法（昭和22年法律第26条） 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）	各種学校 学校教育法（昭和22年法律第26条） 各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）	大学 学校教育法（昭和22年法律第26条） 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受け入れ機関の告示	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、組織的な教育を行うこと	学校教育に類する教育を行うこと	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること ※併せて、この目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する
設置者	・国、地方公共団体 ・その他（経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり）	・国、地方公共団体 ・その他（経営するために必要な経済的基礎・を有する者等）	制限なし	国、地方公共団体、学校法人
入学資格	入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有すること	専門課程、高等課程、一般課程の別による	制限なし	高校卒業程度
修業年限	1年以上（特に必要と認める場合には6か月以上）2年以下	1年以上	1年以上（但し、簡単な技術、技芸等の課程は3ヵ月以上1年未満）	4年（医・歯・薬等の例外あり）
卒業要件	年間760単位時間以上（1単位時間45分以上）	昼間学科：年間800単位時間以上、夜間学科：年間450単位時間以上（1単位時間50分を標準）	原則年間680時間以上（解釈上1単位時間50分を標準）	4年以上の在学・124単位以上（医・歯・薬等の例外あり）（1単位45時間の学修）
教育内容	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	専門課程、高等課程、一般課程の別による	規定なし	当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要かつ体系的なもの
生徒（学生）数	教員数、校舎面積、教室面積、設備その他の条件に応じた適切な数（開設時は100名以内）	教育を受ける者が常時40人以上であること（同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下）	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数を定める（同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下）	収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定める（同時に授業を行う生徒数は、授業の方法及び施設、設備等を考慮して、教育効果を十分にあげられるよう適当な人数とする）
教員資格	・大学又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し卒業等した者 ・学位の学位を取得し、かつ文化庁への届出がなされた研修を420単位時間以上受講し修了した者 ・公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者 等	専門課程、高等課程、一般課程の別による	担当する教科に関する専門的知識、技術、技能等を有する者	職種により、学位や大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者等の要件を満たす者
教員数	3人以上（生徒定員20人につき1人以上の教員） ・教育課程の編成及び他の教員の指導を行なう教員を主任教員として定め、1人配置すること	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別に定められた数以上	課程及び生徒数に応じて必要な数（3人以上）	学部の種類及び規模に応じ定められた数と大学全体の収容定員に応じ定められた数の合計以上
校舎の面積	115平方メートルを下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.3平方メートル以上	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別に定められた数以上	115, 70m ² 以上、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.31m ² 以上（特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない）	学部の種類及び規模に応じて定められた数以上
施設・設備等	必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他設備	校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない等	教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない	組織及び規模に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等）及び研究室等の専用の施設や附属施設を置くものとする
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	規定なし	実施・公表が努力義務	実施・公表が努力義務	認証評価機関による評価の実施・公表が義務

（※1） 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関の基準

（※2） 上記はいずれも各学校等に係る基準のうち主なもの記載したもの。

学校の設置認可の申請書等記載事項に関する学校教育法施行規則の規定

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校及び義務教育学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の設置する小学校、中学校及び義務教育学校を含む。第七条において同じ。）については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。

一 目的

二 名称

三 位置

四 学則

五 経費の見積り及び維持方法

六 開設の時期

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項

二 部科及び課程の組織に関する事項

三 教育課程及び授業日時数に関する事項

四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項

五 収容定員及び職員組織に関する事項

六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

七 授業料、入学科料その他の費用徴収に関する事項

八 賞罰に関する事項

九 寄宿舎に関する事項

② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

一 通信教育を行う区域に関する事項

二 通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。）に関する事項

③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

大学の情報公表事項に関する学校教育法施行規則の規定

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第一百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること

二 教育研究上の基本組織に関すること

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものも含む。）に関すること

六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものも含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

八 授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。

3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。

4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。

一 卒業又は修了の認定に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受け入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保特に意を用いなければならない。

現行の日本語教育機関の告示基準における自己評価に関する考え方

- 日本語教育機関の告示基準解釈指針

〔点検・評価〕

十八 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次に定めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行うこととしていること。

→ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関については、学校教育法に基づき教育活動や学校運営状況について自己評価を行っている場合、当該自己評価が、この号のイの解釈指針に掲げる項目を満たしており、外国人留学生を受け入れる機関としての観点から評価を行っているのであれば、当該自己評価及び公表を行った年については、この号の基準を満たすものとする。

イ 点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること。

→ 従前の「日本語教育機関の運営に関する基準」では努力規定だったが、学校教育法第42条及び準用規定に基づき、学校教育法上の学校種はすべからく自己評価を行うこととなっており、日本語教育機関についても自己評価を行うこととしたもの。なお、自己点検・評価を行う際の項目は各日本語教育機関が判断すべきことであるが、必要と思われる項目としては次に掲げる事項が考えられる。

- (1) 教育の理念・目標
日本語教育機関の理念、目的・目標や育成する人材像が明確となっているか、その内容が社会のニーズに合致したものとなっているかといった観点
- (2) 機関運営
日本語教育機関の理念や目的に沿った運営方針や事業計画が策定されているか、組織運営や人事、財務管理に関する規定や意志決定システム、コンプライアンス体制が整備されているかといった観点
- (3) 教育活動
教育理念等に沿った教育課程が体系的に編成されているか、生徒が到達すべき日本語能力の目標が明示されているか、成績評価や進級、修了の判定基準は明確となっているか、また、適切に運用されているか、教員の指導力向上のための取組、教育課程の改善のための取組が行われているかといった観点
- (4) 学修成果
生徒の日本語能力の向上が図られているか、生徒の日本語能力が機関が定める到達目標に達しているか、生徒の進路を適切に把握しているかといった観点
- (5) 生徒支援
生徒に対する学習相談や進路に対する支援体制が整備されているか、健康管理や日本での生活指導などへの支援体制が整備されているか、防災や緊急時における体制が整備されているかといった観点
- (6) 教育環境
日本語教育機関の施設・設備が十分かつ安全に整備されているか、教材は適切か、学習効率を図るために環境整備がなされているかといった観点
- (7) 入学者の募集
入学者の募集は適切に行われているか、その際に日本語教育機関の情報は正確に伝えられているか、授業料等は適切かといった観点
- (8) 財務
中長期的に財務基盤は安定しているか、予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか、財務について会計監査は適切に行われているか、財務情報の公開の体制はできているかといった観点
- (9) 法令遵守
出入国管理及び難民認定法令及び各種関係法令等の遵守と適切な運営、個人情報の保護の取組、自己点検の実施と改善及びその公開を適切に行っているかといった観点
- (10) 地域貢献・社会貢献
日本語教育機関の資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献、生徒のボランティア活動への支援、公開講座等の実施などの取組を行っているかといった観点

□ 結果を公表すること。

→ 自己点検・評価の結果については、毎年ホームページや刊行物等で広く社会に公表することとしていること。

専修学校における学校評価ガイドライン概要

平成19年：学校教育法の改正

自己評価の実施・公表が義務化、学校関係者評価の実施・公表が努力義務化



平成23年1月：中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

※質の改善・充実を図るため専修学校における学校評価ガイドラインの策定を提言。



平成24年度5月～2月：専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における審議

専修学校における学校評価ガイドラインの主なポイント

〈目的〉

- 学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善。
- 生徒・卒業生、関係業界等の地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある専修学校づくり推進。

〈定義〉

自己評価：各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価

学校関係者評価：生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、

所轄庁等の学校関係者により構成された評価委員会等が自己評価の結果を基本として行う評価

第三者評価：学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

〈外部アンケート等の活用〉

- 生徒・卒業生、企業等を対象に行うアンケート等を学校評価の資料等として活用。
※学校関係者評価そのものとは異なることに留意。

〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉

- 教育理念・目的・育成人材像
 - ・学校における職業教育の特色は何か、社会のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか 等
- 教育活動
 - ・関連分野の企業等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
 - ・関連分野における実践的な職業教育（産学官連携によるインターンシップ、実習等）が体系的に位置づけられているか
 - ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための教職員の研修等が行われているか 等
- 生徒・学生支援
 - ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
 - ・関連分野における業界との連携による卒業後の再教育プログラム等を行っているか 等

大学の認証評価項目に関する法令の規定

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）
(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第一条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。

ロ 教員組織に関すること。

ハ 教育課程に関すること。

ニ 施設及び設備に関すること。

ホ 事務組織に関すること。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関すること。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。

リ 財務に関すること。

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

三 設置計画履行状況等調査（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十四条に規定する調査をいう。）の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。

四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

3 (略)

その他参考条文①

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第一百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

その他参考条文②

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第一百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ （略）

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。

⑤ （略）

⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第一百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

④～⑥ （略）

第一百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。



日本語教育機関の認定基準等を検討する前提となる法律等

○日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）【抜粋】

（目的）

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3～7 （略）

（検討）

附則第二条 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であつて日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（以下この条において「日本語教育機関」という。）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一～四 （略）

○「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」（令和3年8月20日日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議）【抜粋】

日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて

1. 制度の目的

我が国に在留する外国人は年々増加しており、質の高い日本語教育の機会の確保は喫緊の課題となっている。一方で、国内における日本語教育を行う機関は多種多样であり、現在これらの機関における日本語教育の質の維持向上のための共通の指標が存在せず、各機関によって様々な水準の日本語教育が提供されており、学習者や外国人を雇用する企業等は、各教育機関から提供される日本語教育の水準を確認することが困難な状況に置かれている。

このため、学習者や企業等が学習機会を適切に選択できるようにするため、各機関における日本語教育の内容等を機関の目的によって見える化するとともに、学習者の学びを適切に評価することができるよう、日本語教育を行う機関が提供する教育内容の質を保証することが必要である。

また、多様な日本語教育を行う機関の質が保証されていくことは、公認日本語教師が活躍することが期待される場を明確化することにつながるものである。

3. 日本語教育機関の類型と申請主体

日本語教育機関の類型は、「留学」「就労」「生活」の3類型とする。（略）

4. 制度の詳細

（1）評価制度の性質

評価制度は、「機関」単位の認定とする。また、評価制度は、標準的な日本語教育機関の質の確保を目的とするが、今後ニーズに応じて、優良な日本語教育機関の拡充を目的とした優良機関評価制度についても段階的に検討することとする。



過去の新規資格の創設等における経過措置年数の事例

資格名	法制定・改正時期等	経過措置年数	経過措置内容等
理容師	昭和22年・理容師法制定	施行後3年	法施行の際に美容を業としている者は業務を継続できる
水道技術管理者	平成13年・水道法改正	施行後3年	専用水道の水道技術管理者について、資格を有する者であることを求めない
(と畜場) 衛生管理責任者 作業衛生責任者	平成15年・と畜場法改正	施行後3年	法施行の際にと畜場の衛生管理や作用衛生の業務に従事している者で3年以上の経験を有する者が衛生管理責任者や作業衛生責任者になれる
司書	昭和25年・図書館法制定	施行後5年	法施行時に司書等の職に従事する者等は司書となる資格を有する(経過措置期間のみ)等
歯科技工士	昭和30年・歯科技工士法制定	施行後(約)5年	法施行の際に歯科技工の業務を行っている者等は、歯科技工を行なうことができる等
保育教諭	平成24年・認定こども園法改正	施行後5年 (後に10年に延長)	幼稚園教諭の免許又は保育士資格の片方しか有さない者でも保育教諭になれる等

資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和5年度予算額(案) 191百万円
(前年度予算額 51百万円)



背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する制度や人材が不十分であり、質の高い日本語教育を提供するための仕組みとして、①文部科学大臣による日本語教育機関の認定制度、②適切な指導を行うための専門的な知識及び技能を有していることを保証する日本語教師の新たな資格制度について検討している。

新たな制度を確実に実行するため、令和5年度は、認定を受けた日本語教育機関の情報掲載サイトの構築や日本語教師の資格試験に向けた環境整備を進める。

現行の日本語教師の資格

- (法務省告示基準より抜粋)
- ・大学・大学院の日本語教育に関する課程修了
- ・日本語教師養成研修修了+学士の学位
- ・日本語教育能力検定試験合格
- ・その他

○経済財政運営と改革の基本方針2022

(外国人材の受け入れ・共生)
外国人が暮らしやすい地域社会づくりのほか、(中略)日本語教育の推進(注)や外国人児童生徒等の就学促進を進め、、、(略)

(注)日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の提出(中略)を含む。

○成長戦略フォーラップ(令和4年6月7日)

ii) 高度外国人材の受け入れ促進

・日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るために、早期に法案の提出を行なう。

事業内容

1. 日本語教師試験等の運用のための環境整備

予算額(案) : 160百万円

日本語教師の新たな資格試験を実施を目指して、試験システムの導入を行い、試験システムの検証や問題開発等を目的とした試行試験を令和5年度から令和6年度にかけて計2回実施し、本試験の運用を確実に行なうための環境整備を行う。

① 試験システム環境整備事業

試験実施に係る受験者受付、受験証発行、採点、合格証交付等、工程の簡略化及び確実な試験実施のため、必要最低限の試験システムを導入し、試験事務業務のデジタル化を図る。

(事業期間: 令和5年度)

② 試行試験実施事業

①で導入した試験システムを用いて、試行試験を実施し、試験問題の開発・分析・改善、試験システムの改修等、本試験の運用に向けた業務の改善等を行う。

(事業期間: 令和5・6年度)

令和5年度試行試験(案)

○対象者: 全国で3,000名程度

○会場: 全国5か所程度

→全国各地で試行試験を行うことで、少ない回数で精度の高い試行検証を実施し、特定の地域だけでなく、全国へ試験制度・内容の周知を図る

【参考】日本語教師数: 約4万人

(文化庁「令和3年度日本語教育実態調査」より)

2. 日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備

予算額(案) : 31百万円

新たに整備する日本語教育機関の認定制度においては、認定を受けた日本語教育機関に関する情報を、国が多言語で公表することを検討しており、制度運用のために必要な情報掲載サイトの構築・検証を行う。本サイトにおいては、申請者及び審査者の負担軽減のため、申請受付システムの機能を設けて、日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、養成機関の申請・審査に活用し、それぞれの申請情報を連携して確実な審査を実施し、効率的に情報掲載できるようにする。本事業においては、サイトの構築及び試行運用を行う。(事業期間: 令和5・6年度)

アウトプット(活動目標)

- ・必要な環境の整備
- ・資格を取得した日本語教師を配置する
- ・日本語教育機関の増加

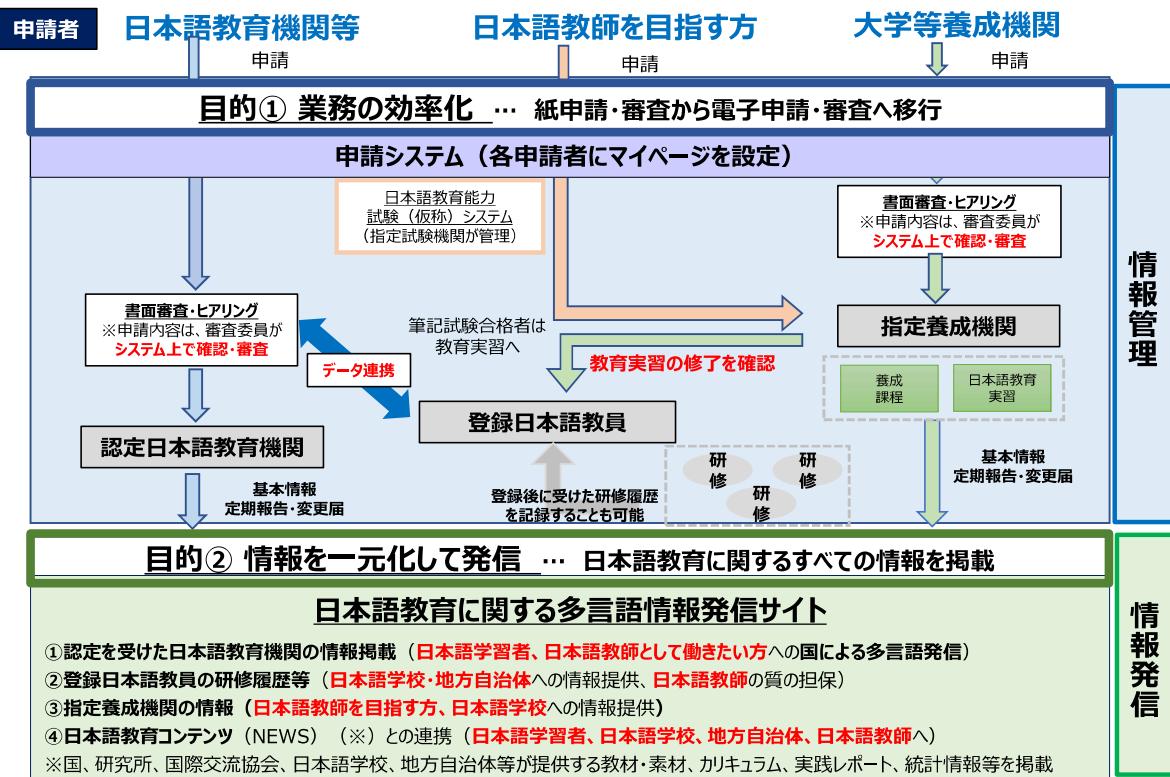
アウトカム(成果目標)

- ・日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応
- ・日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

インパクト(国民・社会への影響)

在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現

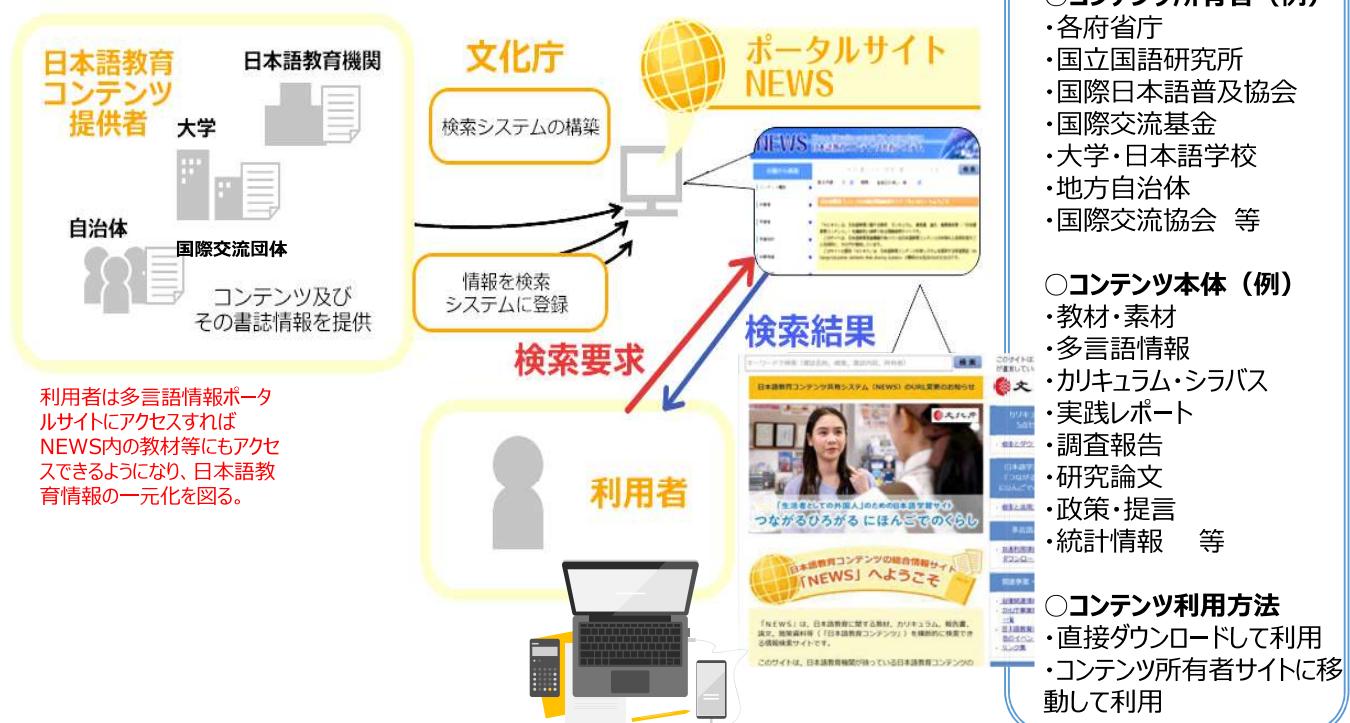
I 日本語教育に関する多言語情報発信サイト イメージ（案）



すべての日本語教育関係者のためのサイトへ (関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定)

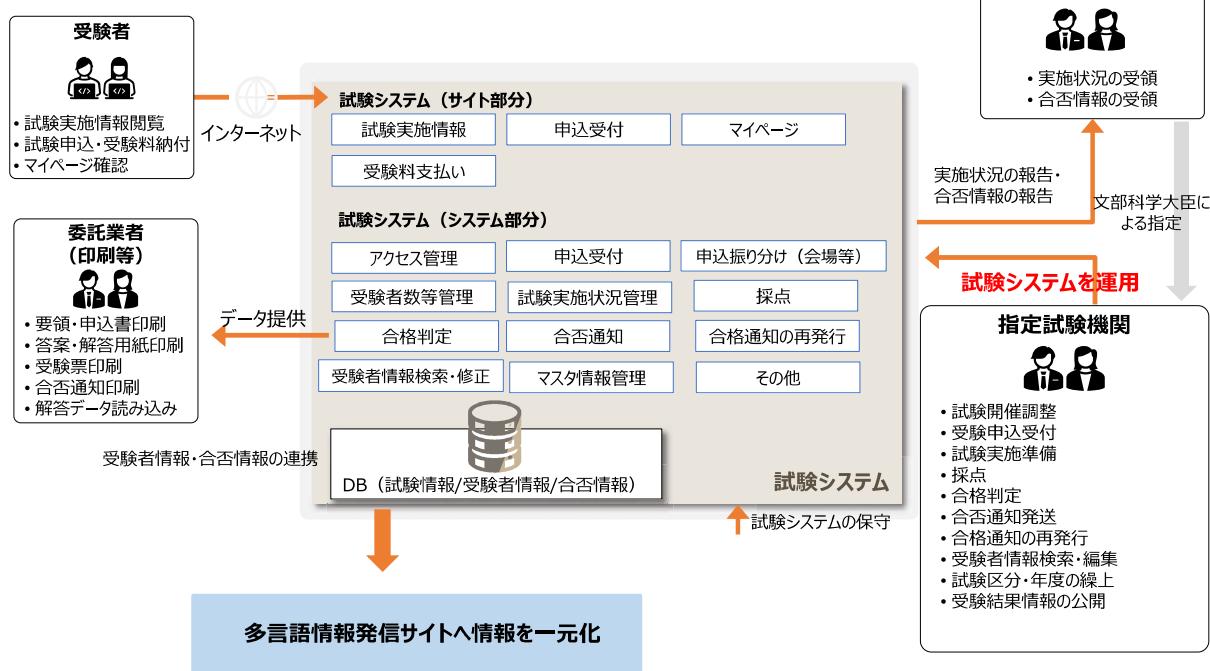
(参考)日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム (NEWS : Nihongo Education contents Web sharing System)を公開・運用。



II 日本語教師の資格試験システム イメージ（案）

試験実施業務のうち、日本語教育能力資格の試験運営に係る試験開催準備～試験申込・受付～試験の開催運営～合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。



III サイト構築のためのニーズ調査結果概要について

【調査概要】

調査実施期間：令和4年9月15日(木)～9月30日(金)

回 収 数：

- ①法務省告示校【188/815(23.1%)】および留学生別科【22/47(46.8%)】
- ②都道府県【32/47(68.1%)】・政令指定都市【8/20(40.0%)】、国際交流協会【107/325(32.9%)】
- ③日本語教師【903】
- ④日本語学習者【留学生(1,115)/日本語教室(63)】

※【】内は、【回収数/配布数(回収率)】を表示、ただし日本語教師、日本学習者は回収数のみ

調査方法：WEBによる調査

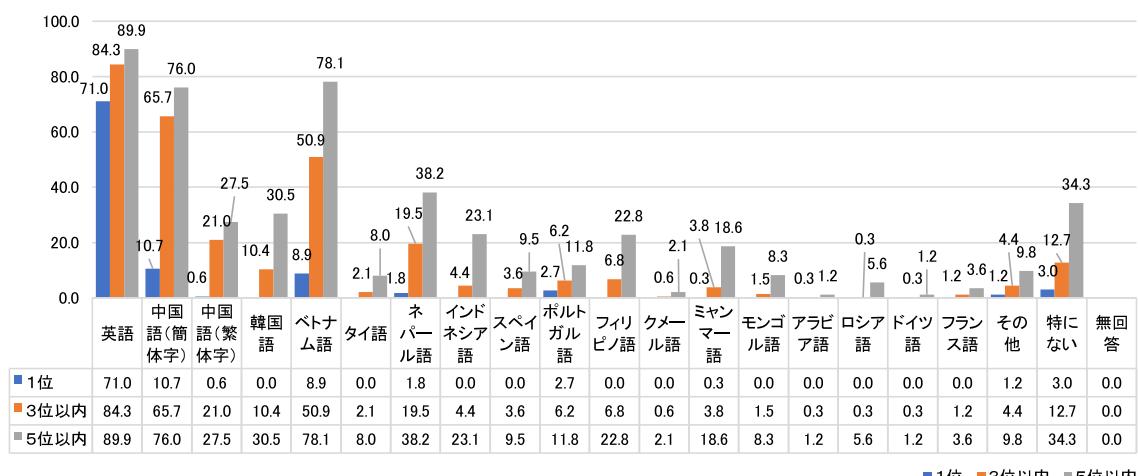
調査目的：新しく構築予定の多言語情報発信サイトをより多くの方に活用いただけ
るよう、日本語教育機関、日本語教師、日本語学習者を対象に、アンケー
ト調査を実施し、そのニーズを把握する。

【多言語情報サイトの翻訳希望言語】

調査対象：法務省告示校・留学生別科
都道府県・政令指定都市、国際交流協会

<全体>

(n=338)



<5位以内順位>

<5位以内順位（英語を公用語とする国除く）>

順位	言語
1	英語
2	ベトナム語
3	中国語(簡体字)
4	ネバール語
5	韓国語
6	中国語(繁体字)
7	インドネシア語
8	フィリピン語
9	ミャンマー語
10	ポルトガル語

順位	言語
1	英語
2	ベトナム語
3	中国語(簡体字)
4	ネバール語
5	韓国語
6	中国語(繁体字)
7	インドネシア語
8	ミャンマー語
9	ポルトガル語
10	スペイン語

1位は英語、3位以内では英語・中国語(簡)・ベトナム語、5位以内ではそれにネバール語・韓国語。

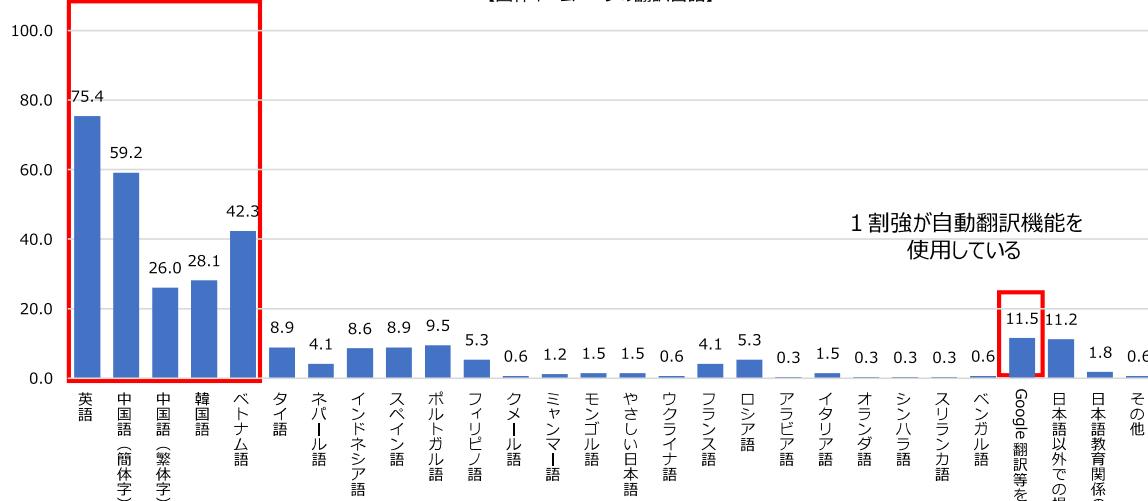
【日本語教育機関の団体ホームページ翻訳言語について】

調査対象：法務省告示校・留学生別科および都道府県・政令指定都市、国際交流協会

<全体>

(n=338)

【団体ホームページの翻訳言語】



上位5か国語以外はあまり差がない。

【日本語学習を希望する外国人への発信情報内容】

<告示校・留学生別科>

●掲載したい内容

(n=210)

	内容	%
1	学校等の周辺環境（都市含む）に関する情報	61.9
2	学校等までの交通の利便性	56.2
3	進学先・就職先など実績情報	51.0
4	進学・就職に関するサポート状況の情報	47.6
5	学校・クラスの雰囲気に関すること	42.9
6	住居など暮らし面でのサポートに関する情報	41.4
7	授業内容やレベルに関する情報	40.5

告示校・留学生別科では「学校周辺環境に関する情報」が6割以上で1位。

<都道府県・政令指定都市、国際交流協会>

●掲載したい内容

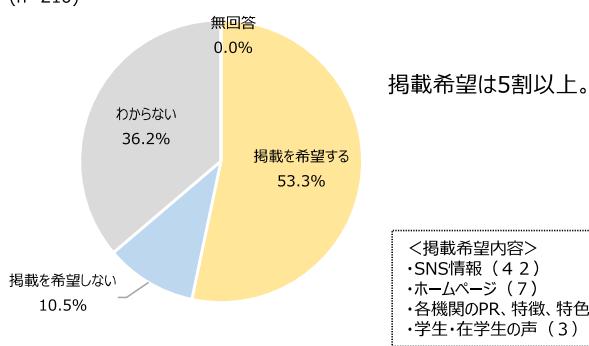
(n=128)

	内容	%
1	教室へのアクセス情報	71.9
2	授業の形態（対面・オンラインなど）	67.2
3	日本語教室のレベルに関する情報	66.4
4	教室や地域での交流イベントに関する情報	46.9
5	使用する日本語学習教材の情報	43.0
6	クラスの雰囲気に関する情報	40.6

都道府県・政令指定都市、国際交流協会では「教室のアクセス情報」が7割以上で1位。

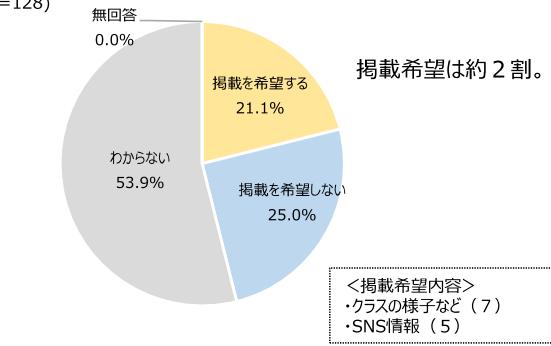
【国の定めた情報以外の各団体で用意する原稿の掲載希望】

(n=210)



【国の定めた情報以外の各団体で用意する原稿の掲載希望】

(n=128)



【日本語教育機関を探す際に必要な情報】

<日本語学習者（留学生）>

●必要な情報

(n=1,115)

	内容	%
1	卒業生の声や同じ国の人コメント	36.3
2	授業料のほかに必要な費用（せんぶ）でいくらかかるか	31.7
3	進学就職に関するサポート	30.9
4	日本語能力試験（JLPT）や日本留学試験（EJU）受験のサポートがあるかどうか	30.8
5	授業の内容やレベルについて	30.2

※30%以上の項目

卒業生などの生の声や、かかる費用、進学・就職サポートなどが上位に上げられた。

<日本語学習者（日本語教室）>

●必要な情報

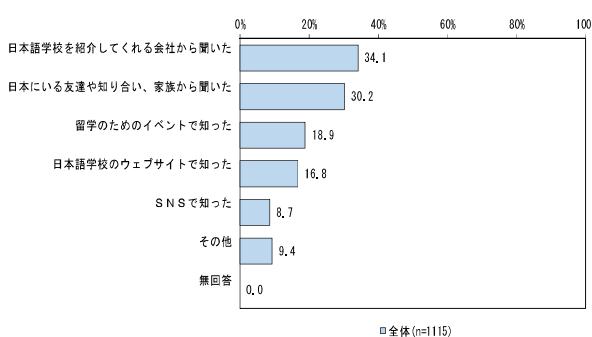
(n=63)

	内容	%
1	教室がある町や場所のこと	39.7
2	授業の内容やレベルについて	38.1
3	教室までの行き方（電車、バスなどでどうやって行くか）	31.7

※30%以上の項目

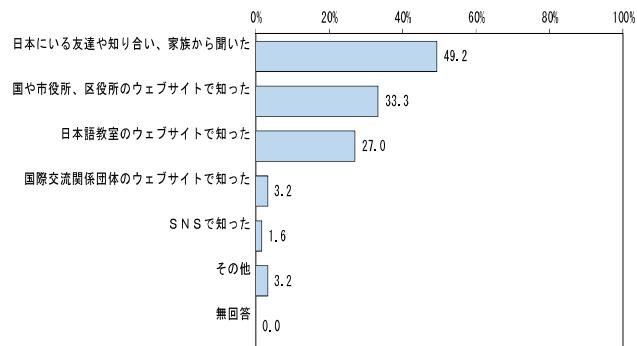
教室がある町や場所、授業の内容やレベルなどが上位に上げられた。

●今、学んでいる日本語学校をどうやって知ったか



□全休 (n=1115)

●今、学んでいる日本語教室をどうやって知ったか



□全休 (n=63)

【日本語教育機関に不足していると思われる情報（日本語教師からの回答）】

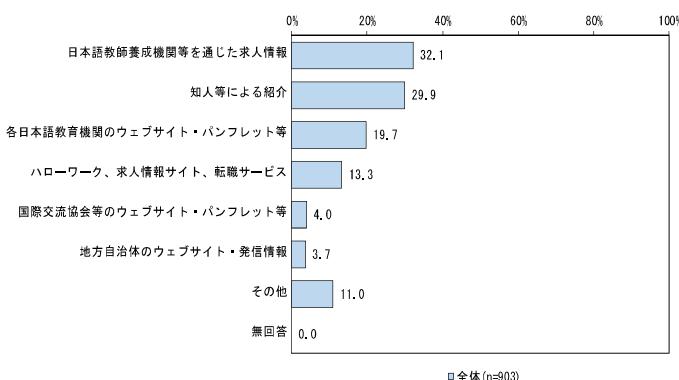
日本語学習を希望する外国人が日本語教育機関（地域日本語教室を含む）を選ぶ際に必要と思われる情報のうち、現在不足している（あまり公開されていない）と思われる情報

	内容	%
1	授業内容やレベルに関する情報	32.8
1	住居など暮らし面でのサポートに関する情報	32.8
3	授業以外に参加できる交流プログラム等の情報	29.6
4	授業料以外に必要な費用	28.2
5	進学・就職に関するサポート状況の情報	26.9
6	進学先・就職先など実績情報	25.0
7	学校等の周辺環境（都市を含む）に関する情報	23.7
7	奨学金に関する情報	23.7
8	学習サポートなどの情報	21.4
9	学校等の利用可能な施設、サービス	20.3
10	日本留学試験（EJU）や日本語能力試験（JLPT）受験のサポートに関すること	19.5
11	国別の在学生の状況	19.2
12	学校・クラスの雰囲気に関すること	18.4
13	担当する教師に関する情報	17.8
14	授業日数・時間数などに関する情報	13.8
15	学校等までの交通の利便性	10.6
その他		5.5
わからない		13.1

(n=903)

アンケートで示した選択肢のうち、30%以上が2項目（太字）、29%以上では9項目が「不足している情報」として挙げられた。

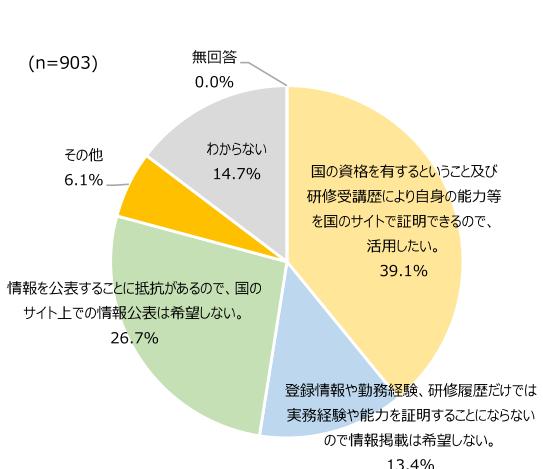
●現在、勤務する日本語教育機関を知ったきっかけ



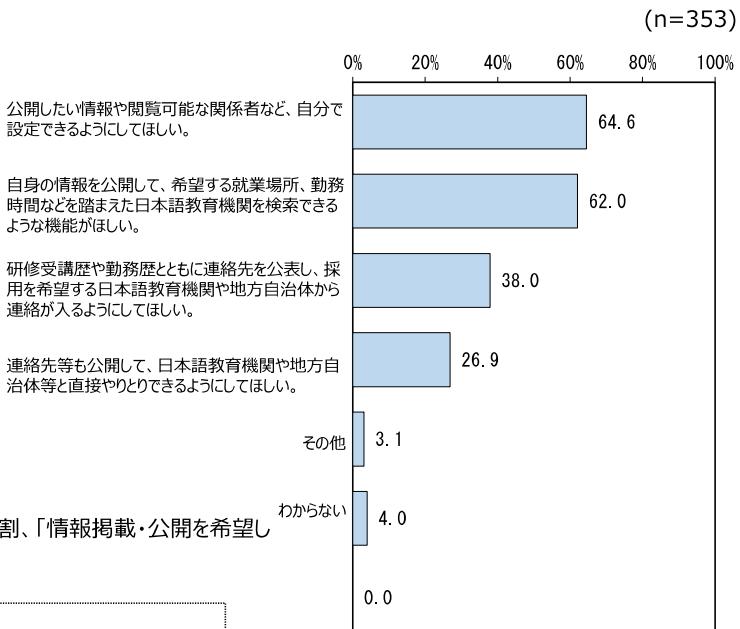
現在勤務する日本語教育機関を知ったきっかけは、「日本語教師養成機関を通じた求人情報」が3割強と最も高いが、「知人による紹介」も3割近くに上る。

登録日本語教員の情報活用について

<登録日本語教員の情報の活用希望>



<活用したい機能>



登録日本語教員の情報活用については、「活用したいが」約4割、「情報掲載・公開を希望しない」が約4割と拮抗している。

<その他の意見>

- 公開したい（条件付き等）
 - ・情報の選択ができれば公開したい。
 - ・登録情報が教師の能力の証明にはならないが、一定の能力の証明にはなるので公開したい。
 - ・活用方法や個人情報の扱いに問題なければ活用したい。
- 公開たくない、公開に迷う
 - ・個人情報などの公開に不安がある。
 - ・公開先の範囲が不明なため公開に迷う。
 - ・公開情報の制限が可能かどうかわからないので公開に迷う。

日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議の設置について

令和4年4月28日
文化庁次長決定

1. 趣旨

文化庁では、令和元年6月に成立した「日本語教育の推進に関する法律」において、日本語教師の資格の整備や日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備が求められていること等を契機とし、「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」において当該制度に関する検討を進めてきた。令和3年8月に取りまとめられた「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」では、①資格取得要件、試験の内容、指定試験機関及び試験の免除等資格、②日本語教育機関の分類、評価制度の性質及び審査項目等日本語教育機関の評価制度に関する事項が提示され、これを踏まえ文化庁において法制化に向けた検討を進めている。

更なる詳細な制度設計に当たっては、①日本語教育機関の評価制度の詳細及び②日本語教師試験及び日本語教師養成機関に係る検討が必要となり、より実情に沿った制度とするべく、引き続き関係者の意見を聞きながら進めていくことが不可欠である。

このため、日本語教育機関の評価制度及び資格制度の詳細について検討するための有識者会議を設置する。

2. 検討課題

○日本語教育機関の評価制度について

- (1) 認定基準（修業年限、授業時間数、教育課程、施設・設備、教職員体制等）について
- (2) 自己点検評価、情報公表及び定期報告等について
- (3) その他

○日本語教師の資格制度について

- (1) 試験や実習の内容について
- (2) 試験機関の指定について
- (3) 日本語教師に関する経過措置について
- (4) 日本語教師養成機関の指定について
- (5) その他

3. 実施方法

- (1) 協力者会議は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

4. 実施期間

令和4年4月28日～令和5年3月31日

5. その他

本件に関する庶務は、関係課の協力を得て、文化庁国語課において行う。

日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議 委員一覧

石坂 守啓	浜松市 企画調整部長
○伊東 祐郎	国際教養大学専門職大学院 日本語教育実践領域 代表
大日向 和知夫	アカデミーオブランゲージアーツ元校長 (一社) 日本語学校ネットワーク 代表理事
加藤 早苗	インターナルト日本語学校 学校長
神吉 宇一	武藏野大学 准教授、元 AOTS コーディネーター
川口 昭彦	大学改革支援・学位授与機構名誉教授 (一社) 専門職高等教育質保証機構 代表理事
佐々木 倫子	桜美林大学名誉教授、JAMOTE 審査員
田尻 英三	龍谷大学名誉教授
◎西原 鈴子	NPO法人日本語教育研究所 理事長
西村 学	全国専門学校日本語教育協会 事務局長 文化学園文化外国语専門学校 副校長
浜田 麻里	京都教育大学 教授
札野 寛子	金沢工業大学元教授、国際高等専門学校 教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
山口 修	学校法人瓜生山学園京都文化日本語学校 顧問

(敬称略、五十音順)

※ ◎：座長、○：座長代理

※ 役職は令和4年4月28日現在のもの

日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議における

審議経過

令和4年 5月31日 (第1回)	○日本語教育機関の評価制度及び資格制度に関する 検討状況の報告 ○日本語教育機関からのヒアリング (インターナルト日本語学校) 等
6月30日 (第2回)	○経済団体ヒアリング (日本商工会議所) ○日本語教育機関関係団体ヒアリング (日本語教育機関団体連絡協議会) ○検討事項の整理 等
8月3日 (第3回)	○日本語教育機関の認定基準等について 等
9月27日 (第4回)	○日本語教師の養成等について 等
10月25日 (第5回)	○日本語教師の養成等について 等
11月17日 (第6回)	○日本語教育の質の維持向上の仕組みについて 等
12月13日 (第7回)	○「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて (報告)」 (素案) 等
令和5年 1月25日 (第8回) 最終回	○「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて (報告)」 (案) 等